

令和元年12月定例会

浪江町議会会議録

令和元年12月10日 開会

令和元年12月19日 閉会

浪江町議会

令和元年浪江町議会12月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（12月10日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	13
石井悠子君	13
紺野榮重君	31
松田孝司君	50
渡邊泰彦君	60
馬場 績君	76
時間の延長	101
散会の宣告	103

第 2 号（12月11日）

議事日程	105
出席議員	108
欠席議員	108
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	108
職務のため出席した者の職氏名	108
開会の宣告	110
開議の宣告	110
議事日程の報告	110
請願・陳情の付託	110
承認第9号から議案第147号の一括上程、説明	110

延会について	1 5 2
延会の宣告	1 5 3

第 3 号 (12月18日)

議事日程	1 5 5
出席議員	1 5 8
欠席議員	1 5 8
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 5 8
職務のため出席した者の職氏名	1 5 8
開議の宣告	1 6 0
議事日程の報告	1 6 0
議案第108号訂正の件	1 6 0
承認第9号の質疑、討論、採決	1 6 1
承認第10号の質疑、討論、採決	1 6 4
議案第108号の質疑、討論、採決	1 6 5
議案第109号の質疑、討論、採決	1 6 5
議案第110号の質疑、討論、採決	1 6 6
議案第111号の質疑、討論、採決	1 7 0
議案第112号の質疑、討論、採決	1 7 1
議案第113号の質疑、討論、採決	1 7 1
議案第114号の質疑、討論、採決	1 7 2
議案第115号の質疑、討論、採決	1 7 2
議案第116号の質疑、討論、採決	1 7 2
議案第117号の質疑、討論、採決	1 7 3
議案第118号の質疑、討論、採決	1 7 3
議案第119号の質疑、討論、採決	1 7 4
議案第120号の質疑、討論、採決	1 7 4
議案第121号の質疑、討論、採決	1 7 5
議案第122号の質疑、討論、採決	1 7 5
議案第123号の質疑、討論、採決	1 8 1
議案第124号の質疑、討論、採決	1 8 5
議案第125号の質疑、討論、採決	1 8 6
議案第126号の質疑、討論、採決	1 8 6
議案第127号の質疑、討論、採決	1 8 7
議案第128号の質疑、討論、採決	1 8 7
議案第129号の質疑、討論、採決	1 8 8
議案第130号の質疑、討論、採決	1 8 9
議案第131号の質疑、討論、採決	1 9 4
議案第132号の質疑、討論、採決	1 9 4

議案第133号の質疑、討論、採決	195
議案第134号の質疑、討論、採決	195
議案第135号の質疑、討論、採決	196
議案第136号の質疑、討論、採決	196
議案第137号の質疑、討論、採決	196
議案第138号の質疑、討論、採決	198
議案第139号の質疑、討論、採決	200
議案第140号の質疑、討論、採決	201
延会について	201
延会の宣告	201

第 4 号 (12月19日)

議事日程	203
出席議員	204
欠席議員	204
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	204
職務のため出席した者の職氏名	204
開議の宣告	206
議事日程の報告	206
議案第141号の質疑、討論、採決	206
議案第142号の質疑、討論、採決	213
議案第143号の質疑、討論、採決	213
議案第144号の質疑、討論、採決	214
議案第145号の質疑、討論、採決	214
議案第146号の質疑、討論、採決	215
議案第147号の質疑、討論、採決	215
請願・陳情審査報告	215
陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	216
発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	217
発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	218
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	218
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	219
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について	220
町長あいさつ	221
閉会の宣告	222

浪江町告示第 57 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、令和元年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年 11 月 8 日

浪江町長 吉 田 数 博

1 日 時 令和元年 12 月 10 日（火） 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	佐々木恵寿君
5番	半谷正夫君	6番	紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	平本佳司君
9番	山崎博文君	10番	渡邊泰彦君
11番	松田孝司君	12番	山本幸一郎君
13番	泉田重章君	14番	紺野榮重君
15番	佐藤文子君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和元年浪江町議会 1 2 月定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和元年 1 2 月 1 0 日 (火曜日) 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	佐々木恵寿君
5番	半谷正夫君	6番	紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	平本佳司君
9番	山崎博文君	10番	渡邊泰彦君
11番	松田孝司君	12番	山本幸一郎君
13番	泉田重章君	14番	紺野榮重君
15番	佐藤文子君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	小林弘典君	教育長	笠井淳一君
総務課長	安倍靖君	企画財政課長	西健一君
二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長	横山秀樹君	産業振興課長	清水中君
農林水産課長兼農 業委員会事務局長	清水佳宗君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	柴野一志君
会計管理者 兼出納室長	佐藤祐一君	住民課長	中野隆幸君
健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君	介護福祉課長	木村順一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田厚志	主任主査兼係長	志賀美樹
------	------	---------	------

書

記

鎌 田 典 太 朗

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

東日本大震災から8年3カ月が過ぎようとしております。12月定例議会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方々をはじめ、長期にわたる避難生活により、お亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙祷を捧げたいと思います。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（佐々木恵寿君） ありがとうございます。ご着席ください。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますのでご了承ください。

傍聴される方に申し上げます携帯電話お持ちの方は電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は16名であります。

定足数に達しておりますので、令和元年浪江町議会12月定例会を開会します。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、1番、大浦泰夫君、2番、石井悠子君、3番、高野武君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は配付のとおり本日から19日までの10日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から19日までの10日間とします。
会期中の会議についてお諮りします。10日、11日、18日及び19日
を本会議とし、12日から17日までは委員会等のため休会としたいと
思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議はこのとおり決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりですので、ご了承
ください。

◎行政報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告は、
町長からお願いします。

町長。

〔町長 吉田数博君登壇〕

○町長（吉田数博君） おはようございます。

本日ここに、令和元年浪江町議会12月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、師走のご多用の折にもかかわらず、ご参集を賜り誠にありがとうございます。

東日本大震災発生から8年8カ月、一部地域の避難指示解除から2年8カ月が経過いたしました。

行政報告に先立ち、改めて東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、長期に及ぶ避難生活の中で命を落とされた方々の、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

それでは、9月定例会以降の行政執行の主なものについて、ご報告いたします。

はじめに、台風19号災害対応について、ご報告いたします。

10月12日から13日にかけて台風19号が日本に上陸し、東北地方を中心に甚大な被害を及ぼしました。当町においては、深夜の大雨が予想されたことから、日中の早期避難を促すため、県内でいち早く避難勧告を発令し、迅速な避難対応に努めたところであります。

幸い請戸・高瀬、両河川の氾濫や決壊はなかったものの、内水氾濫により住家23件の浸水被害や、橋梁の崩落などの被害が発生いた

しましたが、幸い人的被害はなく、大事には至りませんでした。

詳細な被害状況につきましては、先般の全員協議会においてご報告させていただいたとおりであります。今後、被災した住民の生活再建に向け、可能な限りの支援を続けてまいります。

次に、町政懇談会について、ご報告いたします。

10月20日から11月20日にかけて、町内1か所、県内4カ所、県外2か所で開催し、総勢91人の町民の皆様にご出席をいただきました。また議会の皆様にもご協力いただき、各回にご参加いただきましたこと、誠にありがとうございました。

意見交換では、町民の皆様の声を直接聴かせていただく貴重な機会となりました。主な意見といたしましては、「農地の保全管理の今後の見通し」や「企業誘致の進捗」、「除染」等の町内での生活に関するものや、「原発避難者特例法」や「高速道路無料措置の延長」など避難生活を送らざるを得ない状況下での必要な支援に関するなどが挙げられました。

これらを含め、いただいたご意見は、国、県に対する要望活動や今後の町政運営に活かしてまいりたいと考えております。

次に、浪江町功労者表彰式について、ご報告いたします。

文化の日の11月3日、地域スポーツセンターにおいて、第47回浪江町功労者表彰式を開催いたしました。

表彰を受けられた方々は、特別功労表彰3名、功労表彰6名、善行表彰13名で、多年にわたり地方自治や教育、消防行政などに日夜ご尽力された方々、全国各地から浪江町民に対しまして心あたたまるご支援を下された方々で、賞状及び記念品を贈呈し、ご功績を讃えたところであります。

次に、消防団秋季検閲式について、ご報告いたします。

10月6日、地域スポーツセンターにおいて、浪江町消防団秋季検閲式が開催されました。

検閲式には、113名の団員が参集し、功績章7名、精勤章15名の表彰や分列行進・閲団などを行い、改めて消防団の士気の高さを実感したところであります。

次に、行政経費に関する賠償の和解成立について、ご報告いたします。

先の9月定例会でご承認いただいた、平成22年度及び平成23年度行政経費のうち原発事故による追加的費用のADR申し立てに係る和解案について、東京電力側も受け入れ、令和元年10月24日付で3749万2000円の和解が成立いたしました。

後年分の追加経費についても引き続き、賠償請求を進めてまいります。

ます。

次に、町民に対する賠償請求支援について、ご報告いたします。

個人ADR申立てにつきましては、県内の交流館や復興公営住宅の集会所等において、相談会を実施いたしました。

今年度は、11月末までに20回実施するなか、171名の参加があり、約7割の方の申立てが実現したところであります。

引き続きADRセンターと連携し、一人でも多くの町民の申立てが実現するよう、支援を続けてまいります。

次に、浪江町内での事業活動状況・支援について、ご報告いたします。

12月1日現在の町内での事業者活動状況については、再開・新規あわせて、148事業所となっております。

町としては、町内事業活動の支援策としまして、いこいの村を起点に町内を循環送迎する「夜間交通手段確保支援事業」を10月からスタートさせ、また、町内物流の改善を図るため、9月から「共同配送システム」を構築し、スタートさせたところであります。

引き続き、町内での再開事業者が安心して事業を継続できるよう、また、新規事業者が参入しやすい環境整備に努めてまいります。

次に、プレミアム付商品券について、ご報告いたします。

プレミアム付商品券の販売につきましては、6月8日より販売を開始し、12月1日現在で、購入者数3052人、販売金額1億6871万円、登録店舗数は76店となっております。

9月18日からは町内の事業所に勤務する方も購入対象として拡大したところであり、更なる購買促進を進めてまいります。

次に、町内イベント事業について、ご報告いたします。

11月23、24日の2日間、「復興なみえ町十日市祭2019」が浪江町地域スポーツセンターで開催され、町内外から多くの町民が来訪され、大きな賑わいを見せました。

会場では、大堀相馬焼協同組合による「大せと祭り」や日本プロ野球機構による「ベースボールフェスタ」、また浪江町にゆかりのある方が出演する「浪江芸能産業祭」も同時併設開催されました。

24日には「ももいろクローバーZ」も出演され、県内外から多くの方にご来場いただき、浪江町を全国に広く発信する機会となりました。

引き続き、町民が集い、町民同士の絆が深まる町内でのイベント、また、町の魅力を全国に発信できるイベントを企画、実施してまいります。

次に、浪江町交流・情報発信拠点施設の整備状況について、ご報

告いたします。

9月20日に造成工事の部分引き渡しを受け、現在、地域振興施設の建屋建築にかかる杭工事・基礎工事を進めております。

ソフト面では、道の駅として認定を受けるための登録申請を行うとともに、9月からは関係人口を増やすため町内外において「道の駅井戸端会議」を開催しております。

引き続き、広く皆様に親しまれる施設となるよう準備を進めてまいります。

次に、雇用の場の創出・企業誘致の取り組みについて、ご報告いたします。

藤橋産業団地において、10月8日に震災後3社目となる株式会社一路との立地協定を締結し、現在、工場建設が開始され、来年度当初の操業を目指し整備が進められております。

また、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金第4次公募において、浪江町への立地を希望される事業者4社が採択されました。2020年3月までに本申請が必要であることから、町としても申請支援等を行いながら、一日も早い町内への立地が実現するよう引き続き努力してまいります。

この時期に全力で企業誘致に取り組むことが重要であると認識し、さらなる雇用の場の創出に向け、積極的に取り組んでまいります。

次に、福島水素エネルギー研究フィールド整備の取組状況について、ご報告いたします。

平成30年7月より順次、造成地の引渡しを行っており、プラント建設及び太陽光パネル設置工事が順調に進捗しております。10月には設置した機器から順に調整運転が開始しております。引き続き、遅滞無く工事等が進展するよう関係機関との連携に努めてまいります。

次に、木材製品生産拠点整備事業の取組状況について、ご報告いたします。

11月29日に安全祈願祭が執り行われ、いよいよ建築工事に着手いたしました。立地場所である棚塩産業団地では、福島水素エネルギー研究フィールドや福島ロボットテストフィールドなど大規模工事が輻輳しておりますので、安全管理、工事間調整等を徹底しながら事業を進めてまいります。

次に、水産業共同利用施設の整備について、ご報告いたします。

10月25日に、国や県、漁業関係者等多くの関係者にご臨席いただき、落成式を執り行いました。

今回完成したのは、荷捌き施設、貯氷冷凍庫施設、海水取水ポンプ施設、上架施設で、指定管理者となった相馬双葉漁業協同組合により管理運営を行うこととしております。

請戸で水揚げし、請戸でセリを行い放射性物質の検査をし、上質の「請戸 常磐もの」を一日も早く全国へ届けるべく、水産業再生に向け引き続き取り組んでまいります。

次に、浪江産の花のPR活動について、ご報告いたします。

先般、開催されたラグビーワールドカップの釜石市会場の釜石市民会館でのファンゾーン会場において、浪江産のトルコギキョウを展示し、PR活動を行いました。

さらに、11月14日から24日に日光東照宮美術館で開催された、華道家の假屋崎省吾氏の世界展では、浪江のトルコギキョウをふんだんにあしらった作品を製作、展示いただきました。

来年の東京オリンピック・パラリンピックでは、福島県産のトルコギキョウが活用される見通しとなっておりますので、引き続き、浪江産の花のPRと花き生産者の方々の支援を積極的に進めてまいります。

次に、総合健診について、ご報告いたします。

10月8日から11月9日の19日間にわたり、県内8カ所において総合健診を実施し、3546名の町民が受診されました。

今回は、台風19号の影響による断水のため、会場の変更などもありましたが、無事に予定通り実施することができました。

今年度はメタボリックシンドローム該当者や予備群の方に対し、健診会場で保健師が面接を行い、生活習慣の改善、メタボ予防につながるよう特定保健指導を行いました。

引き続き、町民の健康維持増進に取り組んでまいります。

次に、敬老祝い金と100歳賀寿表彰について、ご報告いたします。

80歳以上の町民の方々、2072人に対し、敬老祝い金を支給いたしました。

また、満100歳を迎えられた3名の方に対し、賞状とお祝い金10万円を支給いたしました。

厳しい避難生活が続きますが、皆様のますますの御健勝をお祈りいたします。

次に、応急仮設住宅の入居状況について、ご報告いたします。

11月30日現在の入居状況は、建設型が供与戸数76戸に対し、入居戸数8戸、入居者数10人、入居率10.5%、借上型が入居戸数646戸、入居者数1119人となっております。

なお、本町に係る応急仮設住宅の供与期間につきましては、令和

2年3月末で終了することになりますが、うち29戸の方につきましては、「特定延長による届出」によりまして、令和3年3月末までの延長が認められることになっております。

次に、町外の復興公営住宅の入居状況について、ご報告いたします。

町外の復興公営住宅につきましては、10月1日現在、県営及び市町村営を合わせ1476世帯、2603の方が入居決定を受け、新たな住環境での生活を送っております。

次に、教育行政関連について、ご報告いたします。

10月5日、なみえ創成小・中学校において、町立学校と浪江にじいろこども園の合同の大運動会を開催いたしました。

児童生徒、園児29名のほか、地域住民や支援団体の皆様総勢270名程のご参加をいただき、盛大な運動会となりました。

また、11月21日、町立学校の校舎などについての今後の在り方の検討を行ってきた浪江町立学校校舎等検討委員会より、検討結果の答申がなされました。

今後、この答申を尊重しながら、町としての方針を決定してまいります。

次に、子育て支援関連について、ご報告いたします。

今回で9回目となる「こどもの笑顔フォトコンテスト」受賞作品の表彰式を、10月25日に開催いたしました。

今年のコンテストには53作品の応募があり、最優秀賞を含む15点を選定し、賞状と記念品を贈呈いたしました。

応募作品は、庁舎1階ロビーでの展示や広報誌でご紹介させていただいたところです。

次に、生涯学習関連について、ご報告いたします。

9月1日に開催されました県民スポーツ大会におきましては、壮年ソフトボール、バレーボール、ソフトテニスの3競技に出場し、ソフトボールとソフトテニスでブロック優勝を果たしました。

県内の市町村対抗大会においては、9月に軟式野球大会が開催され、ベスト8まで勝ち進んだものの、台風19号の影響によりその後の試合が中止となり、当町を含むベスト8に勝ち上がった全てのチームに八強賞が授与されました。

また11月には、ふくしま駅伝競走大会が開催され、選手の方々が各地に分散している困難な状況の中、町代表として力を発揮していただきました。

以上、9月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、専決処分の承認案件2件、条例の制定及び改正案件14件、計画の認定11件、契約の締結及び変更案件16件、土地の取得案件1件、損害賠償に関する和解案件1件、令和元年度の補正予算案件が7件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で行政報告が終わりました。

◎一般質問

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、一般質問を行います。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。

一括質問方式については、慣例により、質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となっています。

質問は、質問席で行います。

通告された一般質問の中で同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されております。議事整理上、また円滑な議会運営を行うため、後順位者が先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解したときは、その件について撤回するか、又は不足分の答弁を求めることで御協力をお願いします。

なお、一般質問は、通告順に許可をします。質問、答弁ともに簡潔をお願いします。

◇石井悠子君

○議長（佐々木恵寿君） 2番、石井悠子君の質問を許可します。

2番、石井悠子君。

[2番 石井悠子君登壇]

○2番（石井悠子君） おはようございます。2番、石井悠子です。

議長より発言の許可を頂きましたので、一般質問を一括質問方式で行わせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

2011年3月11日 東日本大震災発生により、町外での避難生活を余儀なくされてから、8年8カ月が経過し、その後、一部区域を除いて避難解除をし、ようやく、少しずつではありますが、町内外にて生活再建ができてきてやっと少しは、穏やかな日々を・・・と思っていた矢先、9月10月の台風15号・19号そして、10月25日の豪雨災害に遭われた方々におかれましては、なんてお見舞いの言葉をお

発言訂正申し出あり：議長許可。「11件」を「1件」に訂正。

かけしたらいいのか、わからないほど、甚大な災害に心が痛みます。

10月18日テレビ放送で「なにもないように祈っています、それだけです。もう邪魔しないでほしい・・・」浪江町から避難した方の言葉に胸が締め付けられるような思いです。県外でニュースを見た方は、どうか浪江の人じゃありませんようにと願っていたとおしゃっていました。東日本大震災で大変な思いをしたのに、また・・・と思いました。

いつになったら、安心できる生活ができるのか・・・、そんな町民の不安を少しでも軽減できるようにしなければいけないのと、何かが起きてから、行動するのではなく、起こる前に準備をすることなどにつとめていかなくてはいけないと思います。

今回の災害に対する質問をはじめ8項質問させていただきます。町の対応策やお考えをお伺いしたいと思います。

1. 町内の災害について。

自然災害は、時として、想像を超える力で襲ってきますので、日頃から防災対策をしておくことで、被害を少なくすることはできるのではないかと思いますし、今回の台風19号・豪雨災害では、町の防災対策不足が明らかであったのではないかと思います。

高瀬川、請戸川の二つの川が流れている間の地に、なぜ、災害公営住宅85戸、再生賃貸住宅80戸、なみえ創成小学校・中学校、なみえにじいろこども園など、人々が集まることを承知で復興したというのは、どうしてか伺います。

この地にするにあたり、防災対策として、どのようなことをしているのか伺います。

平成30年4月に「浪江町防災ハザードマップ」を作成し、居住されている方などに配っていただいていると思います。この中に、はじめにとういうことで、ハザードマップとは、平常時の防災対策や災害時の避難等に活用するために災害の危険箇所や避難場所等をマップに示したものです。災害といっても、津波、洪水、土砂災害などさまざまな種類の災害があり、それは同時に起こる可能性もあります。今回作成した浪江町防災ハザードマップは、そうしたさまざまな危険箇所を一つのマップにまとめたものとなっております。災害に備えるためには、まず地域にどんな危険が潜んでいるのかを知ることが大切です。この冊子を活用して、地域や家庭での防災対策に役に立てていただければ幸いです。となっております。防災に必要な情報がわかりやすくまとめてあり、とても役にたつ冊子だと思っておりますが、この冊子をどれだけの町民がご覧になっているか、避難場所などを把握してくださっているのか、町民の認識を町は把握

しているのか伺います。

緊急避難場所（津波、洪水、火災等による危険な状況から緊急的に避難する場所）・避難所（被害の危険性があり避難した場合や災害により家に戻れなくなった場合に一時的に滞在する施設）と、どちらも該当する場所で、地震、津波、風水、土砂からも逃れるようになっている場所は、幾世橋小学校、荻野小学校、浪江中学校、なみえ創成中学校・なみえ創成小学校の4カ所、他、13カ所は、どちらかにの避難場所になっていると思いますが、この場所は、どのような基準で決めたのか、避難所としての準備ができていますのか伺います。

町民に避難を促す方法を伺います。今回の台風19号及び豪雨災害で被害に遭われた方への支援策を伺います。

2. 町外の災害について。町外で避難を余儀なくされている町民が、9月末現在、避難状況によりますと県内約1万4000人、県外約6000人と町民のほとんどが町外にいます。そのような状況の中、どのような防災対策を行なっているのか伺います。

台風15号、19号、豪雨災害後、県外にいる方で、復興支援員から、「台風大丈夫でしたか？」「お変わりないですか？」の電話連絡いただけたことをすごく喜んでくださっていました。なみえ町民だからこそいただける電話ですし、忘れられていないということがどれだけ嬉しいことなのかと感じました。ありがとうございます。

今回、町外の災害件数と被害状況を伺います。

3. 町政懇談会について。吉田町長就任より1年2カ月が経たれた、10月20日より、初の町政懇談会が町内、町外7カ所で開催されました。各地、避難状況が様々な町民の生の声、意見が聞ける機会だったと思います。町は、どのような総括をしているのか伺います。

参加人数、二本松市13名、浪江町25名、郡山市3名、いわき市14名、福島市7名、仙台市18名、東京都9名と、7カ所で100人にも達してないこと、震災前、町民登録人口が約2万1000人いたわけです。「震災当時から現在までの町内の復興状況と町の取組について説明します。」と広報していたと思います。私は、就任後、初の懇談会となるので、もう少し集まるかと思っていました。参加人数が少ないと思われませんが、どのような要因があると思われるか伺います。

4. みんなの連絡帳について。町民のコミュニケーションツールとして、分散避難する町民の皆さまの絆を維持するためにとのことで、平成25年2月作成し配布、その4年後、多くの方のお住まいや連絡先の変更があったことをうけ、平成29年3月に更新発行してい

ると思います。その後、同年一部区域を除いて解除されていることから、現在では、約1100人以上の方が帰還されています。このような状況からも避難先が変わった方が多いかと思ひますし、個人情報保護法により、避難先を公にすることができない中、れんらく帳の発行にあたっては、町民の皆さまへ掲載可否に関する意思の確認を行っていただきましたし、お取り扱いについて問題がなかったと思ひます。

それと、今回のような災害などで、町民同士の安否確認などで連絡が取りたい時などにも必要なものだと思います。このようなことから、更新するお考えがあるか伺ひます。

5. 高速道路について。以前6月にも2020年3月以降も高速道路の無料措置延長を要望するお考えがあるか伺ひます。と、質問させていただきました。その後、11月5、6日町長と議長のお二人で、国へ要望活動を行なっていただきました。議会としても、しっかり要望して、国としても重要な課題として認識してもらったと議長から報告を受けていますが、震災後、高速道路は町民にとって生活道路になっていると思ひますし、町政懇談会でも意見が出たと思ひます。町の認識と見通しについて伺ひます。

6. 移動支援について。震災後、色々な事情で家族分散になり、独居暮らし、高齢者夫婦暮らし、親戚とも離れ離れになったなど、震災前と暮らしの状況が変わりました。それから、運転免許証の返納をしている方もいます。このようなことから、自力での移動手段を持たない住民の送迎をどのように実施しているのか伺ひます。

(2) 町として、送迎の必要性を感じているかどうか伺ひます。

7. 合併について。前町長より「町のこし」の施策を引き継ぎ、吉田町長には、復興を進めていただいております。心よりご努力、ご尽力に感謝申し上げます。

町長が就任ご挨拶でもおっしゃっていた「町のこし」というのは、「のこす」ために、町独自の戦略、維持対策があるのか伺ひます。

(2) 町を維持するにあたり、1つは、地方交付税があるかと思ひます。私なりの理解では、地方交付税というのは、人口割合により国より財源の偏在を調整することを目的に交付されている税と思ひます。

現在、原発避難者特例法（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、また、住所を移転することを余儀なくされた事態に対処する措置）があることで、避難先ではなく浪江町に住民票をおくことができます。そのおかげで、約1万8000人分の地方交付税が浪

江町に入りますが、原発避難者特例法が適用されず、住民票を移動しなくてはいけなくなった場合、今現在ですと、約1100人の町民になりますので、地方交付税が減るのではないかと考えますが、浪江町を維持していくことができるのか伺います。

(3) 町政懇談会でも声が上がりましたが、町長は、合併を考えているのか伺います。

8. 国際教育研究拠点について。復興庁で検討している国際教育研究拠点について、双葉郡北部地域に高等教育機関がなく、また福島水素エネルギー研究フィールド等の研究拠点が整備される当町に国際教育拠点を整備することは、復興と人材育成の観点から極めて有効であることから、当町も立地候補地の一つとして検討すること。と、国に要望書を提出していますが、具体的にはどのように進めていこうと考えているのか伺います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） まず私より大きな7番、合併についての項目についてお答えをさせていただきます。合併についてのお質しの中で1、2、3についてお答えを申し上げます。

まず、町のこしについて独自の戦略、維持対策があるのかというお質しでございますが、現在町内各地で実施されている国等の財源を活用した復興事業、例えば交流人口の拡大・地域産業の振興を目的とした道の駅、荷捌き場などの漁業関連施設、カントリーエレベーター等の農業関連施設、企業誘致のための各産業団地の整備それぞれが町の再生に向けた町独自の戦略、維持対策であると考えております。町のこしに留まらず、人口ビジョンで目標としている2035年においては8000人を想定しておりますので、それを実現すべく今後も持続可能なまちづくりを進めるためにこのことが必要であると考えております。

また、次の(2)番の人口特例のことと思いますが、住民票を置けなくなった場合、現在ですと約1100名となり、交付税が減ってしまうということでもあります。議員のお質しのとおり普通交付税の算定については震災後の現住人口で算定されたことになった場合、町を維持していくことは困難になると思います。

このような現在の町の置かれている厳しい状況では事あるごとに国に強く求めているところでございますが、国でも継続していただけるものと思って考えているところでございます。

それから合併についてでございます。合併に関しましては様々な考えがお持ちの方がおられます。現状で合併の議論をするには故郷の再生を願う多くの町民の感情として難しいと考えております。町

の復興の見通しが一定程度あった段階で一つの選択肢として検討することになると考えております。

あとの項目につきましては担当課より答弁をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 1番、町内の災害についての（1）高瀬川、請戸川の間の地に、住宅、小・中学校、保育園など人口が集まることを承知で復興したのはどうしてかというご質問にお答えいたします。

復興拠点である防災集団移転候補地を選定するにあたりまして、洪水・津波に関しましては、洪水ハザードマップと当時の津波ハザードマップをもとに検討してございます。旧浪江東中学校のグラウンドにつきましては、浸水区域とはなっておりませんでした。災害公営住宅造成前の水田につきましては浸水エリアとなっておりました。これに対応するために近接する河川堤防の高さと同等に住宅団地を嵩上げすることにより、水害が及ばない計画となっております。その他の施設も同様な対応をしてございます。

なお、当時の津波ハザードマップにおきましては、幾世橋地区は津波浸水区域とはなっておりません。

以上のことから、住宅エリアを現在のなみえ創成小中学校周辺に隣接してございます。

それから、（2）この地にするにあたり、どのような防災対策をしているのかという御質問でございますが、先ほどお答えしました通り災害公営住宅等の地盤は浸水区域とならないよう嵩上げしてをございます。また町として災害発生時の対応はもちろんです。スムーズな避難行動につながるよう避難所の位置や、避難方法について周知に努めてまいりたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは次の防災ハザードマップ町民の認識についてのご質問にお答え申し上げます。

浪江町防災ハザードマップにつきましては、平成30年4月に作成し主に町内居住者に配布いたしました。その後町内に転入された方や各種イベント等で配布し、配布数は約1500部となっております。現在、県より新たに示された津波浸水想定区域をもとにハザードマップの見直し再配布を予定しているところであり、今後も丁寧な広報と説明を行いながら災害に対する防災意識の高揚等に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、避難場所・避難所をどのような条件から設定したのかというご質問にお答え申し上げます。

現在のハザードマップには、地震・津波・風水害等の災害の種類ごとに緊急避難場所と避難所を記載しております。場所の指定については、河川の氾濫等により想定される洪水浸水想定区域、東日本大震災における津波到達範囲など地理的条件や施設の規模などを考慮し指定しております。

なお、休校中の学校等については現在見直しを進めているところでございます。

次に、町民の避難を促す方法についてのご質問にお答え申し上げます。現在、町民に避難を促す方法と致しましては、防災行政無線、携帯電話のエリアメール、テレビの画面を利用した L アラート、さらには町ホームページ、メールマガジン、SNSなどを用い、情報伝達に努めております。

更には、今回の台風19号におきましては、主に災害時における要配慮者等に対し直接避難を促してございます。

次に、被害に遭われた方への支援策についてのご質問にお答え申し上げます。

今回の災害につきましては、災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用となり、住宅の応急修理や罹災証明書の発行等を行っております。あと町内で被災された方については、災害ゴミの片付け支援を行うとともに、被災した住宅の被害程度に応じて災害見舞金の支給を行っております。

2番の町外の災害について、(1) 町外でどのような防災対策を行っているかというご質問にお答え申し上げます。議員お質しのとおり、いつ起こるかわからない自然災害には常日頃からの備えが必要であると考えております。町内外を問わず今居住している地域において災害の危険箇所や避難場所の確認を行っていただくよう、町ホームページや広報誌等により更なる周知を図っていきたいと考えているところでございます。

次に、町外での災害件数と被害状況についてのご質問にお答え申し上げます。生活支援課や復興支援員による電話連絡などにより11月20日現在何らかの被害があったと確認された件数は105件となっております。

主な被害としては、家屋等の全壊が2件、床上浸水50件、床下浸水24件、その他、車庫倉庫、車両等の被害となっております。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 3番の町政懇談会のご質問にお答えいたします。10月20日から11月20日まで県内外7箇所にて開催いたしまして、91人の参加者からさまざまなご意見ご質問をいただいたと

ころでございます。

主なご意見、ご質問につきましては、大きく浪江町内に関するものと、避難生活に関するものと物とに大別することができると考えております。

浪江町内に関するものにつきましては、帰還困難区域の建物解体、拠点以外の帰還困難区域の今後、空き地の除草、道の駅、企業誘致など雇用問題、合併などのご意見、ご質問をいただきました。

避難生活に関するものにつきましては、ふるさと帰還通行カード、国保税減免医療費一部負担免除等の期限、住民票特例の期限、家賃補助等のご意見、ご質問をいただいたところでございます。

これらの他にも様々なご意見・ご質問をいただいたところです。とりわけ帰還困難区域に関するご質問は、多くの方からいただいておりますので、国に方向性を示すよう全力で取り組んで参りたいと考えております。

今回の懇談会でいただきましたご意見を役場全体で共有いたしまして今後町の町政、復興に活かして参ります。

続きまして、町政懇談会の参加人数が少ないということについてお答えを申し上げます。

前回の住民懇談会では避難指示の解除という大きなテーマがございました。避難生活に直結する問題がテーマとなりましたので参加者が多かったと考えておりますが、今回の町政懇談会は、現在の町の復興状況をお知らせする事とそれに対する意見をいただくことが主な目的でございましたので、町民の皆様の生活に直ちに影響を及ぼすようなテーマではなかったものと捉えてございまして、参加したいという動機が高まらなかったのではないかとすることも考えてございます。

避難生活が長期に及ぶ中で避難先における生活体験が進んだことにより浪江町に対する関心が薄れつつあるということも考えられますので、懇談会の開催結果について開催方法も含めて検証して参りたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） みんなの連絡帳に関する質問に対しお答えいたします。

連絡帳につきましては、町民同士の絆の維持のために平成24年度、それから平成28年度に作成しまして全戸配布をいたしました。二度目の作成の際には掲載希望者が激減しております。また、各個人情報としての取扱いについて町民の方からの苦情も多く寄せられておりました。作成にあたってのリスクが高いことが課題となっております。

います。こうした状況を踏まえまして各自治会代表者の方などにも意見を伺いましたところ「必要を感じない」とします意見が大半でありまして、更新、再配布を求める声というのは皆無でございました。

従いまして、現時点では更新配布の必要はないと考えておりますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

なお、議員お質しの町民同士の安否確認の際には、町にご連絡いただければ町から本人の同意を得た上でその方の連絡先情報を提供させていただくことも可能でありまして、特段これにより連絡帳が必要があるとは考えておりませんのでご理解をお願い致したいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 高速道路の無料化措置についてお答え申し上げます。

高速道路料金無料措置は今のところ今年度末が期限となっております。

この無料措置は避難先から町に戻る準備や、宅地・農地等の管理をされる方、それから家族と離れて避難生活を送られている方にとって欠かすことのできないものとなっております。議会との共同要望を始め、これまであらゆる機会に継続を強く求めてきたところでございます。しかしながら、国の年度単位での予算でございますので、現在のところ国からは延長に関する具体的な見通しは示されてございません。引き続き町の現状を伝えまして継続を強く求めてまいります。

続きまして、移動支援につきまして、（１）自力で移動手段を持たない方についてお答え申し上げます。

町では現在帰還された町民の方が買い物や通院などを行う際の交通手段を確保するためにデマンドタクシーを運行してございます。併せて町外から浪江町などに移動される方のため生活支援バスを運行してございます。

（２）の送迎の必要性についてでございますが、自力で移動手段を持たない方々の支援策につきましては、今後とも必要であると考えてございます。

一方で、現在運行している公共交通関係につきましては、国からの復興財源を充当してございますが、今後は帰還人口の推移や交通弱者の実態などを踏まえまして、持続可能な公共交通のあり方について検討を行っていく必要があると考えてございます。

続きまして、８番の国際教育研究拠点についてお答え申し上げます。

す。国際教育研究拠点に関する議論につきましては、福島県浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議が令和元年7月に設置されましてこれまで6回の議論が重ねられております。

福島イノベーションコースト構想は、原子力災害により従来の産業基盤が失われた浜通り地域に新たな産業基盤を構築するため廃炉等に必要な研究機関等を牽引役として、新産業の創出やセンター産業の集積を目指すものでございますが、有識者会議の議論におきましては、これまで整備されてきた廃炉国際共同研究センター、福島ロボットテストフィールド等の整備が進められておりますが、未だ局所的で個別の取り組みにとどまっており、全体が連携した広がりのある取り組みにまでは至っていないということが課題とされてございます。

この課題に対応するため国際教育研究拠点構想は、浜通り地域の復興・再生、分野横断的な研究の融合による産学官連携、新産業の創出、福島復興研究の集積・深化・世界への発信という方向性のもと、その組織形態も含めて検討が進んでおりまして、令和2年度の夏ごろまでに最終的に報告が取りまとめられると聞いてございます。研究者や若者の定住に向けた生活環境の整備も議論されておりますことから、拠点の立地は研究機関による交流人口の拡大にとどまらず、まちづくりへの大きな効果が期待されております。

町としましても誘致に向けて町内の候補地の検討を進め、並行して浪江町に立地した場合の内外のメリットを整理して関係機関への要望活動を展開して参りたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 石井悠子君。

○2番（石井悠子君） 再質問させていただきます。（1）町内の災害について。災害公営住宅、再生賃貸住宅を用意していただいたことで、色々な事情で自宅では生活できない方々が、場所が変わっても浪江町で暮らせることに感謝している方もいます。

浪江町に戻ってきて、「ほっとした」「やっぱり浪江町はいい」と不便なこともあることを承知の上で、帰還されたとの声もいただいております。が、今回の台風では、高瀬川の水があと少しで堤防を越えそうになっていました。

特に、8年前の震災時より、川の流れが変わっているとの声もいただいておりますし、今回は、氾濫しませんでした。今後、今回をはるかに超える雨量があった場合、水は堤防を越え、住宅や学校、保育園、田畑などすべてが被害を受けます。

この地域は、浸水想定区域とハザードマップに示されています。マップでは、災害公営住宅、再生賃貸住宅の方々の目の前にある、

なみえ創成小学校・中学校が、緊急避難場所、避難所となっても、台風19号では、なみえ創成小学校・中学校に避難の案内がなかったというのは、どのような理由か伺います。

(2) 災対策として、先ほど嵩上げしたとおっしゃっていましたが、嵩上げしたにもかかわらず、また水があふれそうになっていますし、河川に蓄積された砂利を取り除くなどの対応をする考えがないか伺います。

(3) 急避難場所と避難場所についてですが、今回、地域スポーツセンター、福島いこいの村なみえ、サンシャйнаみえに避難した方は、町の対応がよく助かりました。と話していました。ありがとうございます。

ただ、サンシャйнаみえは、昔、浸水したことがあったので、心配になり、いこいの村に移動した方もいました。避難所を案内するにあたり、その辺も確認の上案内してください。それから、避難先になっているなみえ創成中学校・小学校以外の学校については、震災後、片付けなど終わっているという報告を受けた記憶がないのですが、避難所として使用できるのか、伺います。

(4) 町民に避難を促す方法として、先ほどお答えいただきました。その中で、避難を促す電話をいただいたという方と、なんの連絡もなかったという方がいましたが、どのような方を対象に電話連絡したのか伺います。

(5) 支援策についてですけど、田畑の災害に遭われた方々については、どのような支援策を考えているのか伺います。

2. 町外の災害について、(1) 平成31年度、復興支援員の業務目的に、「生活再建」という支援があると思います。生活再建に関しては、「住まい」「生業(就労)」「こころとからだ(健康)」「次の災害へのそなえ」の4つの要素について、支援員による戸別訪問での聞き取りを実施、住民が抱える様々な問題を把握し、当該事業として実施可能な支援を行う。と目的にあります。が、「次への災害へのそなえ」とは、具体的にはどのようなことをしているか、または、しようとしているのか伺います。

(2) 台風19号で、町外の方が災害にあいました。その時、防災に関する情報が届かないため、避難が遅れたとのことでした。避難先自治体に戸別受信機をお借りしたいと話したところ、住民票が浪江町で、避難先に移動していないとの理由で、戸別受信機を貸すことができない。とのことでした。このようなことから、今後、災害に備えるためにも、町長より避難先自治体に貸し出しのお願いの口添えをするなど、対応をするお考えがあるか伺います。

3. 町政懇談会について。

(1) 町民の意見で心に残ったこと、印象に残ったことを伺います。

(2) 今後は、どのような開催方法にするのか、定期的を開催するのか伺います。

4. みんなの連絡帳について。

必要がないというのもわかりました。ですが、町民同士の絆を維持する方法が他にあるのか伺います。

5. 高速道路について。

(1) 急に無料措置がなくなるということでは、家族同士の行き来、町内の自宅の管理（草刈り）など、まだまだ必要不可欠の方が多いですし、一年ごとどうなるか心配が絶えないのです。生活道路になっている高速料金を支払うとなれば、生活費の負担になります。町としては、無料措置がなくなった場合の対応を考えているのか伺います。

6. 移動支援について。(1) 町では、デマンドタクシーを運行していることに感謝しますが、この事業は、国の予算があることで運行できていると思います。予算があるからではなく、これからも継続していかなくてはならないと思いますが、町は今後どのような対応をしていくか具体的に考えているのか伺います。

7. 合併について。(1) 戦略や維持対策があることはわかりました。が、今後、特例法がいつまで続くかで、住民票を移動せざるをえなくなった場合、かなりの人口が減少します。浪江町を維持していくことが難しいのではないかと思います。人口が減少した場合の財政シミュレーションをしているのか伺います。

8. 国際教育研究拠点について。(1) 国際教育研究拠点をどのくらいの規模で、場所はどこを候補地として考えているのか伺います。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 石井議員の再質問の中での町政懇談会での印象深い案件はいくらあったのかということについてお答えを申し上げます。これは様々身に迫るといいますか、どれもが一番だと思えます。その中であつてもやはり帰還困難区域の復興拠点外の取り扱いについて非常に切な思いで臨んでいる方も沢山おりますので、その方にとって自分のふるさとが将来とも見通しが立たないということについてはしっかりと取り組む必要があると改めて思ったところもございます。

今後の開催にあたっての定期的にするのかということのご質問で

ございますが、これから今回の検証を踏まえて当然ながら皆さんにご相談を申し上げるあるいは報告をする事案が出た場合には、当然開催をさせていただきますが、定期的なことについては今後検討させていただきますと考えております。

それから、高速道路の無料化がなくなった場合についてのお質しでございますが、確かに議員お質しのとおりだと思います。

そういった中での生活費の負担増もございます。ただ我々が気をつけると言いますか、考えを新たにしなければならないこともあるのだらうと思います。と申しますのは、これはあくまでも高速道路の単なる無料化のカードではなくて、故郷に帰還するためのカードであるとそこの原点を取り違えてる方も何人かいるやに伺っておりますので、その辺のことは整理をする必要があるのかと思います。しかし、無くなる場合のことを考える前に我々仕事としてしっかり継続を求めるということをまず第一義に考えて対応を図って参りたいと思います。

それから、人口減少につきましては合併が必要だという論点ももちろん承知をしておりますが、しかし今それぞれの町、双葉郡で、それぞれの町でそれぞれのまちづくりを一生懸命やっておられます。

そういった中でその街づくりがまだ完成を見る見通しがたたない状況の中で自分の故郷がなくなるそれぞれの町民の思いを汲むと、なかなかの合併という選択肢は当然ながらその後のある程度の復興の見通しが立つ、例えば復興期間が今回10年延長になります。その時点での考察になるのかなという思いでございます。

その他についてはそれぞれの担当から答えさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、1. 町内の災害についての再質問の1点目でございますが、なみえ創成小中学校に避難の案内がなかったという理由でございます。今回避難所開設するにあたりましては、指定避難場所の中からより安全で速やかに準備ができるよう職員が常駐している施設や、現在稼働中の施設ということでサンシャイン浪江、地域スポーツセンター、いこいの村なみえの3か所に開設した次第でございます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 続きまして、2番目の防災対策としての高瀬川の堤防嵩上げや河川の土砂除去についてお答え申し上げます。

堤防の嵩上げにつきましては、用地買収が伴うことから地域住民

の防災意識の高揚と理解が必要と考えております。河床の維持管理につきましては、土砂の堆砂状況等を確認しながら箇所を選定し実施するよう福島県に要望してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 次の質問でございますが、創成小中学校以外の避難所については使用できるのかというご質問に答え申し上げます。創成小中学校以外の学校につきましては、資料の保管などに使用してございまして、必要に応じて片付け等が行われていると承知してございます。

避難所としての利用につきましては、長期間の滞在施設として馴染まないと考えておりますが、緊急的な一時避難としては利用できるものと考えてございます。

次に、どのような方を対象に電話連絡をしたのかというご質問にお答え申し上げます。先の質問にもお答え申し上げましたけども、事前の備えといたしまして、介護や訪問などを行っている方を対象に電話連絡を行っております。

また、河川の氾濫の危険性が高まった時点で、特に高瀬川付近にお住まいの方を対象に電話連絡等も実施してございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 田畑の災害に対する支援についてお答えいたします。農地や水路道路など15か所については災害査定を受け復旧工事を進めてまいります。また被害のあったパイプハウスや農業用機械についても補助制度を活用したいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） 生活支援員の業務目的におけます次の災害への備えについてお答えいたします。復興支援員事業としましては避難先での災害発生時におきましては、可能な範囲内で町民の方々の安否確認や、場合によっては訪問支援等も行なっておりますが、災害対応につきましては基本的には居住地、要するに避難先の自治体が行うことになっております。このため当該自治体との対応に混乱を生じさせることがないように復興支援員としましてはその活動に限りがございますので、町災害対策担当課等との連携を図りながら今後可能な支援策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 町内の災害についての2点目のご質問にお答え申し上げます。議員お質しの件につきましては、避難先自治体の事情もありまして、今回のような対応になったものと考えてございます。

また、防災無線につきましては全ての自治体に整備されているものでもございませんので、先に答弁したとおりと重なりますが、常日頃から今居住している地域における災害危険箇所、避難場所等の確認を行い自然災害に備えられますよう更なる周知を図っていきたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 絆を維持する方法についてお答え申し上げます。

町民の絆を維持する方法の一つとしまして、タブレットやスマートフォンなどで各種アプリを活用した方法が挙げられます。町内や県内のニュース、それから町民のお悔やみ情報などが閲覧できますなみえ新聞アプリですとか、簡単にメッセージのやり取りが出来るうつながっぺアプリなどの利用につきましては、絆維持のために強力なツールであると認識してございます。引き続きサポートを行ってまいりたいと考えております。

また、町民と行政の協働による復興の実現を図るために町民相互のコミュニティの維持形成及び東日本大震災からの復興を目的としましたまちづくりを推進する団体に対して交付する復興コミュニティ助成補助金もございますので、同事業を利用して自治会の運営など絆の維持の推進を図っていただくことも有効な方法であると認識してございます。

続きまして、移動支援について継続の必要性についてお答え申し上げます。デマンドタクシーの経費につきましては、全額国費に頼っている状況にございますが、今後の財源措置につきましては不透明になってございます。

従いまして、公共交通を必要とされている方の実態把握ですとか、他の公共交通機関とのネットワークなど利便性や受益者負担、事業費などを総合的に勘案しながら望ましい公共交通体系を検討していく必要があると考えてございます。

次に、国際教育研究拠点の規模や場所の候補地のご質問でございますが、国際教育研究拠点構想につきましては、先ほど申し上げましたが令和2年夏頃までに内容や規模が明らかになってくるものでございます。町としましてその内容や効果を見極めつつ、それらに適切な候補地を検討してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 2番、石井悠子君。

○2番（石井悠子君） 再々質問をさせていただきます。

1. 町内の災害についてです。町内には車を所有していない方が比較的多くいます。そのため、なみえ創成小学校・中学校近くに住

んでいる方は何か災害があっても歩いて行ける避難ができると思った方が多くいました。ですので、今回の台風では移動手段がなかったため、じっと住宅にいたとのことでした。今回は何もなく無事で良かったのですが今後移動手段がない方に対して避難所への移動にどのような対応をしていくのか伺います。

避難所として使用できる場所をお知らせするために、防災ハザードマップに掲載することが命を守ることに繋がると思いますが、避難箇所が多いことは安心につながりますが、実際避難してから使えませんかでは町民の不安が増します。数ではなく確実な避難所だけをお知らせや掲載した方が良いと私は考えますが、町の考えを伺います。

2. 町外の災害について。町長就任後町民の避難先自治体に浪江の状況等含め挨拶文やお礼文など文章を出しているか伺います。

次に、私が思うどこにいても住んでいても浪江町民とは、浪江町民だからこそ町がどこに住んでいても見守ってくれている。何かあれば相談にのってもらえるなど、どこか心強いところがあるからこそ浪江町に帰れなくても頑張っていこうと思えます。町長のどこにいても浪江町民はどのようなことなのか伺います。

3. 町政懇談会について。町民の集まる人数は気になりますが、何回か定期的で開催してください。特に町外に住んでいる方は帰りたいくても帰れないなど悩んでいますし、これからも直接町民の声を聞いてください。そのために開催場所は町民が多く住んでいる復興住宅の集会所やそこから近い場所の会場を選んでください。徒歩でも行けるところですと集まりやすいかと思えます。町はどう考えるか伺います。

6. 移動支援について。岩手県石巻市移動支援で地域を支えるという活動をしている特定非営利活動法人移動支援 R e r a さんに私たち文教厚生常任委員会は10月研修に行ってきました。石巻市は東日本大震災で津波による車両流出によりほとんどの住民が移動手段を失い移動のニーズが発生しました。そのような状況で R e r a さんは東日本大震災後に北海道で N P O を結成し、病院、入浴、買い物、自宅の片付けなど自力での移動手段を持たない住民の送迎をしています。利用者さんからはガソリン代のみいただいております。

実績として送迎人数1日延べ約60人から70名、月約1500名、8年間で延べ16万名以上を送迎、すごい実績ですし送迎講習会を行っているということですので、ぜひ講習を受け継続して移動支援をできるようにしてほしいと考えますが、町の考えを伺います。

7. 合併について。先月、早稲田大学大学院法務研究科教授の須

網先生よりお誘いを受け、神奈川県神奈川大学法学部教授幸田先生の平成の合併の評価という講座を受けてきました。その中で平成11年4月から平成18年3月の期日で、財団法人日本都市センター調査によりますと、合併421市町村を対象に合併した理由を尋ねたところ財政状況74.5%、地方分権の推進61.3%、少子高齢化46.6%と、合併の理由に財政状況が多くかかわってきます。町を維持するのに財政状況の心配は町民からも聞こえてきます。

今は合併のお考えがなくとも、将来他と合併できるような同じ考えの市町村があるか合併のメリット・デメリットなど先を見据えて考えているか伺います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 1点目の移動手段がない方ということでございましたけども、先ほどもご質問にお答え申し上げましたが、今回は要援護者といいますか、災害の要援護者については、町から連絡いたしまして実際避難できなかつた方、直接町で迎えに行きまして何人か避難していただいたことがございます。中にはそういった方と漏れたと言いますか、対応できなかつた方もいらっしゃるということでございますので、今後も引き続き検討していきたいと考えております。

次、避難場所の開設についてでございますが、実際、休校中の学校であったり、なかなかすぐに開設できない場所もございますので、今回のようにすぐに避難所として開設できるの場所を選定しまして、場所を一度に全部を開くわけではございませんので、避難所として適切な箇所をその都度選定しながら対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 今の石井議員のお質しの中で町政懇談会の在り方、そして合併のことについてお答えをさせていただきたいと存じます。

懇談会の開催場所についてのご指摘がございました。そういった中で先ほど申し上げましたが、今後の懇談会の有り様についてしかと検証していきたい。このことに留まらず私がその中の考え方について、懇談会という形にとらわれないで各自治会あるいは様々な団体に要請があり、私が出席可能な日程であればそういった形で町との絆を絶やささないような取り組みをしっかりとやっていきたいということの基本姿勢は変わりませんので、どうかご理解いただきたいと思っております。

それからまた、平成の合併について研修を受けられたということ

大変感謝をいたしております。ただ私がみるところ、合併によって一極集中といいますか、そういう傾向があるのではないかと、合併によって全体が良くなるということはなかなか難しいのだろうと思います。そういった中でありますが、私どもの双葉郡におきましては、こういった自然人口減であるとかそういうことではなくて、事故によってもたらされたものでありますので、当然ながら国の責任において元に戻してもらおう当然の我々の要求だと思っておりますが、如何せん現実を見ますとあと11年経ったらば復興期間の延長も切れるという段階で今軽々に申し上げられませんが、そういった意味では双葉郡におきましては、広域市町村圏組合というしっかりした広域連携が取れております。そういったものの中で今後の在り様をしっかりと協議する場はなかなか難しいかもしれませんが、そういった危惧を高めてしっかりと今後の将来を見据えた考え方のすり合わせといいますか、それは当然必要だと思っておりますので、今すぐに合併のメリット・デメリットを考えるよりは、まず精一杯地域のまちづくり、それぞれの町のまちづくり復興に向けて頑張ってみたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 質問の3点目に、町外の町長が挨拶に行かれたかとか、挨拶文送ったかというのもあったと思うのですが、そういった意味では色々な、浪江町の町民が避難先にお世話になってる自治体、あるいは逆に町外から町に色々支援に来ていただいている自治体に対しては挨拶文あるいは町長直接出向きまして色々な挨拶等は常日頃から行なっている状況でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 移動支援につきましてご質問にお答えいたします。

他の自治体でのNPOの事例をご紹介いただきました。浪江町としましては帰還人口が大変少ないという課題もございますので、担い手の確保などの面で全く同じといかないかもしれませんが、ご紹介いただいたNPOの事例ですと、共助の仕組みというものも有効に働いているようでございますので、そうした他の自治体の事例なども参考にさせていただきながら事業を検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 私のほうからは、「どこにいても浪江町民」こちらについては常に町長もいろんなところでお話をしているところでございます。

先ほど来ご質問のあった内容等々につきまして、総合的にやはり現在の町民対してどういうご支援ができるか、そういうことを総合的に考えながら対応させていただきたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 財政シミュレーションというご質問でございますが、普通交付税につきましては、人口だけではなく面積や市町村道の延長や公債費など様々な要因をもとに算出されるものでございますので、単純に算出できるものではございませんが、参考になるものとしまして、人口1500人程度の他の市町村と震災前の浪江町を比較致しますと、地方税収入で約18億円程度の差、それから普通交付税では約15億円程度の差がある事は把握しております。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、2番、石井悠子君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで10時40分まで休憩をいたします。
(午前10時27分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前10時40分)

○議長（佐々木恵寿君） ここで町長より発言が求められておりますので、これを許可します。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 先ほどの行政報告の中で、今定例会において、ご提案申し上げた案件で、計画の認定11件と申し上げましたが、1件でありますので訂正をし、お詫びを申し上げます。

◇紺野 榮重君

○議長（佐々木恵寿君） 14番、紺野榮重君の質問を許可します。
14番、紺野榮重君。

[14番 紺野榮重君登壇]

○14番（紺野榮重君） 14番、紺野榮重君でございます。議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

台風19号、豪雨災害の対策と今後の災害対応、そして今後の財政についてということであります。

質問方式は一括質問方式でございます。

台風19号、豪雨災害対応と被害と今後の災害対応についてお伺い

いたします。

今回の19号と豪雨災害で被災されました方々に心からお見舞い申し上げます。また今回の水害対応に際し、町長を先頭に町職員の方々、不眠不休の対応誠にご苦労様でございました。

令和元年9月9日に千葉県に上陸した台風15号は千葉県内93万戸の停電となり、生活に大きな困難をもたらしました。特徴としては風による被害が大きかったと思います。

令和元年10月12日、台風19号が伊豆半島に上陸、西日本豪雨災害以上の災害となりました。さらに13日未明には本県を直撃しました。福島県内でも阿武隈川、夏井川の氾濫により郡山市、本宮市、いわき市に甚大な被害をもたらしました。

雨量は浪江町333ミリ、川内村で252ミリ、白河市で251ミリ、福島市鷲倉223ミリ、南会津町で213ミリでした。台風19号は東日本の広い範囲で甚大な被害をもたらしました。(全国の死者93人、県内の死者31人)7河川で140カ所決壊、8万棟で住宅被害、特に長野県、宮城県、福島県の被害は甚大でした。

更に25日の集中豪雨による大雨の被害も県内に影響をもたらしました。(浪江町はもっとも多い251ミリ、新地町231ミリ、相馬市31ミリ)亡くなられた方は千葉県11人、福島県で2人、2人は相馬市の方、合わせて13人、19号水害の片づけが終わらないに内に水害に合われた方々、また浪江からの避難先で水害に遭われた方もおられます。心からお見舞い申し上げます。

この頃の台風は年々気候変動で大きな被害をもたらす傾向にあると感じます。地球温暖化の影響で海水温の低下が遅くなっているからではないかとも言われてもおります。何しろ、今までとは違って、台風が来る度、被害が大きい状況、心配するところです。

浪江町の被害状況は、かろうじて川の氾濫はありませんでしたが、6号線下、高瀬川の水門付近の堤防はあと60cmで越水の状況でした。又泉田川は内匠町橋の桁迄は60cmの余裕しかありませんでした。もし流木が橋脚にかかり流れを止めるような事となれば、堤防からの越水となり大洪水になる状況かと思えます。

今回の台風災害を今後どのように生かし、被害を最小限度にするか反省の上に立ち質問させていただきます。台風19号、豪雨災害対応について伺います。①大雨、洪水警戒レベルの5段階の区分がありますが、浪江町ではどのように対応されたか伺います。②洪水警報の発令の手順、防災無線、室内の防災無線の活用されたのか伺います。

近々の町内の台風災害の歴史は、昭和61年に「8.5水害」、3年

後平成元年には「8.6水害」高瀬川が堤防決壊して街中に大変な水害を引き起こした苦い経験もあります。⑥「8.6水害」の比較の中で今後対応をどのようにすればいいのか伺います。

①洪水警報の発令であります、防災無線で町内周知されたとおもいます。雨の音の中、防災無線が聞こえないという方が大半であります。又室内の防災無線が正常に聞こえないことも指摘されておりますので点検が必要と思います。外の防災無線はほとんどが聞き取れない状況ですので、消防屯所にあるサイレンを流す、あるいは消防自動車によるサイレンで避難を促すという提案をしたいと思っております。雨風の音の為、防災無線は聞きとれませんが、サイレンならかき消されることもなく、緊迫感までもが伝わると思います。

③大柿ダムの放水、ダム決壊防止の反面、下流を洪水にしてしまう面があります。

堤防が満水状況の時、ダムを維持できないので放流します。ダムの決壊を防がなければならぬのでやむをいえないと思っておりますが、台風の進路によってはできるだけ水量を抑えておくことが大事かと思っております。(特に今回は稲刈の時期で水の必要はなく、ダムの貯水は最小で良かったと思っております。)その点はどのように対応されたのか伺います。19号台風の際のダム放水、また25日の放水回数を伺います。

台風19号、豪雨災害の被害状況、対応について伺います。

①町の被害状況では両河川の堤防の決壊はありませんでしたが床上浸水21棟、床下浸水13棟とお聞きしましたが、その他どのような被害があったのか、また土砂災害等はなかったのか伺います。

②水害発生すると災害廃棄物が大量に発生します。水害現場での廃棄物は道路が通行できないくらいの量であります。今回浪江町での廃棄物の処理はどのようになされたのか、もし平成元年のような災害発生した時、廃棄物の置き場をどこにするかも前もって決めておくことが大切でないかと思っております。また水害現場を視察することで感じる事はごみ処理を円滑にするための工夫、分別しての収集も大事ではないかと思っております。(災害前から決めておく)今回の大規模の水害地では今年いっぱい処理にかかると言われております。事前に廃棄物の場所と分別を考えておくべきと思っております。

③多くの災害発生地域で水道が断水、水の確保が困難となり、困っておりました。相馬地方でも断水となり、2週間近く水が使えない事にほとんど困られたようです。浪江町では今回断水の箇所があったかどうか伺います。断水の際の対策ですが、自家用水道の確保が大切かと思っております。部落でも自家用井戸も少なくなりましたので、調べておいて、水害の時利用できるようにマップに記帳してお

くべきではないかと思えます。

(3) 今後の災害対応について。①浪江町では堤防決壊はなく不幸中の幸いであったと思えますが、床上浸水が21軒ありました。今回の水害は(平成元年8.6)水害と比較してどのような違いがありますか、(平成元年8.6災害)は浪江町の平地より山間部の雨量が大変な状況でありました。やすらぎ荘の橋が流され、菅原橋もながされました。更には高瀬の堤防が決壊、町中に水が押し寄せ消防署は車が出動できない状況でした。今回浪江町の水害の特徴としては、水路の管理ができていない為に水が溢れてしまった。あるいは水門の管理がされない為、ゴミがたまり床上、床下浸水になったという方もおられます。この原因は震災前は、水路管理が水利組合、江筋組合でなされておりましたが、全町避難ということで組織か機能しなくなった事が原因と思えます。この事に対し今後どのように対応されるのか伺います。

②ハザードマップは各家庭に配布されましたが、今回ハザードマップが生かされたか、改正の余地があるのか伺います。

③台風19号水害で棚塩地区の仮設焼却場、仮置き場等、水はけが悪い状態でありましたが、被害はなかったか伺います。また湛水防除施設は棚塩と請戸にあるが、震災前は地域の方が係りを決めて操作しました。震災後は地域の方は不在となりました。機械の操作どのような手順で管理されているのか、今回どのようにされたのかお伺いをいたします。

④台風災害で危険なのは流木が橋にかかり、流れをせき止めてしまい、堤防決壊になる。あるいは橋が流される被害も多くみられます。山の手入れがなされない為、倒木が流され被害をもたらします。長い目で森林の手入れも大事かと思えます。今回の台風災害で川底の土砂を取り除くなど水位を下げる工事の必要性も大事と感じました。

①裏山を背負っている家は土砂崩れが心配であります。調査はなされているのか、また補助事業等町民にお知らせして、町でも支援すべきではないか伺います。

浪江町は東日本大震災、原子力災害となり8年9カ月となりました。また一部避難解除から2年9カ月、議会報告会、町政懇談会が開催されましたが、出席者は少ない状況でありました。避難されている町民の方々もそれぞれに忙しく、ある程度落ち着かれたのかと感じたところです。町民の意見で税金の問題、高速道路無料の延長、住民登録いつまで認められるのか、帰還困難区域、復興拠点整備、今後の拡大の道筋をしめして欲しい。また復興創生後に財源が厳し

くなることに対しての町議会の考え、意見がありました。

居住人口約1200人足らずの人口でこれからの浪江町の財政は大丈夫かと心配される町民もおられます。私自身も現在は国の財政支援があるが、復興創生が終わった後の財政を心配する一人であります。まずは浪江町の今後の財政を町民の方々に財政状況を知って頂く事が大事だと思います。

国の借金は1071兆円「国民一人当たり850万円」日本は世界の先進国の中でもっとも借金の多い国と言われております。この借金に対して大丈夫だと言う人もおれば、何ごとが起きれば大変な事態になると心配する人もおります。私としては若い人達に負債を少しでも減らして、将来に負担を少なくすることが基本だと思います。

平成30年度の浪江町の債務残高は一般会計27億1900万円、公共下水道22億2800万円、農業集落排水9800万円、水道事業5億8900万円、その他合わせて、私の積算では町の債務は60億円と考えます。公共下水道は特別会計、水道事業は企業会計なので債務が別扱いの考えもありますが、最終的には町の責任であると考えますので、私は含めて考えるべきと思います。

①債務の考え方ですか、一般会計の債務と特別会計の債務、企業会計の債務をどのように考えるか伺います。

そこで町の財政を考えるわけですが、現在は国からの財政支援で30年度決算歳入、総額351億円、歳出334億円でありました。震災前の22年度決算では歳入94億円、歳出88億円でありましたので、約4倍の決算であります。地方交付税92億円、国庫支出金94億円、県支出金17億円と国の復興支援の為の大型予算であります。

復興創生期間は令和2年度で終わるわけですので、震災から10年後の財政を考えなくてなりません。

我が町の財政状況をどのようにしていくか、今後の財政をシミュレーションして町民と一体となって健全な財政にしていかななくてはならないと思います。そして財政の転換期は災害から10年終了後の財政、①復興創生後の財政、町長はどの様な方針で臨まれるのか伺います。

監査報告で町の財政状況は、4つの健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率が、いずれの数値も国が定める早期健全化基準または経営健全化基準を下回り、収支均衡のとれた財政運営が図られているものと評価するが、以前として震災による特殊な状況が続いている。との監査意見書でした。②いずれの数値も国が定める収支均衡のとれた財政運営が図られていると報告されておりますが、4つの健全化基準を伺います。(経常収支比率、財政力指数、

実質収支比率、実質公債費比率)

次に、浪江町の財政状況を伺います。

平成30年度の町の税収は町税(6億6900万円)内訳としましては、町民税、個人(2億7600万円)、法人(1億4700万円)、固定資産税(1億6500万円)、軽自動車税(2300万円)、たばこ税(5600万円)震災前の22年度は町税約20億円、内訳=町民税(7億3900万円)=個人(6億4000万円)、法人(9300万円)、固定資産税(9億6800万円)、軽自動車(4500万円)、たばこ税(1億6400万円)でありますので、町税の比較では13億3500万円の違いがあります。

震災前と同様に課税を行った場合に、平成30年の課税額は幾らになるのか伺います。町税の今後の見通しについてどのようになっていくと考えますか伺います。

地方交付税は平成30年度で92億6800万円、国庫支出金94億4800万円、県支出金17億円、平成29年度と比較すると減額の主なものは、国庫支出金142億5800万円の減、地方交付税12億円の減、歳入全体では127億9100万円の減であります。今後は毎年歳入が減っていくことは当然の事と思えます。

震災前の22年度は地方交付税、24億5900万円、国庫支出金23億1500万円、県支出金6億3900万円、それでも震災前と比べると大変な違いです。

③これらの地方交付税の今後の見通しについて伺います。

一番心配するのは地方交付税の算定の基礎となるのが国勢調査であります。平成27年の国勢調査人口は0人、この次は令和2年が国勢調査であります。現在浪江町の人口は17270人(令和元年9月現在)しかし居住人口は約1200人であります。国勢調査は居住人口ですので、居住人口で地方交付税が算定されれば大変困るわけでありまして、県・国にはたらきかけていかななくてはなりません。⑤来年度以降重点とする予算をどのようにたてられるのか伺います。

(2) 財政改革をどうすすめるか伺いたします。

平成29年度決算の支出の内訳では人件費15億6300万円、義務的経費30億3900万円、普通建設事業費86億7600万円、平成22年度決算では人件費13億9700万円、義務的経費27億9500万円、普通建設事業費23億7500万円であります。これらの対比は簡単には比べる事は出来ないとは思いますが、人件費の占める割合も多く聖域ではないと思うところがございます。また補助金が20億3700万円は分析検討すべきと考えるところでございます。

①公共施設、双葉郡全体で共有すべきと思いますが、町長の考えをお伺いたします。

震災前にも議論してきた事は利用頻度の少ない公共施設、箱物は極力造らないようにと言われてきました。(少子化、と人口減少、将来の維持管理が負担になります。)また双葉郡全体、隣町と共同の経営も考えるべきかと思います。現在手厚い復興予算がある中で特に注意しなければならないのは箱物を造ることによっての今後の維持管理の問題だと思えます。

②公共施設の解体済、今後の解体予定はどのようになっているか伺います。現在小、中学校を取り壊すか、維持していくのかの議論されていると思えます。今、解体すれば国の負担でできる。今、解体しないと将来の負担になるというだけで解体することは、いかな事かと考えます。解体の前に再利用を考える事が大事ではないでしょうか。学校は私達の心のよりどころでもあります。今後の計画を伺いたします。

③町長は学校解体について、どのような基本的なことを考えているのかお伺いしたいと思います。

④特別会計で上水道、農業集落排水、下水道は町民の利用率が急激に下がり経営が心配するところではありますが、町の考え経営方針を伺います。

⑤財政改革であれ、町の復興であれ、基本は町民の理解と協力がなければ、目的達成できないわけであります。町民の理解と協力をどのようにしてもとめられるか伺いたします。私はやはり基本的には自助、共助、公助の精神で浪江町残しに頑張りたいと思えます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） 14番、紺野榮重議員の質問について2の今後の財政について財政改革をどう進めるのかについてお答えをいたします。

まず、財政改革をどのように進めるかの中で公共施設双葉郡全体で共有する気はないかとお質しでございます。議員お質しの通り利用頻度が少ない施設を作らないためにも計画段階においてその必要性、適正な規模について十分な検討が必要であると考えております。

整備費に補助金が交付される一方、運営には支援がございません。

よって、運営費が将来の町の財政を圧迫することのないように取り組んでまいりたいと考えております。双葉郡全体で公共施設を共有すべきということについては、それぞれの自治体が独自に公共施設の整備を進めている段階でございます。調整する場がないというのが現状であります。

ご提案いただいた考え方は非常に大切であると考えますので、協議の場を持つことができるような発信を今後続けていきたいと考えております。中学校の解体について町長の考えを問うということですが、学校施設については、震災前約1800名の子供が学んでいた場所であり町民の皆さんにとって学校校舎は単なる町の施設であるということに留まらず、地域の歴史・文化・スポーツの中心施設であると考えております。町民の皆さんがこれまで利用してきた非常に重要なもので学校として利用しない校舎についてはどのように取り扱うかについて、町にとっても非常に重要なことと考えているところでございます。

こういったことから町民の方々の意見を参考にしながら校舎の今後の方向性について検討すべきと考え、町民を代表とした浪江町立学校校舎等検討委員会を設置し、検討をいただいたところでございます。それとともに過日開催をされました町政懇談会において特にこの件については意見をいただくよう投げかけ、あわせてホームページにおいてパブリックコメントを募集するなど広く意見を求めたところであります。

検討委員会の答申についてはこの後全員協議会において担当課より議員の皆様にはご説明することになりますが、その後閉校となる校舎の方向性について今後の財政状況を考慮しながら総合的に判断をしまいたいと考えております。

以上でございます。その他のことについては担当課よりご答弁をいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは1番の台風19号、豪雨災害の対応について。

①大雨、洪水警報警戒レベル5段階の区分があるが、どのように対応されたかのご質問にお答え申し上げます。

台風19号における町の対応といたしましては、10月12日の午後1時に警戒レベル4に相当する災害が迫っていると判断し、明るいうちに安全な場所に避難するよう避難勧告を出しております。

その後、午後2時9分に気象庁より大雨警報が発表されております。

次に、②洪水警報の発令の手順、防災無線の活用についてご質問にお答え申し上げます。

気象台が発表する洪水警報などの気象情報については台風19号及び10月25日の豪雨において前日からの注意喚起を含め、防災行政無線や戸別受信機を活用し町内に周知を行っております。

また、防災行政無線については現在改修工事を実施している最中であり、改修工事により改善が見込まれない場合は必要な住宅に戸別受信機の外部アンテナを設置するなどの対応を行ってまいりたいと考えてございます。

③大柿ダムの状況と放水の状況についてのご質問にお答え申し上げます。

台風19号における大柿ダムの対応につきましては、水位としては約8メートル、貯水量の余裕としては500万トンの空き容量を確保し、台風の接近に備えたと確認してございます。

また、ダムからの放水については放流ではなく、ダムが満水となり洪水吐きクレスト頂から自然越流が発生したということでございます。

(2) 台風19号、豪雨災害の被害状況の①町の被害状況についてのご質問にお答え申し上げます。11月19日現在、住家、非住家を合わせて床上浸水した家屋等で半壊15件、一部損壊が22件、床下浸水16件の合計53件となっております。その他の被害といたしましては、町道の路肩、護岸の崩落、橋梁流出等による災害査定箇所が14カ所、あと農業被害といたしましては、農地への流出、土砂堆積、道路水路の洗掘等による災害査定箇所が15カ所、その他パイプハウスや農業用機械の冠水等となっております。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 廃棄物の置き場と分別の方法についてのご質問にお答え申し上げます。今回の台風により発生した災害廃棄物の置き場につきましては、10月12日に加倉運動公園駐車場を置き場と指定しまして、ホームページ等で周知を図りました。

また、議員お質しのとおり分別が重要であり、ゴミ処理を適切かつ円滑・迅速に行うため、可燃物、畳・家電・家具類、その他に種類分けをしまして、分別搬入をいただきました。迅速な処理は生活環境の保全、公衆衛生の悪化の防止に非常に重要であることから早急に双葉地方広域市町村圏組合と処理方法について協議を行いまして、12月上旬には処理を終えたところでございます。

今後につきましても、迅速かつ適切な初動体制に努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは③の上下水道、農業集落排水の被害についてお答えをいたします。台風19号その後の豪雨においても幸いに本町における断水箇所はございませんでした。また、断水対策としての自家用井戸の把握につきましては、個人の財産でも

ありますので、マップ化等記帳の予定はございません。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 今後の災害対応についての用水路の管理を今後どのようにするかについてお答えいたします。

水路や水門を管理していないことが原因かどうかは検証が必要と思われませんが、議員お質しのとおり震災前は地元の水利組合や行政区での人足作業により水路の管理、泥上げなどが行われていました。住民の多くが避難している現状ではありますが、町がすべての水路を管理することはできませんので、多面的機能支払交付金事業を活用していただくなど地元の方々と相談してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） ②のハザードマップは生かされたのかというご質問にお答え申し上げます。現在の防災ハザードマップにつきましては、洪水浸水想定区域や東日本大震災による津波到達範囲、災害ごとの避難場所、さらには災害発生に備えて日頃から確認いただきたい情報等を記載してございます。

この度の台風19号においては自主的に避難された方を含め約100名の方に避難所へ避難いただいたことから、ハザードマップは生かされたものと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 洪水防除の機能は果たされたかのご質問にお答えいたします。

棚塩地区、請戸地区において一部冠水がありました。大きな被害はありませんでした。棚塩にありました排水機場は津波により被災したため、撤去工事が終了しております。新たな排水機場は、請戸橋の下流約300メートルの場所に現在建設中で、完成は令和2年度末となります。中浜にありました排水機場は同じく津波により被災したため撤去工事が終了しており、同じ箇所に樋門として平成31年3月に復旧済みであり、通常はゲートが開いております。震災以前であれば地元の区長さんなどに操作管理を委託しておりましたが、現状では同じようにできませんので今後管理先を選定しお願いしていくこととなります。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） ④の立木対策が必要ではないかにお答え申し上げます。河床の維持管理につきましては、土砂の堆砂状況等を確認しながら箇所を選定し実施するよう福島県に要望してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 裏山の土砂崩れ対策についてお答えいたします。

治山事業には崩落箇所への復旧や崩落予防などのメニューがあります。ただし保安林でなければならず新たに指定する場合様々な規制がかかるため、所有者や地域の方々との十分な相談が必要となります。また時間も必要となるため緊急対策としては難しいのが現状でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 2番（1）浪江町の財政状況についての①復興創生後の財政についてどのような方針で臨むのかについてお答え申し上げます。

浪江町の復興は未だ道半ばでございまして、今後の町の復興・創生には時間を要するものと考えてございます。このような中で復興創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針案が示されまして、この中で復興創生期間後も継続して財源を確保することとされてございます。町といたしましても、これまでどおり復興関連の財源を活用しながら復興創生を進めてまいりたいと考えてございます。

一方で、復興関連の財源の有無にかかわらず今後とも財政の健全化に留意しますとともに、債務の適切な管理、経常経費の一層の削減、また町税を始めとします自主財源の確保に努めてまいります。

次に、②の4つの健全化基準についてお答え申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法におきましては、地方公共団体の財政状況を客観的に表す指標としまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つが財政指標と位置づけられてございます。

実質赤字比率は一般会計等を対象としました実質赤字の標準財政規模に対する比率を表したものの、連結実質赤字比率は全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表したものでございまして、平成30年度決算では全ての会計において赤字がございませんので比率は算出されてございません。

また、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で表したものがございまして、平成30年度決算における指標は7.7%となっておりまして、健全化の基準となる25%を下回っております。

最後に将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で表したものでございまして、平成30年度決算では充当可能な基金等の額が負債の額を上回っております。

すので、比率は算出されてございません。

しかしながら、現在は国からの交付金等をはじめとした様々な支援により財政運営を行っているところでございまして、自主財源が確保できていない厳しい状況にございます。財政指標を注視しながら中長期的な健全財政維持に取り組んでまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 大きな2番、③についてお答え申し上げます。

平成30年度の各町税について、まずは減免前の課税額を申し上げます。個人の町民税につきまして、減免前課税額が約7億4900万円、法人町民税につきましては、約1億4700万円、固定資産税につきましては、減免前課税額が約5億5500万円、軽自動車税につきましては、減免前課税額が約2300万円、市町村たばこ税につきましては、約5600万円でございます。各町税の課税額を合計しますと、約15億3000万円となります。

次に、町税の今後の見通しについてお答え申し上げます。

まず個人の町民税につきましては、人口の増減及び収入状況により変化いたします。現在は、震災以前から比べ町民一人当たりの所得額が増加しております。課税額もこれに伴い増加しておりますが、現在の傾向では転出者の割合に対しまして、転入者の割合が少ないため、今後課税額は減少する見込みと考えてございます。

次に、法人町民税につきましては、震災以降復興事業などにより課税額が増加しております。今後も復興事業等が続く見込みでありますので、課税額の著しい減少はないと考えております。

軽自動車税につきましては、原則、定置場課税となっているため長期的な避難の継続が想定されますことから、課税地が避難先の市町村に変更となり減少していくと考えられます。

固定資産税につきましては、まず土地になりますが、現在土地の評価額が震災以前と比較して大幅に下落しており課税額についても減少しております。今後の評価額につきましては、少しずつ上昇していくものと想定しております。

次に、家屋につきましては、環境省による家屋解体により課税客体が大幅に減少する一方で、住宅の新築や復興に伴う企業立地なども見込まれることから課税額につきましては、横ばいになると考えております。

最後に市町村たばこ税となりますが、避難指示解除後は町内でタバコを取り扱う店舗と町内滞在人口の増加などによりまして、購入本数が増えたことにより増加傾向にあると考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ④令和2年度以降の地方交付税についてお答え申し上げます。地方交付税の中でも町運営のための重要な財源の一つが普通交付税でございます。現在普通交付税は特例により平成22年度の国勢調査をもとに算出されました人口を用いて算定されておりますので、震災前と比べて同水準を維持しております。今後この特例が廃止され直近の国勢調査人口で算定となった場合には普通交付税額が大幅に減少することが考えられます。安定したまち運営のためにも普通交付税算定の人口特例の継続について今後も要望してまいります。

次に、⑤の来年度以降重点とする予算についてお答え申し上げます。令和2年度の予算につきましては引き続き町政運営の基本となる浪江町復興計画第2次に基づいて重点的に予算化してまいりたいと考えておりますが、この中でも帰還への阻害要因として考えております、4つの課題、生活環境への不安、医療介護環境への不安、働く場への不安、放射線被曝除染への不安、この4つの課題の解消に向けた取り組みにつきましては、特に重点化してまいりたいと考えてございます。

次に、財政改革のご質問の中の公共施設の解体予定についてお答え申し上げます。現在解体予定の公共施設につきましては、解体中のものも含めまして、上ノ原、酒田、幾世橋地区の町営住宅、しらうめ荘、マリパークなみえ、各消防屯所、棚塩地区の集会所、ふれあいセンター浪江、幾世橋、大堀、苧野地区の公民館、分館が主なものでございます。解体済みのものは第一、第二体育館と旧法務局が解体済みでございます。

小中学校につきましては、町長から答弁ございましたとおり、答申を踏まえまして、しっかりどのようにするか検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、上水道、農業集落排水、下水道の経営方針等についてお答えをさせていただきます。水道事業の使命は、上水道は清浄な水を安定して供給すること。そして下水道は排水を適切に処理することです。本来であればそれぞれの会計は独立して健全な運営がなされるべきですが、現在の財政状況では帰還人口が増加傾向にあるものの、使用料収入は震災前の10分の1ほどでありまして、使用料収入で施設等の維持管理費を賄うことが困難となっており、減収分については依然として東京電力からの賠償金に頼っているのが現状であります。

なお、今後の経営方針としましては、居住人口の減少により施設の統廃合や区域の見直しなどを視野に入れて、全体的に経費のかからない運営について現在方向性を検討しているところであります。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） ⑤の税に対しての町民の理解と協力をどのように求めるかのご質問にお答え申し上げます。現在、町民の皆様は未だに避難生活の中にあり、生活再建の見通しが立っていない方もいらっしゃると思っておりますが、このような状況でございますが、税は国税、県税、町税等がありますが、納税につきましては、国民の三大義務の一つとなっております。

納めていただきました税金につきましては、福祉や医療、教育、道路など公共施設整備及び維持管理、持続可能な行政サービスを行うために使われております。震災以降課税に対しては慎重な議論を重ね、現在に至っております。このことから、特に町民の税に対する関心は従来にも増して高くなってきており、税務行政における説明責任もますます重要であると認識しております。

税務行政を円滑に推進するためには、町民の税に対する理解と協力が極めて重要でございます。分かりやすく透明性のある広報活動などを推進いたしまして、税務知識などの普及及び啓発に努め、税に対する理解と信頼を深めてまいりたいと考えております。

最後に本会議に上程させていただく減免条例案でございますが、町といたしましても、苦渋の選択でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 再質問をさせていただきます。

洪水警報の発令、防災無線の活用についてということですが、川の水位が上がると避難勧告をされたと思いますが、避難勧告をされてもなかなか避難してくれない方もいると思います。そういう中で、どのような方法でさらに避難勧告をされたのか、お伺いしたいと思います。

それから、川の水位はどのように変化したのかということをお聞きしたいのですが、水位計はどこに設置されているのかお伺いしたいと思います。

ダムの状況と放水の状況ということでは、普通の状態のときにはダムが放流されると水位はどのくらい上がるかなということとはなかなか難しいとは思いますが、昔は川の状況を見て橋引きというものをしておりました。川の観測も大事なことだと思います。そして、この放流の件では、民報新聞に南相馬市の方が被災の声ということ

で話されておりましたが、「ダムを管理を徹底してほしい、12日の夜に高の倉ダムが緊急放水された、ダムとつながる水無川の水位はみるみる上昇して、間もなく越水地の自宅に押し寄せてきた。さらに、25日再三の大雨に襲われ、2度目の浸水被害を受けた。雨が降るのがわかるなら事前にダムの水を河川に放水できたのではないかと、悔やむと。何を言っても泥まみれの自宅は元に戻らない。」という投稿がありました。被災を受けられた方からすれば、緊急放水を計画的にすれば水害がなかったのにとおっしゃいます。ぜひとも事前に計画的に放水すべきだと思います。

それから、町の被害状況ということでは、私も各地見て歩いて沢上地区の災害状況を見させていただき、被害の大きさに驚きました。これは、水路が詰まってあふれたのも一つの原因ではないかと思えます。今後の災害対応をお伺いいたします。

それから、廃棄物の関係ですが、災害が発生したときの対応というのは、まずなかなか難しいのが現状だと思います。廃棄物置き場の確保と分別の方法、日頃から周知、お知らせをしていくべきだと思います。

それから、今後の災害対応についてという中での水路管理ですが、宅地造成で田んぼが埋め立てられ遊水地がなくなる、水害が起きやすい状況、サンプラザとヨークベニマル等がその例だと思います。通称道の駅におきましては、3町5反の田が埋め立てられています。排水、水路は、遊水地は大丈夫なのかということをお伺いしたいと思います。

それから、裏山の土砂崩れ対策であります。裏山の土砂崩れが心配をされるわけですが、裏山に水路を抱えている場所は特に心配をされるわけであり。地域の方々に協力してもらって調査すべきだと思います。どのように考えられているかお尋ねいたします。

それから、公共施設やはり双葉郡全体で対応すべきではないかということにおきましては、町長に答弁をいただきました。それで、富岡町でアーカイブス施設が建設されるということを知りましたが、双葉郡浪江町そういう中で、富岡町にアーカイブス施設が建設されるわけですので、これもよその町村のことはお話しすることはいかがかとは思いますが、どうか町長同士で双葉郡全体を考えた箱物を共有するようなことを話し合っていたきたい。特に、富岡町との連携というものが私は大事ではないのかなと思います。その点もお願いしたいと思います。

それから、学校解体についてであります。今いろいろ検討委員会で報告を受けたということですが、学校のことでは7校、

津島小・中学校、大堀小学校、苧野小学校、浪江小・中学校、東小学校とあるわけでありますが、例えて申し上げれば、幾世橋小学校には避難場所としての集会所施設と消防屯所が予定されていると聞くわけでありますが、学校を集会所として利用すべきではないかと。そして、第一の避難場所とするということを考えますが、町の考えをお伺いいたします。

それから、上下水道、農業集落排水の件なのですが、答弁にありましたように、上水道、農業集落排水、下水道は東電の賠償であつての経営ということであります。今回の税に対しての説明会で、上水道はこれまでのとおり徴収しないという方針のようではありますが、浪江町は徴収しないという方向ではありますが、それは経営という中ではある程度徴収をすべきではないのかと思うところではありますが、再度お願いをいたします。

それから、税に対しての町民の理解と協力をどのように求めますかという中での平成18年3月には、第4次浪江町行政改革大綱を定め、さらに浪江町行政改革大綱を定め、達成するために各年次ごと目標達成を明確にすべきという目標達成をするための計画を立てられましたが、このような行政改革大綱を定め、達成するために各年次ごとの目標達成を明確にすべきと思いますが、その点を再質問いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、町長。

○町長（吉田数博君） それでは、私公共施設の件についてでございますが、例として富岡町がアーカイブスを建設する予定であるということのようではありますが、富岡町だけにとどまらず、アーカイブス施設については、各郡内それぞれ検討をされているようであります。こういったことがいいのかどうか、私の考えとしては双葉郡というのは確かに8カ町村ございますが、大きな市であれば一つに包括されるぐらいの面積だと思っておりますので、それぞれの財政を考えればいかがなものかという思いもいたしますが、ただそれぞれのまちづくりの観点で多用されておりますので、それをどうこう言うわけにはいきませんので、そういったこれからの、先ほど石井議員にもお答えしましたように、総合的にあと10年後の双葉郡の状況を鑑みてしっかりと協議の場があってもなくても、そういう発信は続けていきたいと思っております。

それから、学校解体につきまして、今まだ決定をしたわけではございませんで、報告を検討委員会の中からはいただきました。その中でさまざまな議論をいただいたと思っておりますので、それを皆様方に報告をする手はずになっているわけですが、学校の検討の中で出てき

た中身を伺いますと、それぞれの地域の特性もあります。そういった中で、どういった対応がふさわしいか相当の議論がなされておりますので、その結果を踏まえて、今後総合的に判断をしてみたい。例えば、学校に避難施設をそのまま移すということになれば、規模感もあろうかと思えます。現在の居住人口、あるいは2035年の居住人口が8000名でございますので、今までとは違った考え方を持つ必要もあるのかなと思えますので、その辺はこれから皆さんといろいろ協議をさせていただきながら、検討してみたいと思えます。

また、上下水道の使用料については、徴収しないのはいかなものかというご指摘でございます。その辺については、さまざまあろうかと思えますが、覚悟を決めて帰町された方々ではございますが、帰町された方々に対するインセンティブが一つもないという状況でございます。そういった中で、できるならば免除をしてみたいということで現在があるわけですが、その中でこれからの財政シミュレーションは非常に厳しいものもあるのももちろんそのとおりであります。そういった中で、苦渋の決断は税の徴収においてあるわけですが、できるだけインセンティブを考えていきたいというのが、これからの考え方の基本になってきているということでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） まず、今回の避難勧告の状況というご質問にお答え申し上げます。

今回、防災行政無線に加えまして、携帯電話のエリアメール、それからテレビの画面を利用したLアラート、さらには町ホームページ、メールマガジン、それからSNS、これによりまして避難勧告の呼びかけをしているところでございます。

それから、川の水位計のご質問でございますが、現在は東北農政局によりまして、請戸川に2カ所、昼曽根と加倉、それから福島県によりまして、請戸川、幾世橋、北幾世橋というか幾内橋近辺、それから高瀬川については、高瀬地区にそれぞれ合計4カ所ほど水位計の設置がされております。

それから、ダムの関係でございますが、台風等の水害が予想される場合には、ダム管理しています土地改良区等と連絡を密にしながら、万全な体制を努めていきたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 水路の管理についてでございますが、水稻の営農再開にあわせて、町内一円一気にとすることはなかなか難しいとは思いますが、営農再開にあわせて、地元と今ある制度を

利用して相談しながら整備していきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 災害廃棄物の仮置き場の周知についてのご質問でございますが、まず台風などが去った後に被害の状況なども確認しなくてはいけないということもありますし、また、その置き場所も、例えば浸水ですとか、災害等があるといけませんので、ある程度事前にやったほうが良いと思うのですが、その辺を見極めながら迅速に周知を図っていくような形で努めていきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 先ほど道の駅の件が出ましたので、道の駅と昔の藤越の前、それからサンプラザの前、この辺りがあふれたことについて、道の駅の遊水地であったところを埋め立てたためにこのようになったという苦情もいただきましたので、道の駅を設計する際に、アンダーボックスで水路から水が川へ流れるという理論的にはそれは正しい設計であります。但实际上田んぼのところに行く水というのも全くないとはいえませんが、それがなくなったということで、いささかの原因はあるのではないかとこの可能性もありますので、即座にあの一带を測量をかけた上で、そしてどのような方法が考えられるのか、一度犯した失敗を二度繰り返すわけにはいきませんので、その対策を今考えているところでございます。急には対策は講じられないとは思いますが、そういったものに向かって年次計画でやっていきたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 裏山の土砂崩れ対策についてでございます。先ほども申し上げましたが、治山事業ということで、危険箇所を事前に対策することは可能でございます。具体的な場所については、後ほどご相談させていただければと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 行政改革大綱についてお答え申し上げます。

行政改革大綱は、全国的に行われている行政改革の指針でございます。議員お質しのとおり必要なものと思っておりますが、本町は全町避難からの復興でございまして、これまでの改革改善では対応しきれないことから、復興計画を定めて取り組んでいるところでございます。

行政改革大綱は、本町が全国的な自治体の水準まで回復し、さらに行財政改革が必要な場合に策定を検討してまいりたいと認識して

ございます。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁終わりました。

農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 失礼しました。最初に沢上という言葉を入れずに申し上げましたが、町内の沢上に限らず水路の管理の今後というものを先ほど申し上げさせていただきました。

水稲についても、当然ながら通水が前提としたものでございます。水稲の営農についてもこれから順次拡大をしていきたいと考えております。それにあわせて地元の方々と相談しながら、水路の管理というものはやっていきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 私は、川のそばに自宅があるわけではありますが、昔と比べると川の水量が大変多くなったと感じております。それは、降った水が雨が川に流れるのが速い、原因は遊水地というものが少なくなったこと、あるいはまたアスファルト、三面側溝が要因と私は思います。今後もさらに川があふれる状況が進むと思います。今後の治水については、降った水を川に流すということばかりではなくて、堤防外に逃して流域全体で受け止める流域治水と思います。いわゆる、霞堤のようなものが大切ではないかと思います。検討をお願いしたいと思います。

それから、台風19号・豪雨災害で他町村への支援では飲料水を相馬市、いわき市、二本松市、本宮市、南相馬市、新地町に合計4500箱の飲料水を支援されたことは大変良かったと思います。私たちもこの避難の中でいろいろ町村にお世話になったという中で、少しでも恩に報いることができたと感謝します。今後とも災害があったとき、支援をできるような体制にさせていただきたいと思います。

それから、11月30日に早速、津波浸水想定説明会及び避難訓練が実施されました。台風19号水害があつてすぐの訓練は非常に時期適切であったと思います。マップによつての水害を想定すること、災害が起きることを想定して、自分の身は自分で守るという心構えが大事だと思います。

以上で、もしくは答弁があればお願いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 流域治水につきまして、河川管理者であります福島県とよく相談して、研究していきたいと思ひます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、14番、紺野榮重君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、昼食のため1時30分まで休憩します。
（午前11時52分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
（午後 1時30分）

◇松田孝司君

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君の質問を許可します。
11番、松田孝司君。

[11番 松田孝司君登壇]

○11番（松田孝司君） 11番、松田孝司と申します。議長の許可を得ましたので、一般質問を行わせていただきたいと思います。質問方式は、一問一答方式で、質問事項は通告書に沿って質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

まず、一般質問に入る前に、10月の台風19号、そしてそれから約2週間遅れの豪雨災害の被害にあわれた方に本当に心よりお見舞いを申し上げたいと思っています。

さて、一般質問に入らせていただきますが、先の2人の議員によって大分重なる事項がありますので、少しずつとぼしていくかもしれないと思います。

まず、1、町政懇談会について。これも先ほど町長からお答えあったと思います。（1）定期的に町政懇談会を開催する考えは、重大なことがあれば懇談会をやりたいとのことだったと思います。それ以上深く追及することはやめたいと思っています。

次に、（2）ですが、各地で町政懇談会を行って、浪江町、そして県内で4カ所、県外で2カ所、計7カ所それぞれふるさとへの思いはそれぞれ違ったのではないかと私は思っています。そして、その町民の声を聞き、今後どういった施策などを重点的に取り組む考えなのか。先ほど、行政報告で話がありましたが、あくまでも懇談会でどういう重点的なことを町民の声を取り入れてやるか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

2番議員のご質問にもお答えしましたとおり、主な意見、質問につきましても、大きく浪江町内に関する問題と避難生活に関する問題と大別することができます。懇談会の各回におきまして、町内における生活、避難先の生活に直結するご意見をいただきましたので、

その不安を解消すべく役場全体で共有し、今後の町政復興にいかしますとともに、国・県へ必要な支援を継続するよう求めてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 結局同じ答えで仕方がないですね。

次、2、防災対策について。これも大分重なる点があります。

今回の台風19号、豪雨災害を受け、今回補正予算も出ています。

（1）災害の実態、被害状況は先ほどお聞きました。ただ、私元々農家なもので、どれくらいの農地が浸水したのか、面積がわかればお伺いしたいと思っています。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 農地が浸水したのがどの程度の面積かということは、把握しておりません。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 今回、かなりの面積が結局浸水、オーバーフローというか冠水したと思うのです。私の後ろも本流がいっぱい、後の質問にも入りますが、結局バックウォーター、支流の水路からあふれ出て結構農地みんな冠水しているのは、かなり多くあります。私の裏の畑なんても高速道路の水がみんな高瀬川に入るもので、飲みきれなくて今の水門というのは、もう本流がいっぱいになれば自動的に止まります。そして、上流から来た水はみんなあふれて私の畑にみんな流れてしまいました。かなり10立米ぐらいの砂が入っています。ただ、そういうところは現実に見ていないと思うのです。

今回感じたことは、手入れした農地ほど痛みが激しいです。荒れ果てて手入れもしないところはそのままですから、水が流れても痛みはないです。一生懸命避難先から来て一生懸命年に4回、5回うなったところが結構流れているところもあります。そういうところも多分見ていないのではないかと私は思っています。何町歩、何十町歩とかなりあふれているのかなと私は思っていました。そこまではつかめないのは確かに大変だと思います。

次の質問に入らせていただきますが、（2）町でも台風19号ではタブレットやスマートフォンに避難勧告、早くからレベル4が出て緊急情報として発令、私はスマートフォンで見ました。レベル4は全員避難ではなかったかと思えます。レベル3が高齢者が避難、危なくないところへ自分で安全だと思いうところへ避難するのがレベル5だと思いました。避難場所をスマホで検索したのですが、サンシャインなみえと地域スポーツセンターの2カ所が検索されました。私のところだと高瀬川を越えていかなければなりません。橋

の前後はもう田園地帯で川の水位とさほど変わらないので、下手をすると二次災害にあわないとも限りませんので、私は避難しませんでした。高瀬の方からも地域スポーツセンターに避難してくださいと電話が入ったそうです。途中の道路が危険だと思い避難しなかったと言っていました。そして、東日本大震災前はいこいの村が避難所でなかったのかなと私は言われました。小野田の方も上野原を通過して地域スポーツセンターへ避難してくださいと言われたそうです。そして、その方は結局近くの方が避難しなくて、だから一緒に避難するからと言って断ったそうです。そしてそのときちらっと高瀬川の水位どれくらいかなと言われたそうです。その方が自ら高瀬川に谷津田橋まで見に行ったそうです。町道に水が冠水して本当に怖かったとも言っていました。津波などの避難なら良いかもしれませんが、大雨、豪雨などの場合、避難所を高台に検討しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

まず、避難所につきましては、災害の種類ごとに設置することになっております。今回のような大雨の場合など安心して避難いただける環境をつくることは非常に重要だと考えております。

そのため、設置にあたりましては、洪水による浸水想定区域等を考慮し指定するとともに、避難についても日中の早期避難を促すよう周知してまいりたいと考えております。

なお、現在指定避難所で高台と思われるものは幾世橋小学校、荻野小学校、それから浪江中学校については現在も指定になってございます。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） ただ、今現実に地球温暖化でいつ何があるかわからないのです。大雨、豪雨災害も毎年のようにあります。そこでいつまでも低いところを避難所に考えると、避難する人がいなくなるのではないかと私は思っています。こんな席でなんです、私は今回の台風19号で桑折町に1日、あと伊達市の梁川町に7日ほど災害ボランティアに行ってきました。現場を見て被災者の方とお話をして、いろんなことを学んできました。みんなここで被害にあっている方は高齢者が7割以上です、大部分が高齢者。低いところでは、おかしなもので神社とかお寺はみんな高台にあります。あそこも避難所は高台にあります。そういうふうに考えて町民の安全・安心を考えていくのが一番ではないかと思えます。確かに今回2カ所で、もう私みたくあそこで危ないからという人結構いたと思えます。た

だ、町として住民の安全・安心を一番に考えてくれるのが、町の仕事ではないかと私は思っています。

だから、逆に言えば、川を越えてまで避難所には無理だと思うのです。先ほど言いましたが、川の前後は低いです。だから、先の小野田の方も私の田んぼのすぐ脇のところ水20cmぐらいあったそうです、もうすでに。そこを車で、軽トラックだから行けたけど、乗用車では結構きついのです。そこに避難しろって二次災害が起きないとか考えないとだめだと思うのです。だから、高瀬川から南はいこいの村とか、室原側から北は苧野小学校とか、幾世橋小学校とか、あと真ん中の地帯は浪江中学校とか高台、そしていくらサンシャインなみえ、地域スポーツセンターが2階あるからいいというものではないのです。やはり車、みんな自分の財産を失うのです。30cmあったら車1台ばあになります、100万円、200万円以上の車です。一つの財産を守るのも、町民の立場を考えてくれるのも町ではないかと思えます。

今後こういうことを考えて、もう少し高台へ検討すべきではないかと思えます。お答えとしてはわかりました。

あと、次の質問に入らせていただきますが、(3) 同じく豪雨災害で町内でも床上浸水する被害や多くの道路・農地などが冠水したみたいですが、その一因に用排水路の整備、先ほども出ましたが、不備があったのかもしれないと思えます。今まで各地にある用水路や水門の開閉などは、行政区や水利組合がきれいに掃除したりして、消防の方もポンプアップしたりして、結構みんなで協力してやっていたと思えます。

ただ、今は多くの町民が避難している現在、用排水路の点検整備、先ほどはこれからは地元と相談して決めていきたいと言いましたが、いつ頃までそれが大体決まるのかお伺いしたいと思えます。いつ頃まで決めるのか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 現在のダムの農業用水の通水の予定ということですが、令和3年度から請戸川から南の地域でも通水が可能となる予定でございます。それにあわせて整備したいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） できるだけ早くお願いしたいと思えます。今回二又川の水路の水があふれた件ですが、水門のゲート、地元の方に私お叱り受けました。あんな完全に閉め切ったらこっちで水あふれるの当たり前だ、渦巻き状になってごみたまるの当たり前だと地元

の方わかっているのです。ある程度水を流して、ごみをためないでいかに水を有効的に流すか、やはり地元の人と早く検討して、なるべくいつ災害あるかわからないからそれは急いでほしいと思います。令和3年はわかるのですが、できるだけ早くお願いしたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。(4) 今回の台風19号などで家の中では、外の防災無線は聞きとれなかったと思います。室内の戸別受信機が機能しないとの声は結構多くありました。町の担当課にも何件か問い合わせがあったかと思いますが、どう対応しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 防災無線の件でございますが、台風19号のような暴風の中にあっては屋外の防災無線は聞き取りにくい状況であったと考えられます。そのため、14番議員にもお答えいたしました。現在より聞き取りやすくするための改修工事を実施している最中であり、改修工事により改善が見込まれない場合は必要な住宅に戸別受信機の外部アンテナを設置するなどの対応を行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 私も心配になって先週初め戸別受信機を住宅水道課から預かって自分でやってみました。最初戸外で方向確認して、役場方向、北西とかいろいろやりましたが、全然動きませんでした。私もある程度機械には明るいと思っていたのですが、それで情けなくなりました。だから、私以上の方が同じ思いをしているのではないかと思っています。悪いけど戸別受信機は、一戸一戸確認するのが筋だと思うのです。ある程度部屋に置いて今まで2回鳴りました。夕方5時2回だけ鳴りました。ただ、やはり方向とかいろいろあると思うのです。自分でやってみないとわからないと思うのですが、こういった一戸一戸の高齢者に対して少し思いやりを持って確認作業をやっていく考えはありますか。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

現在も同じような問い合わせ等が数件ございます。その際は、町職員が出向いて実際の現場等も確認をして対応をしているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 戸別受信機というのはいざとなれば使い物にならないければどうしようもないと思います。よろしくお願ひいたした

いと思います。

あと、その件で幾世橋団地に住んでいる方から、戸別受信機で避難してくださいと何かあったみたいなのですね。サイレンが鳴っているのだが、何のための避難かわからなかったと。だから、大柿ダムの放流のサイレンだったみたいなのですが、戸別受信機でも大柿ダムの放流するとか予告を入れると町民の方危ないと本当に避難すると思うのです、逆に。ダムが放流するというのは本当に危険ですから。ただ、避難してくださいではなかなか避難に進まないのではないかと思うのですが、ただ今度大柿ダムの放流する可能性がありますとか、そういう放送を流す考えはないですか。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） そういった点も踏まえまして、対応については適切に行っていきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問ですが、（5）これは先ほど高齢者の方、車のない方はやはりこれは世帯の避難、先ほど話してくれました。ただ、これから人が増えると、高齢者の方も車のない方も多くなると思うのです。これには、隣の住民とのこういう触れ合いも大事ではないかと思うのです。声かけ合いとか町が直接住民に話すのではなくて、危ないから一緒に逃げようとか、そういう近くの方が親睦を図ることも必要ではないかと思っています。これは、質問事項にないのですが、こういう検討もされたほうがいいのかと私は思っています。町で何でもかんでもはできなくなりますから、人が多くなれば。隣の地域のつながりを深めていくのも一考だと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、次の質問ですが、（6）台風19号のときに、毎朝散歩していますが、高瀬から幾世橋、そして町内を通過して川添の小丸田から小野田の谷津田橋に行く分岐点のところにA型バリケードが立っていました。バリケード1つあって、そこに普通通行止めなら赤丸のバツテンの通行止めの標識がついているのですが、ただA型バリケードは立っただけでなんで立っただのかと、後で気づいて通行止めだったのかなと私は思ひましたが、町道の脇の水路も台風19号、そして2週間後の豪雨災害でごみが積もったままのところは、今なおそのままになっているところは結構あります。

国土交通省では国道6号線の維持管理を年間契約で地元の建設会社に委託しています。今は帰還者が少ない中、今まで各地区の行政区で補完的に整備していたところまで管理も重なり、町でもままた

ならないのではないかと思います。

せめて、主要町道の維持管理や豪雨災害など緊急時の応急的に仮復旧など地元の建設業者に委託するのも一考ではないかと思いません。現在そう行っていたのなら勉強不足で本当に申し訳ないのですが、町道などの維持管理・災害時の仮復旧などをどう行っているのか、お伺いしたいと思いません。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 道路維持管理及び仮復旧につきましては、異常を発見した時点で、建設業復興組合に随時委託をして実施をしております。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 災害は起きてからやるより、起きる前に準備するのも大事ではないかと思いません。そういう復興組合に台風災害等起きる恐れがある場合、巡回パトロールとかしてもらうのも一つの考えだと思いますが、どう思っていますか。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 台風など大雨が予想される場合には、事前に土のうなどを用意するとともに、復興組合に重機の準備などをお願いしているところです。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） そうだったら悪いけど通行止めとかきちんと管理してもらわないと、いらぬところにいらぬ車が入ってくる可能性もあるのです。ただ、A型バリケード一つ置いたから通行止めだとは誰も信じません。車、大型自在に入れるのです。枝道からも自由に入れました。私散歩したとき、全然バリケードでなかったです。ただ、小野田の街道の元のアルプスのところにはあったと思うのですが、私は違うところへ行って脇道から入っています。災害というのは、そういうところからきちんと管理してくれないと、二重災害が起きる可能性があるのです。人が少ない今だからこそきちんと管理して、こういう災害対策を講じないと余計ますますひどくなると思いませんので、きちんとしてほしいと思いません。

次は、3、生活環境について何点かお伺いしたいと思いません。

(1) 町内に住んでいる高齢者の方とお話する機会があると、必ず話に出てくるのが病院とかデイサービス、そして一向に進まない権現堂の再開発などです。あと、隣接の双葉町にある斎場「聖香苑」が話題に出ます。確かに、斎場「聖香苑」は双葉地方広域圏組合で運営管理していると思いますが、北部衛生センターや浪江消防署などの件も広報に載っていたような気がします。双葉地方広域圏組合

でも広報などでお知らせしているかもしれませんが、斎場「聖香苑」がようやく開場するとお聞きしましたが、開場に関心を持っている町民が多いので、開場に向け動いていることを、広報なみえなどで載せる考えはあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答えいたします。

まず、双葉地方広域市町村圏組合で管理運営しております斎場「聖香苑」の再開に向けての現状でございますが、現在、環境省による除染を実施しております。その結果を基に評価及び確認を行い、令和3年中の再開に向け施設の整備を進めていくとのことでございます。

また、議員がおっしゃったとおり広報紙の掲載につきましては、今後、双葉郡内8カ町村足並みをそろえて周知期間を調整することとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 12月7日の新聞に、斎場建設断念へと載っていました。ただ、新聞をとっていない方結構いるのですね、広報なみえは見る方は結構見ているのです。できたら、双葉郡全体で足並みをそろえて載せるようにするのでしょうか、できるだけ早めに広報に載せて町民の皆さんに安心感を持たせてほしいと思っていますので、よろしくお伺いしたいと思います。

斎場ができればそれに関係する業者もかなり増えてくるのではないかと思います。早めに周知すればそれだけ準備もする方も多くなると思いますので、お伺いしたいと思います。

次は、(2) JR浪江駅の件ですが、11月始め頃から下り車線に行く渡り廊下が撤去され階段を上り下りするようになりました。今月の18日から浪江富岡間試運転するとマスコミでお知らせしています。

来年3月に常磐線が全線開通するとのことですが、特急の停まる駅の大部分がエレベーターを設置してあるのではないかと思います。

町でも、JR東日本にエレベーターと南北につながる連絡橋の協議などを行ったようなことを聞いたような気がしますが、もう全線開通には間に合わないと思いますが、高齢者など階段の上り下りに苦勞している中、エレベーターの要望はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

JR浪江駅構内のエレベーター設置につきましては、これまで折

に触れて J R 水戸支社に対して相談を行ってまいりました。J R 側としては、駅のバリアフリー化につきましては、1 日平均乗降客数が少ないことから対応は難しいと示されてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 対応は難しいではなくて、国でも何でも動かして早めにやらないと、結局上野から直通列車が来て特急はとまって、体の弱い方は本当に大変だと思うのです。上り車線はホームから出ればすぐですが、下り車線ですから階段上り下りするのは。できるだけ急いで要望なり、実現できるようにお願いしたいと思います。

次の質問ですが、（3）街灯これ防犯灯、街路灯だと事務局から指摘ありましたが、この話は防犯灯だと思います。防犯灯、以前は各区長と相談して話を進めると前お聞きしたような気がします。それから大分たったと思いますが、今町に住んでいる高齢者の方から街路灯と街路灯の間に家があり、防犯灯はわからないのですが、目の前が暗くて不安だとお聞きしました。私の行政区でも、現在私しか住んでいないのですが、家が多くあったところには何個もの防犯灯がついています。全部撤去しろとは言いませんが、一つ点いていれば良いところもあるのではないかと私は思っています。

区長が戻っていれば良いのですが、今町内に住んでいる方の要望を聞いて、必要と思われれば街灯、防犯灯や街路灯の設置を考えるべきと思いますが、どう考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 防犯灯につきましては、これまで区長等の要望により設置をしましてまいりました。今後も個別の要望があれば、現地を調査した上で設置を検討してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 今現在、私今朝もう 5 時ちょっと過ぎから歩くと真っ暗なのです。懐中電灯で照らして、防犯灯結構目につくのです。7 時頃まで街路灯、町の中も点いています。町の中の街路灯は結構細かく点いているからいいと思うのですが、防犯灯なのです。今住んでいる人が怖いというところは、ある程度の融通をきかせて現場を見て確認してほしいと思います。みんな撤去しろとはいませんが、行政だとある程度均等間隔にするとか、いつまでも同じところに前家あったところでも今はうちの地区はソーラーで大体いっぱいですから。そんなソーラーあるところに防犯灯あったって意味ないと思うのです、逆に。有効的にここにあればいいなというところは、現実に歩いて決めてほしいと思います、これ以上は言いませんが。ただ、現場を余所に住んでいる区長さんに相談したって意味

ないです。住んでいてここは危ないな、ここは必要だなと、住んでいる人たちにある程度聞いてやるのも一つの案ではないかと思えます。

最後に質問になります。(4)常磐自動車の常磐双葉インターが来年3月に開通予定で仕事が進んでいます。開通すれば、いわき方面から浪江町に来る方は結構利用するのではないかと思えます。その際、困難区域(井手・酒井地区)の高瀬川に架かる橋、小野田橋、酒井橋、下酒井橋になると思いますが、通じる町道を開放すれば、大分町民にとって利便性があるのではないかと思えますが、どう考えているかお伺いしたいと思えます。

○議長(佐々木恵寿君) 総務課長。

○総務課長(安倍 靖君) お答え申し上げます。

議員お質しのとおり、町民にとって利便性の向上につながるものと考えております。現在、常磐双葉インターチェンジの開通にあわせて、特通区間の見直しについて内閣府と協議を進めているところでありますが、あくまで帰還困難区域を通過するため、慎重に検討してまいりたいと考えてございます。

○議長(佐々木恵寿君) 松田孝司君。

○11番(松田孝司君) なかなか難しいとは思いますが、ただ下酒井橋の道路、あそこは大分広い道路なのです。片側1車線の2車線道路です。だから、舗装構成でいくと、昔のL交通かA交通、今で言えばN3かN4の1日の大型ダンプの交通量40台から250台の間ぐらいの強い舗装構成だと思います。あそこが結構開通すれば、多くの車が渋滞するのがかなり利便性があるのかなと思っておりますが、検討をお願いしたいと思えます。これは国との話ですが、ただ丈六公園の西側の道路は結構皆さん知っているとおりに利便性はあると思うのです。あそこの小野田街道のところの標識にもいこいの村という矢印まだ残っています。だったら、いこいの村消しておかないと、間違っていこいの村に行って、通行止めだなんていかない車もないとも限りませんので、今よろしくお伺いしたいと思えます。ということで、これで終わります。

○議長(佐々木恵寿君) 以上で、松田孝司君の一般質問を終わります。

○議長(佐々木恵寿君) 暫時休議します。

(午後 2時03分)

○議長(佐々木恵寿君) 再開します。

(午後 2時03分)

◇渡 邊 泰 彦 君

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君の質問を許可します。
10番、渡邊泰彦君。

[10番、渡邊泰彦君登壇]

○10番（渡邊泰彦君） 10番、渡邊泰彦です。議長より質問の許可を得たので、通告にしたがって質問させていただきます。質問方式は一問一答方式ですので、よろしくをお願いします。

今回は、まずいこいの村なみえ、そして114号線、それと町民の帰還促進、道の駅なみえについて4点ほど質問させていただきます。

まず、1、いこいの村なみえの件なのですが、いこいの村なみえを含めた周辺、すなわちその周り高瀬近辺のことなのですが、浪江町の将来の観光資源として活用するためにいよいよ本格的に整備すべきと考えております。

まず、個別にお尋ねしますが、（1）丈六の池、今現在除染をしておるといことなのですが、その進捗状況を教えていただきたいということと、ため池周辺の土手の樹木の具体的な整備範囲を詳しく教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 丈六ため池の除染工事については、仮設ヤードを設置しまして、現在浚渫工事の支障となる樹木等の除去を行っております。そして、浚渫工事に一部入っております。

ため池より上の法面の樹木とかいうお話でございましたが、それは基本的にため池の除染工事でやることはできません。これまでに平成26年12月なのですが、環境省に一度遊歩道の部分の除染はやっていただきました。ただ、その除染が終わったからといって、安全なレベルに低下しているとはまだ思っておりません。環境省とはその後の除染についても協議をしているところでございますが、ため池の除染が終わった後に再度線量を調査して、協議することになっております。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 今回の台風でも土砂が池の中に入ってきて、工期が延長になったと、これは事実としてあるわけなのです。ため池だけに特化するというような仕事をすると、ずっとこういう結果になってくると思うのです。台風でそういった影響があったということをきちんと環境省ともう一度話して、そうならないためにはどういう除染方法で、どういう対策をとらなければいけないということをきちんと方向転換してやらないと、ただやっただけの仕事になる

のです。これは丈六の池だけの除染ではなくて、最初に言ったように、観光資源として利用するためには何が必要かということを選びとらないと、そういう仕事になると思うのです。

(2) 少し上に上がっていくと、見晴らしの森という、いこいの村には地図に載っているのですが、そのところに東屋があるわけです。それはもうため池に隣接しているのです、位置的には。その周辺今回台風の影響でどうなのかというのを多分見ていないと思うのですが、私見てきました。やはりそこで荒れているのです。荒れてきたのが、ため池の中に流出するという現象も起きているのです。当然法面なので、水は上から下に降りてくるのです。そういう意味で、ただやっただけ、何となくやった、除染をやった、それでは本当のため池除染にはなっていないのです。その辺を、まだやっている最中なので、でも工期も延びたことだし、そういったことでもう1回環境省と話しながら、今回の工事の中でどの程度のものできるかというのをもう一回検討してもらうことはできないかどうかお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 今回のため池の除染工事については、農林水産省の補助金を使ってやっております。農水省ですから、ため池のみの対策となります。それ以上の高いところのそういった環境保全林の法面等は対象になりません。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） それでは、(3) ため池を除染した後のため池の管理方法はどんなふうを考えているか教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） ため池自体の管理としては、地元の水管理をお願いすることになります。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 現状を考えていない答えですよね。地元の住民にお願いするって、地元の住民何人帰って来ているのですか。要は、管理できないと答えている。要するに、ため池を何となくやりました。線量は下がりました。管理は地元をお願いします。管理する地元いるのですか、教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 丈六ため池については、地元で管理できると思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） では、管理しないということですか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 農業用ため池というのは、当然ながら水稻をつくるためにある施設でございます。それについては、つい最近の話でなくずっと昔からあった、農業者がそういったものをつくって管理してきたものでございます。例えば、議員がおっしゃるように町が全てのため池を管理しなくてはいけないといわれても、町で管理しきれものではないと認識しております。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） それでは、この質問はぐりっと回して、流れて先にやってまた戻ってきます。

（4）丈六公園の整備計画をお尋ねします。丈六公園今整備をすると計画書をいただいております。その中で、今西側の駐車場に防火水槽が設置されております。もう一個は、駐車場の横に県道落合浪江線に面して道路に飛び出している樹木がたくさんあると。さらには、電線にかかっているものもある、その辺の処理をどんなふうに考えているか教えてもらっていいですか。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） お答えします。

防火水槽につきましては、丈六公園前の県道落合浪江線に水道管が埋設され、消火水利も確保されたことから撤去を考えております。

また、道路に飛び出している樹木については、通行に支障にならぬよう伐採をいたします。電線に覆いかぶさっている樹木につきましては、当該電線所管企業により伐採をお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 今、課長のお答えになったとおりでと思うのですが、相当震災後手入れしていないとか、管理していないのが大きく見えてて、相当道路に出ているので、その辺は電線に関しては業者のあれになるかと思うのですが、確実にやっていただきたいと思っています。

（5）その中で、植栽の計画も私見せていただきました。素晴らしい計画だなと思ってぜひ実行していただきたいと思っているのですが、震災前に、2年前ですか、浪江町の商工会の建設部会であそこに花運動とか、そういったもので商工会の記念事業として花桃の木、それと紅房桜を植えさせていただいて、そのときに高瀬の行政区の方々と一緒になってあの辺の草の処理とかそういったものをしていただきました。今回植栽にあたるにあたって、そこに今植えている花桃の木と紅房桜のそういった植林をもう一度するような計画を織り込むということはできるかどうかお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） お答えいたします。

花桃の木は植樹の際の話し合いにより、浪江町商工会が管理をすることとなっております。今後につきましては、商工会と相談してまいります。

紅房桜の植栽につきましては、現在丈六公園の実施設計を委託しておりますので、その中で植林について検討してまいります。

また、丈六公園内の丸太につきましては、老朽化により継続しての利用は困難であることから、改修の際に撤去処分を考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） それで次なのですが、（6）整備計画の中で利用制限区域というものが出てくると。そこは、全く手をつけないのか、それとも何かしらの策というか、手が入るのかどうかお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 利用制限区域につきましては、いまだに線量が高い区域となっております。追加の除染を国に求めてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 明快な答えありがとうございます。（7）これは前の丈六の池の件でも話したのですが、これを整備して一つの丈六公園として復活するわけですが、整備後の管理の件だったのですが、当然震災前は高瀬行政区にお願いして草刈りとかそういったものやっていたと私は記憶しておりますし、私も参加したことがあるのであれなのですが、どうしても斜めになっているというか、坂の部分の手入れが多いのでどうしてもご年配の方々ができるようになるとできないということがあるわけです。高瀬行政区の方々で戻っている方々でお願いして整備をするということになると、ちょっとこれもまた難しいかと思うのですが、整備した後の管理方法についてご意見をお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 整備した区域の維持管理につきましては、従来どおり地元行政区にお願いする予定であります。整備計画の段階から地元区長さんに相談しながら、地元の行政区で管理できる範囲を整備するということが計画を立てております。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 丈六公園の整備に関しては、帰還住民の方の意

見により整備面積を縮小する予定と最初からうたっているのですが、その辺は地元の行政区の方々とお話してその結果になったのかなと想定しているわけです。ただ、やはり現実問題としてなかなか、どんな整備というか草が生えたらちょっとやる程度みたいな形だとできるのかもわからないのですが、一つの観光資源としてあそこにアスレチックもあるし、東屋もある、花のシーズンになれば花見もする、そういった利用ができる、きちんと快適に利用するような管理というのは相当難しいと私は思っています。ですので、その辺はもうちょっと地元住民の方とお話していただいて、地元住民の方々でお手伝いできる範囲は全部していただいて、さらに快適な利用する部分に関しては、ある程度専門の管理会社へ委託するような形をとるしかないのかなと思うのですが、課長のご意見をお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 維持管理につきましては、まず地元でやっていただけるということでありますので、まずは地元の行政区にお願いしまして、それで手が足りないということであれば、町としても何らかの維持管理に関わっていくというようなことを考えていきたいと思えます。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 次に、本丸の（8）いこいの村なみえに関するのですが、いこいの村なみえのロビー&レストランの具体的な設計図は、まさか完成しているのだろうと私思っているのですが、その辺ご説明いただきたいというのと、いこいの村に行くと、今私も200回ぐらいもうお風呂に入りに行っているのですが、お風呂から外もそうなのですが、お風呂の外から風呂の中も何ももうない、何もないといったらおかしいのですが、目隠しも何もありませんが、新たに設計をした中でその辺の大風呂の目隠しとといったらちょっとおかしいのですが、そういったものというのは計画に入っているかどうか。それともあのまま外から丸見えのままなのかというのをお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず設計図関係ですが、お答えします。現状としては、ロビー・フロント・レストラン機能を有する管理棟の実施設計を進めているところです。現在、平面図は完成しております。さらに、従業員とともに協議して機能的で使いやすい配置となるように設計書の内容を進めております。

大浴場の目隠しにつきましては、ガラスに目隠しフィルムを施しておりますが、遊歩道を利用できるように再開した場合には、震災

前同様に大浴場側から投光器にて遊歩道を照らし、室内が見えないようにするなどの対策を講じていくことを考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 震災前もそうだったのですが、ライトでうまくレイアウトしているというか、そういったことが今なされていないので、今お昼あちらに行くと中がまるきり見えるようになっているので、その辺がそういった計画になっていくのかなということで理解したので良かったと思います。

それで、もう1つ今課長から出たのですが、遊歩道に関してなのです。（9）あそこの東側の弓道場から西側に位置する高瀬野球場まで大体丈六公園の散歩コースに震災前はなっていたわけです。よく高瀬球場で野球の試合なんかしている方々が、そのままいこいの村の大風呂に入って、宿泊するというようなパターンがよく見受けたのです。それで、高瀬球場から遊歩道、それと広場があって、東屋があって、トイレがあってと、こういったことの整備というのは、今町としてはどんなふうを考えているかお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） いこいの村に隣接します生活環境保全林には、5つの遊歩道総延長2155mのほかにトイレ、東屋、案内板各2基ずつ、アスレチックフィールドなどの遊具が設置されております。これらの設備は、長期管理不能により修繕しなければならないものもありますので、今後少しずつ整備を行い機能回復を図り、再び町民に親しまれる施設として再開を目指していきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 全体の観光資源を考えた場合には、例えば一つのコースとして考えられるのは、復興祈念公園を見て、道の駅に入って、丈六公園を散策して、いこいの村に泊まってもらうというようなコースが一つの主要コースになり得ると私は思っているのです。丈六公園は個別に聞いてきましたが、丈六の池、丈六公園、いこいの村なみえ、この3つが連動して1つの観光資源にしないと、単体でやったのでは全く魅力のないものになってしまうというのが私の意見なのです。それで、遊歩道が全く野生化しているといったらおかしいですが、もう歩きもできない、何もできない、線量も高いのだから低いのだからわからない、そういう状況の中で浪江町のホームページの中ですごくいいこと書いてあるのです。「周囲には、町営の野球場があり、レクリエーションに適した道路です。」今でもうたっているのです。全然適していなくてもうたっているのです。

そういうことをホームページに載せているので、それに近いものを町としては整備して、本当に発信していくということがすごく必要だと思うのです。

いこいの村なみえが現状改装してお風呂があって、宿泊所もあると、足りないものは何なのかなということで今そういった計画になっていると。このときにこそすばっときれいに整備するチャンスなのです。同じふうにホームページの中にも「池は冬期間に水鳥たちの重要な休職場所になっている」と、これも遊歩道の一環のところを書いてあるのです。ですので、各課がばらばらにやるのではなくて、連動してやっていかないときちんとしたものがないのです。

(10) 管理もそうです。例えば遊歩道をきれいに整備しました、誰が管理するのですか、そこで。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 私からお答えを申し上げます。

議員お質しのように、いこいの村を中心とした確かに観光資源だと認識をしております。ただ、いかんせん1回除染はしたけれども放射能が高すぎるというきらいもあって、一般の方々には遊歩道には立ち入らないような方策が現実にございます。

そうしますと、高瀬球場につきましても、2つの考えがあると思います。つまり、後年度に財政負担をかけないようにするには、やめたほうが良いということです。ただ、1つの考えとしては、せっかくある球場を整備をして、例えば学生たちの合宿所に使うとか、そしていこいの村と連動する、さまざまな考えがあると。ただ、これには計画がしっかりしていないと、将来に禍根を残すことだと思います。そういった意味で、これからしっかりと対話を図るわけですが、確かにため池につきましても、農林省の予算でやっていますから、ただ一概に各課ばらばらということではなくて、やりようがない状況もあるということをご理解いただきたい。ただ、やらないということではなくて、将来に向けて観光資源として非常に有効なものであるということは間違いのない、そのことを押さえながらしっかりと高瀬球場を含めた在り様を検討してまいりたいと思いますので、今少し時間をいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 町長今おっしゃることが本当によく理解できていると思いますが、観光資源というのは日本全国いろいろなところの地域を見ると、つくり出すのが難しいのです。新たにつくるというのは、すごく大変なのです。せっかくこれだけのものがそろっているのであれば、町とすればそれをきちんと整備するということの

ほうが、新しいものをつくるよりはすごく早いと、景観的にも非常にそろっているところなのです。ですから、その辺は今町長がおっしゃったとおりの各課でもよく考えて、短期的・長期的・中期的といういろいろな計画があるかと思いますが、やはり前向きにきちんとした方向でやっていただくことが、将来我々が今の世代でできる子どもたちとか孫たちに残していくような本当にすばらしい丈六公園にしていきたいと思います。

皆さんよく思い出しますと、私らも小学校のころは遠足という丈六公園だったのです。あそこまで浪江小学校から歩いて行っなんていうのがあったので、そういった子どもたちが利用するというのも将来考えて、さっき言った利用制限区域等々も徐々に除染をしながら使えるような方向になっていただければと思います。

次に、2、国道114号線の隣接地の整備について、お伺いします。

震災前浪江町の中心街といったらもう新町通り、駅前と決まっていたのですが、今の現状を見ると10年ぐらいはなかなかきちんとした商店街になるのは難しいのかなと私は今感じています。特に私は権現堂に住んでいるので、毎日毎日あそこを歩いているのですが、なんかどンドンどンドン荒れ果てては行くが、何かきれいになっていかないというイメージがあります。そうなってくると、ここ10年ぐらいはどうしても浪江町の顔というのは114号線、要するに新町から6号線の間、役場があつて道の駅があつて、あの道路がどうも顔になるのかなと私今イメージしているのです。

そこで、それを言いながらお尋ねしますが、現在、114号線の拡幅工事第2工区が急ピッチでやっています。たまたま私の会社があそばにあるのであれなのですが、本当に急ピッチというか、もう町中どこもかしこももう114号線の工事をやっているというようなイメージでいるのです。そこで、114号線の道路を新町の信号から6号線の信号までに直線をつなぐという計画なのです。そうなってくるとどういう現象が起きるかという、買収において土地を買っていただいて道路をつくるのですが、北側と南側がとてつもなく分量が違ってできてしまうのがあの道路なのです。例えば北側なんていうのは、ほとんどもうとられてしまつてというか、道になって残っているところが大体多いところで20坪ぐらい、少ないところだと10坪ぐらいの土地になっているのです。ただ、南側はほとんどとられないというか、逆に10坪程度ぐらいしかとられなくて、残り200坪とか300坪とかとなっているのです。

2つわけて今ご質問しますが、(1)北側の残地、言葉はちょっと良くないのですが、残ったところが当然これスクラップアンドビ

ルドでできるような土地ではないので、本当の残地になる可能性のほうがものすごく高いのです。現在は、工事がぐじゃぐじゃやっているので、最終的な絵姿が見えてないからあまり思わないですが、最終的に完成したときの絵姿になると、本当にポツポツポツポツというのが全部で12件あります。その辺の計画は考えているか、考えていないかわからないですが、町は今どんな認識をしているか教えてもらいたいのですが。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 今のところ町として事業計画は持っておりません。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 多分そう思います。

それで、もう1個（2）南側のたくさん残って空き地になっているところ、この辺何か計画があるのかどうか教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） こちらにつきましても、町として事業計画は持っておりません。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） そこで、（3）なのですが、第1工区、第2工区も両方合わせてなのですが、第1工区はおかげさまでいろいろなお店ができて再オープンしたり、住民の方々が戻って来て住んだりというふうにして、賑わうまではないのですがきちんとした街並みになってきておるようです。

ただ、第2工区は、1つは多分町もそうだと思うのですが、全く考えていないというのが多分現状だと私は思って質問しているのですが、そこでこの地権者全部で24あります。そういった方々に例えばアンケートをとってもらうだとか、今後どんな利用をするのですかというようなアンケートをやってもらいたいと思うのです。というのは、拡幅が始まる時に地権者を、当時まだ二本松市だったころだったのですが、何回か集まって説明会をやったのです。要するに、こういう道路になるので皆さんご協力お願いできませんかと。そのときにみんなからいろいろな意見が出て、最終的に今回うまくまとまったというか、立ち退きがうまくいったと。当然一緒に道の駅の説明会ももちろんやったのですが、あそこに住んでいる方々というのは、町の発展のために買収に応じましょうという方がほとんどだったのです。ただ、そのときに協力したが、よくよく現実を考えると残っている土地が10坪で将来どうするのかとか、いろいろなことを今考えているとこなのです。ですので、私は高速道路の浪

江インターから請戸の新しくできた漁協までのこの通りをおもてなし通りといたらおかしいですが、外から来た方々がそこを歩いて行くときに、何かきちんとした姿を見せることが浪江町復興しているのかなというイメージになってくるかと思います。今のままでいくと、第2工区の北側は全く草ぼうぼうになるはずなのです。果たしてそういうのがいいのかどうか、浪江町は草ぼうぼうの町なのだというイメージを植えつけるには最高いいと思うのですが、それでは復興にならないのです。ですので、今道路を拡幅している間にこういうご提案をさせていただいたので、それに対して町はアクションを起こしてもらいたいと思うのですが、町長、どう思いますか。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 突然の提案でありますので、十分に理解していない部分もあります。ただ、残地があるということは、当然ながら道路の設計上やむを得ないのだろうと思いますが、ただ常福寺さんの前の通りだと思います。その中でどうまちづくり全体を考えていくかということもあります。ただ、そのことが町の制度上できるかどうかも含めて、あるいはそれぞれの残地が全体としてどのくらいあるのか、全て調査をしないと軽々に申し上げられない部分もありますので、問題があるということは十分認識をしましたので、道路の形状が仕上がった段階で検討をしてみたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 町長、今本当に前向きに考えていただいておりますが、私はもう毎日あそこを歩いて通っているのです。何か利用できないかなといつも思っているのですが、利用するものもだんだんご提案できればなと今自分で思っているのですが、ただ残っている土地があまりにも狭いのです。何か建てるのかということが考えにくい土地なので、非常に利用が難しいなどは思っているのですが、そんなところを今後町としていろいろなアイデアを絞りながら、何とか良い道路にしていきたいと思っています。

ただ、南側がある程度広く残っているので、ここはスクラップアンドビルド方式で、今正直言っているいろいろな方々の交渉をしながら、こんなものが建てるというのが、今60%ぐらいはなんとなくこうなるというような構想で今動いてはいるのです。そうなってくると、ますます北側がみすぼらしく見えると思ったら失礼なのですが、本当に荒れているような感じになります。そういうところに樹木を植えたりいろいろなことしかないのかなと思っているのですが、その辺私も地元としていろいろなアイデアを出したいと思っていますの

で、ぜひ一緒にやっていただきたいと思います。

とりあえず3番目の質問に移らせて、4番目があるので少しあれになってしまって申し訳ないですが、先日、私文教厚生委員会というのに所属しておりまして、その中で議員との懇談会、意見交換会ということで、いろいろなところで全体でやって、個別に関係機関との話し合いということでは懇談会させていただきました。その中で、出たことを3つほど町にお尋ねしたいと思います。

町外で避難生活をされている高齢者の方や、介護を必要としている町民で、浪江町に戻りたいという人が結構いるというお話をお聞きしました。

その中で、(1) 帰還する条件として一番必要なのは何かといったら、やはり住むところなのです。例えば、もう自宅を解体してしまったのだと、そして戻りたくても戻れないと。それともう1つは、大きな要因はもっとほかに実はあるのですが、基本的に住みたいのだと、でも住むところが今のところないのだということに、例えば今整備している大平山の団地等々があると町はお答えするかと思うのですが、戻りたい方が高齢者なものですから、できるだけ便利などころにという希望はもちろん出ているわけなのです。

そこで、これは質問になるかどうかわかりませんが、例えば大平山団地の完成した後に、もう少し住民の要望があれば復興住宅を追加してやるというような考えがあるのかどうかだけお尋ねしておきます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

帰還を目指しておられる町民の方や新規に移住する方に住宅の提供を図ることは、人口の増加を図るための有効な施策と受け止めてございます。

また、復興業務に従事されている方の旺盛な住宅需要によりまして、住宅事情がひっ迫しているという状況にあるということも伺ってございます。公営住宅の整備に際しましては、需要量及び中心市街地の活性化も視野に入れながら、計画を進める必要があると考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） そういった形の考え方になっていただいたら大変ありがたいと思うし、どうしても1つは前の浪江町で住んでいる環境よりも今避難している環境のほうが便利になってしまっているのです、いろいろな生活する意味で。そうすると、ちょっと不便なところになってくると、何かたくさん不便になったみたいなイメー

ジになってくるので、本来であれば例えば大平山の住宅に住んでいろいろな生活のものを買い物に来たり何かするのは、昔であれば決して不便でも何でもないとは思っているのです。でも、どうしてもそういったところの環境でもう7年も8年も居てしまうと、なかなか浪江町の不便なところはあるので、できれば今企画財政課長の答弁のように、帰ってくるための1つの施策としていろいろな意味で利用できるのかなと思うので、ぜひそういう要望があったら応えていっていただきたいと思っています。

さらにもう一つ、(2)生活相談支援員の方々のお話の中で、高齢者と呼ばれる方、年配と呼ばれる方の体力が、避難生活の長期化のために衰えてきていると。年齢的な衰えももちろんあるかと思うのですが、一番どんなことがいいのですかと私質問したら、やはり運動することなのだ。激しい運動ではなくても運動することなのだ、例えば昔であれば高齢者の方が自分の畑に行って野菜をつかったり、草むしりをしたりというのが、実はそれが運動になっていたというような話も聞いたので、1つの生きがいみたいな形になってくるかと思うのですが、そういったものをやりながら運動をしているということで、割と健康が維持されたという面が確かあると思うのです。そういったことから、だんだん外出をしなくなって、孤独まではいかないのですが、なかなか外に出なくなるなんていう現象が結構見受けられるというお話を聞きました。

そこで、浪江町の中にそういった高齢者の方々が帰って来て、生きがいができるような施策というか、施設というかそういったものが必要になってきているのかなと思います。さらにそういうものがあるのであれば、浪江町に戻ってこようかなという方も出てくる可能性もあると思うのですが、今浪江町内にはそういう施設がないので、そんなことを町として、施策として入れているのか、これから入れる予定があるのかお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 生きがいづくりができるような施設の整備についてお答えします。

町では、昨年度からになります。コスモス保育園の建屋を活用いたしまして、公民館機能やそれから図書館機能を持たせた施設に改修する事業を進めているところでございます。

震災前の公民館においては、地域住民にとって最も身近な社会施設として文化の向上、それから学びの拠点として地域ふれあい事業や料理教室等、各種教室を実施するなど、生きがいづくりや人づくりに大きな役割を果たしてきたところでございます。このことから

も、これまでの取り組みを踏まえ、現在事業再開に向け施設整備を進めているところでございます。

ソフトにつきましては、完成後のその時々を踏まえまして、各種教室を開催するような準備をしまいたいと考えているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 今の教育次長の話聞いてちょっと安心したところがあるのですが、そういったことが町が積極的にいろいろなことを施策として入れていくということが、当然のことながら町民に対するアピールにもなるだろうし、一つの生きがいを見つけるためにはいろいろなものが必要だと思っています。ただ、今ダンベル体操とか、カラオケ体操とかというふうにならなっているのですが、結構楽しみにしている方が多いと聞いています。そういった形で、ぜひ高齢者の方々が生きがいになるようなものをいろいろな形で計画しておいてもらって、それでお年寄りが帰って来て楽しいねみたいな感じの浪江町になればいいなと思っています。

もう1つは、(3) これはどこに原因があるかというのは私も良くわからないのですが、避難している町民の方々に生活困窮者の方が出ているという話を聞きました。要は、どういう原因でそうなったかというのは、そこまでは詳しくは聞かなかったのですが、要因はいろいろあるかと思います。ただ、そういった生活困窮者が20代から80代までいるという話を私されたものですから、生活困窮者の方が例えば生活保護になってしまうとか、そういったことになるとなかなか町としてもまずいだろうし、避難している市町村の方にもご迷惑をかけてしまうようなことがあるので、どういう対策があるのか私は具体的なものは持っていないのですが、生活困窮者が生活保護にならないようなそういった対策をとっているのか、とれているのかどうかをお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） お答えします。

町内外を問わず生活困窮者から相談を受けた際には、本人と面談をしまして心身の状況や希望などの聞き取りをいたします。場合によっては、生活支援相談員や社会福祉協議会、また民生委員や包括支援センターなどとも連携を図り、より詳細で客観的な情報の入手に努めています。こうしたことで、就労、お金の融資、また食料の支援などさまざまな支援策を掲げる各種専門機関につなぎ、生活困窮の悪化防止、生活困窮者の自立支援などについて実施しております。

- 議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。
- 10番（渡邊泰彦君） 課長から明快な答え今いただいたのですが、町で生活困窮者の方というのは人数とかパーセントとか表すのは難しいと思うのですが、人数的なもの、それと年代的なものの把握はしているのかどうかお尋ねしていいですか。
- 議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。
- 介護福祉課長（木村順一君） 生活困窮者につきましては、そのたびごとに相談業務を行っておりまして、数名のケースを抱えています。ちなみになのですが、生活保護申請となって生活保護になられた方は、全体で今のところ67名、うち施設に入っている方が36名ほどいます。町内には今2件ほど生活保護世帯がいます。
- 議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。
- 10番（渡邊泰彦君） 本当は生活困窮者にならないほうがいいと私も思っているのですが、やむを得ない事情もあるかと思うので、できればこういった避難生活が長期化する中でそういったケースになる場合も結構あるのかなと思うので、ぜひ町のフォローをしながら、快適な避難生活というのは絶対ないかと思うのですが、あまり困らないような施策を打っていただきたいと思います。
- 時間が押しているので、4番目が一番大切なところなのでここで時間使いたいと思います。
- 4、道の駅なみえです。これ毎回今日で4回連続今質問していますが、さっぱり前に進まないのので、確認させてください。
- （1）来年の7月に先行オープンする地域振興施設の詳細な内容が決まったのかどうかを確認します。
- 議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（清水 中君） 地域振興施設につきましては、道の駅として設置が必須のトイレ、交通情報設備、そのほかに観光情報・防災情報・震災から復興に取り組む町の姿などを発信する地域情報発信ブース、またフードコートやフードテナント、パン工房、直売所や物販施設、そのほか大会議室、キッズスペース、伝統料理研修室を整備することとしています。
- 現在、指定管理予定者であるまちづくりなみえとともに、テナントの条件、委託販売の条件などをつめておりまして、近いうちに商工会会員など事業者を対象に事業内容説明会を開催してまいります。
- 議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。
- 10番（渡邊泰彦君） 3カ月前と全く変わっていないです、答えが。今言ったのは、詳細の内容が決まったかということをお話したか

ったので、多分それはもうとっくに終わっていて、今回はもうこう
いうところが入って、こういうところがやって、こういう事業内容にな
っていますという答えを期待していたのですが、前最初に質問した
ときはもうあと1年半後なのでどうなのですか、その次はもうあと
1年後なのでどうなのですかと、毎回質問しているのですが、全然
進んでいないのです。本当に考えるともう7月なのです、結局何の
計画も立てないで今のままいったら、中途半端なオープンになって
くると思うのです。ああいう大型施設というのは、最初つまづく
ずつつまづくのです。やはり一番最初が肝心だということは、町
もきっちり把握していただいて、今言ったように説明会をするだ
とか、募集するだとかというのはもうとっくに終わってなければい
なくて、募集して入るところが決まっています、そこがもうどうい
うことをやるのかということ自体を今ごろやっていると、間に合わ
なくなります。年間何万人を目標にしているのですか、来場者、教
えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 具体的に何万人という目標はございま
せん。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） そこがもう問題なのです。だから、計画が進ま
ないということです。何でも目標があって、例えば年間20万人来る
だとか、10万人来るだとか、それに対して指定管理者はどういう方
法をとって、どういうことをしないとペイできないとか、維持管理
ができないのか、ランニングコストがいくらかかるのかというのが
数字で出てこないのです。その辺の目標を決めて、中に入るものを
決めて、それがその目標を達成するためにはどういった施策が必要
なのか、どういったものが良いのかというのを、しっかりやってい
かないとオープンしたときにオープンだけしたみたいな感じで、ト
イレと駐車場だけはあるけれどもあとは何もできないみたいなこと
になったら、本当にもう道の駅なみえはあんなものかとなったら、
将来の来場者数にひびくのです。

そこで（2）のところ見てもらうのですが、そのためには私は口
を酸っぱくして言っているのですが、経験者を指定管理者候補者が
きちんと確保してそこの作戦を練っていかないと、今のままだと本
当にそのままいきますよ。その人材に関して今どんなふうに考えて
いるかお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 現在は、株式会社あきんど、株式会社フリーペーパー道の駅に委託して従業員確保の取り組み、取扱商品、フードコートのメニュー検討、商品開発、道の駅関係人口の発掘、運営上必要な機材選定、オペレーション検討、ウェブサイトの立ち上げなどの準備をしております、今月から従業員の募集を開始いたします。ほかにもあらゆるつてをたどって、人員の確保に当たっていきたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 実際に道の駅なみえをオープンするためには、どのぐらいの人が、従業員が必要か教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 過日の議会でも申し上げましたように、60人程度は必要という目標であります、その中にはパートも含んでおりますので、主体となるマネージャー、そして物品担当、事務担当、中心となるメンバーは8人ぐらいが必要であります。

○議長（佐々木恵寿君） 渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 8人なら8人でも結構なのですが、あれだけの大きな施設があって、あれだけの資金をかけて、あれだけの広場のものを8人の方が仕切っていくというふうになるかと思うのですが、その8人の方のリーダーシップが残りのパートさんとかそういった形の方々に影響するというのは目に見えているので、早いところ8人の方を確保して、その方がもうオープンしたときには既にもう主力としてそこに張りついていて、そこに集まってきたパートさんとかアルバイトの方をびしびし仕切っていくような体制を整えるためには、本当に今応募しています、でも何とかですというのではなくて、応募した方が何人来たのか、もう既に、その中でどれだけセレクトしたのか、選択したのか、そういったことを少なくとも次の議会まではお答えいただきたいと思うのです。それから勝負だと。

それで、今言ったように、今あきんどとかいろいろなところを使って、いろいろなものをつくと今計画しているのですが、中に入るのがどういうものが具体的に決まっていなくて、そこだけ先行したって机上の理論です、得意の。やはりそこが連動していかないと絶対いいものできないと思うのですが、そこが早く連動できるように町としては動いていかないと、せっかく指定管理候補者を早く決めたのです。その意味が全くないのです。ですから、そこはいくら指定管理者候補者ができたといっても、そこは町がリーダーシップをとって進めていかないと、どんどんどんどん遅れる一方なので、その辺今後暮れを迎えて来年早々になってきて、スピーディーに動

くことができるのかどうか再確認します。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 先ほど申し上げましたように、商工会ほかの方に説明する段階に近日中にありますが、その段階では手数料やこういった形で営業してもらうか、そして何時から何時まで働いてもらうか、そういった具体的な内容を近日中につめる段階となっております。

人員の確保についても、今月より早急に開始してまいりますので、今後ともご指導をお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、10番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、15時20分まで休憩します。

（午後 3時03分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 3時20分）

◇馬場 績君

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君の質問を許可します。

16番、馬場績君。

[16番、馬場 績君登壇]

○16番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績です。

台風19号と豪雨災害で浪江町を含む県内各地と宮城県、茨城県、千葉県、栃木県、長野県など広範囲に甚大な犠牲と被害をもたらしました。県内では一つの台風で32人が亡くなるという悲惨な事態が起きました。お悔やみ申し上げると同時に、原発被害と今回の災害という二重に被災された方々に対し、心からお見舞い申し上げます。

一方、総理・官邸主催の「桜を見る会」が、政治、社会の重大問題になっています。その中には、巨大詐欺商法事件を起こしたジャパンライフの山口会長が首相枠で招待され、それを「葵のご紋」に荒稼ぎしたのではないかと、さらに名簿を「破棄」するなど、公的行事の私物化に国民の怒りと不信は収まりません。行政と政治はいったい誰のためにあるのか、民主主義のあり方が根本から問われる重大問題であります。

さて、質問の第一は、復興・創生期間後の問題であります。

政府は去る11月7日、東日本大震災と福島原発事故からの2021年度以降、復興庁を10年延長するなど、復興基本方針の骨子案を示し

ました。復興庁の延長が明確にされたことに「安心した」との声が上がる一方で、津波・地震被災地からは5年間という期間が示されたことに、宮城県知事からは「あまりにも厳しいメッセージだ」、岩手県知事からは「被災地の実態を踏まえるべきで、5年で終わったなどということのないようにしてほしい」など、厳しい声が上がっています。

我々文教厚生常任委員会が10月上旬、陸前高田市、石巻市、宮城県閉上など、被災地を研修してきましたが「あと5年で復興がどうになる、全うできるのか」というのが率直な感想であります。

そこでお尋ねいたします。

1、復興・創生期間後、復興庁の10年間延長についてであります。

①福島復興特措法の改正など期間延長と復興政策推進の法的根拠は明確になっているのか、国の方針と町の対応についてお答えください。

あわせて、国と県が発表した医療関連と航空宇宙、廃炉、ロボット・ドローン、水素エネルギー、農林水産など6分野のイノベーション・コースト構想新戦略は、復興庁の10年延長と連動したものなのかどうかお答えください。

さらに、被災自治体と避難住民の立場に立てば、今回の復興基本方針や新戦略構想は「持続可能な町づくり・地域づくり」にどのように連結するのか。

また、「多くの避難者、被災者の自立・再建に込め得るものなのか」が根本問題であると思います。このことについて、町長の所見を求めます。

復興特別交付税・交付金、あるいは福島再生加速化交付金など被災自治体に対する財政措置の存続はどうなるのか。「多くの被災者は自立・再建したくてもできない現実」があり、被災者の命綱である国保税一部負担金及び国保税、介護保険利用料・保険料の免除措置がどうなるか、その継続が強く求められております。それが担保されているのか、お答えください。

2、町税の課税強化についてであります。

11月29日の全員協議会で、住民税、軽自動車税、固定資産税など来年度以降の課税方針について説明がありました。町が示した影響額によれば、令和2年の住民税課税額が6億7700万円、課税対象人口が2255人、今年度比で約1億5900万円、30.6%の増であります。固定資産税は、新年度課税額が1億3200万円、前年比6600万円増、文字どおり前年度の倍増であります。

私は今回の課税強化について、重大な2つの問題があると思いま

す。1つは、現に課税の土台が掘り崩されているということです。3・11から間もなく8年9カ月、避難解除から2年9カ月が過ぎてもなお圧倒的多数の町民は避難先での生活を余儀なくされ、生業は元に戻っておりません。

2つは、2021年度以降も復興庁10年延長せざるを得ない現状と課税強化は両立しないということは、余りにも明らかです。すなわち、被災地の生活の構造、地域社会の構造、産業構造が根底から破壊され、復興・再生の途上にあるからこそ、10年間の延長があると思います。さらなる課税強化は復興・再生と町民の生業再建の足を引っ張るものであり、認めることはできません。

①帰還・生業再建の実態と課税強化の理由と、町民の暮らしの影響をどのように考えているのか、お答えください。

復興支援員の報告によれば、避難生活の実態についてこう書かれておりました。20代から40代について「子どもの学校などにより避難先へ定住傾向がある」、50代から60代は「定年後に浪江町に戻ること考えている」、70代以上は「帰還をあきらめ傾向である」。また、年金生活のため、家賃支援事業が終了すると生活が苦しくなり、不安を抱えている。転居するにしても独居や無職を理由に断られることが多い。文字どおり悲痛な叫びであります。

②このように、復興支援員からの生の声が挙がっておりますが、訪問調査において、入居継続・転居予定など住宅問題、就労の実態についてどのような実態と問題を把握されているのか。そして、町はどのように支援されたのか、お答えください。

二、台風19号・豪雨災害についてであります。

冒頭で申し上げたとおり、一連の台風・豪雨による災害は我々浪江町と町民にとっては、東日本大震災と原発被害からの復興・復旧、生活再建途上での被害であります。

したがって、国はもちろん県も町も被災者の生活と生業再建に見通しが立つように最大限の支援が求められていると思います。

1、浸水被害と被災者生活再建支援についてであります。

①町内や避難先で被災され、全壊、大規模半壊による罹災証明発行件数は何件でしょう。また半壊、一部損壊の判定件数についてもお答えください。

問題は、床上浸水1m未満は生活再建支援金の対象にならないという問題、これは半壊です。また、床下浸水の一部損壊に対する問題であります。私も郡山市や本宮市で浸水被害を受けた現地に入りました。「家財道具や電化製品が泥で使い物にならず、床の張替えや一階の修改築に数百万円かかるので大変だ」と話しておりました。

したがって、町の見舞金支給制度の見直しが求められていると思います。②見舞金支給規定の見直し・柔軟な対応についてお答えをいただきたいと思います。

ご存じのとおり、県の独自支援のこの間の変化であります。11月5日の県知事定例会見では「県の独自支援は考えていない」と表明していましたが、支援を求める被災地からの要望が強まり、12月3日の知事定例会見では「半壊、床上浸水の世帯に1世帯10万円を市町村の見舞金制度に上乘せして支給する」と発表しました。

避難先から浪江町に通い、共同でエゴマ栽培をしていた方が「台風や豪雨で冠水し、今年の収穫が見込めません。農業が続けられるように町も県も考えてほしい」と訴えています。

③農地被害・農作物被害の実態と、それに対する町の支援はどのように検討されているのか、お答えください。

④二重被害・被災と補助金要件緩和についてであります。

私は本宮市で二重被害にあわれ、被害からの復旧と経営再建のために懸命な努力をされている方のお話を直接聞くことができました。台風被害によるグループ補助金活用の条件が「避難後の債務があること」、「震災以降、売り上げが20%減少していること」などが条件になっているのでは、制度利用が難しい」と話していました。再開には莫大な投資が必要になるということも話しておりました。したがって、再開に支障をきたす補助要件の見直しが必要であります。使いやすい制度にするために、町は町民、被災者の要望を受け、どのような見直しへの要望活動を行ったのか、お答えをいただきたいと思います。

2、連続する豪雨と下流の反乱、減災・防災計画についてであります。

台風19号による浪江町内の観測雨量の累計最大記録は9月13日306ミリ、津島で327.5ミリ、11月26日の集中豪雨最大記録は浪江町内で251.5ミリ、津島で88.5ミリであることが全協でも報告されました。町は災害対策本部を立ち上げ、町内全域を対象に避難指示・勧告を発令し、また、避難場所を設置し住民の安全確保に奔走されたことを高く評価したいと思います。

その後の住家等被害の把握についても、県内外の町民に対し電話確認するなど、機敏で適切な被害調査をなされた対応も評価したいと思います。今次の災害対応に町民の一人として、行政の対応に信頼を厚くするものであります。

ただ、これまでも、この議会でも町民との災害の情報共有が不十分だという指摘がありますので、その教訓を明らかにし、検証する

必要があると思います。そこでお尋ねをいたします。

①台風12号による浪江町の24時間雨量は327ミリを超えました。

高瀬川、請戸川の上流には水位計が設置されているのかどうか。先ほど答弁がありましたが、改めて答弁を求めます。

河川流域の川岸、河床、川床のしゅん濪を行うべきであります。

また、砂防ダムを計画的に整備することが必要ではないかと考えます。対応についてお答えください。

大災害はいつ襲来するか予想できません。災害防止と災害に強い、町の防災・減災計画と、町づくり基本方針をお示してください。

②今回の台風・豪雨災害を教訓として、最高津波も予想した浸水区域、避難場所などハザードマップの見直しが必要だと思います。どのように検討しているのかお答えください。いつまでに見直しが完了するのか、あわせて答弁を求めます。

3、連続する豪雨災害と地球温暖化の問題であります。

ここ数年、特に昨年の西日本豪雨被害や猛暑、そしてまたここ浪江町でも記録的な豪雨による被害が起きました。「海水温の上昇が日本に非常に深刻な被害をもたらしている。地球温暖化以外考えられない」と12月5日のニュースでも伝えておりました。

今、マドリードで開催されているCOP25でも、世界の平均気温が直近5年（2015年から2019年まで）で過去最高を記録したと発表されました。「現状なら地球上の気温は産業革命から3度以上上昇」とWMO（世界気象機関）が発表しました。日本の石炭火力発電建設計画は22基もあります。さらに、海外の石炭火力の公的支援を進めようとしております。まさに、世界の世論と異常気象の現実に対し逆行した日本の方針に世界から批判的になっていることもご承知のとおりであります。

若い環境活動家グレタ・トゥンベリさんの訴えにもあるとおり、人類の理性的な規制は現実的な問題、直面する問題であることは、誰も異論はないでしょう。地球温暖化と異常気象は我々にとって直視すべき大問題であります。

浪江町でも豪雨による大きな被害が発生しました。町長は、現在の非常事態をどう認識し、気候変動にどう発信されるのか、再生エネルギーの取り組みとあわせて答弁を求めます。

三、復興・再生の現状と課題についてであります。

「どこにしようと浪江町民」、これが大震災と原発避難後の浪江町の町民へのメッセージです。変わることはないメッセージであるべきと私は思います。平成30年度決算ではイノベ構想の目玉ともいえる世界最大規模の水素製造の団地整備事業37億円を含め4カ所の

産業団地造成に48億9000万円が投じられました。一部では立地企業が操業しております。

しかし、11月末の帰還町民は1154人、751世帯であることを考えれば、先行投資とはいえ、果たして住民の帰還に向けた環境整備に結びついているのかどうか、大いなる疑問であります。

私は2つのことを提案したいと思います。

1つは、県内を含む地元の中小企業と農業の復興・再生に結びつくものに見直すべきであること。

2つは、住民の帰還の環境整備、とりわけ医療や介護体制の整備を推進することです。

一言付言すれば、県が実施した「県民世論調査」でも福島イノベーション・コースト構想について83.3%の県民は「知らない」と答えたことです。

私は、復興の構想のあり方を見直すべきだという県民の声と受け止めるべきではないかと考えるものです。

そこで、1、町民の生活支援と地域に密着した産業・地域振興についてお話しをしたいと思います。

①家族農業や新規就農、担い手に対する支援についてであります。浪江町農業再開の現状は緒に就いたばかりであり、農業再生は困難と模索の連続であると思います。私は、地域農業再生のために担い手による集約化・大規模化と同時並行で、地元農家による農・畜産の復活とそのための投資に対する支援策を具体化することが必要だということ。

2つは、農業再開の持続性を確保するために、農家に対する直接支払制度、いわゆる戻って来て農業を再開すれば一定の収入が制度的に保障される、そういう直接支払制度の制度設計が必要だと考えます。

3つ目には、被災地が抱える風評被害対策と同時に、販路・価格対策を国・県が強力に支援することです。農業従事者の健康と生産物の安全・安心のために、行政の責任で土壌測定を行うこと、この4点が極めて地域に密着した産業、農業、地域振興のにとっては重要なものと考えます。町はどのようにお考えなのか、答弁を求めます。

②解体跡地の除草管理と町の取り組みについてであります。

この件については、今年の6月議会で担当課長である企画財政課長と一問一答で議論しました。

跡地管理は帰還環境整備の問題であるという立場から、国・県と協議し、事業対応とその財源が認められるよう、町にさらなる取り

組みを求めました。担当課長は、協議の場で国・県と共有できるように協議をしたいという答弁をされました。

そこでお尋ねをいたします。国・県といつ協議されたか、回答はどうであったか、お答えください。

2、町民の信頼にこたえる町行政のあり方についてであります。

①公共事業発注の問題と見直しの問題についてであります。今年度の災害復旧事業を除く建設事業費は206億3800万円、予算総額の52.2%であります。去る9月議会に付された工事請負契約案件が8件、物品購入契約1件の合計契約金額は13億523万円でした。そのうち随意契約1件、指名競争入札7件、制限付一般競争入札1件、指名競争入札で落札率が一番高いのが、南迫ため池保全整備事業の99.77%です。限りなく100%という結果でした。そのほか工事請負契約変更が4件であります。これだけの公共入札から見えてきたことは、私は3点あると思います。指摘をしたいと思います。

1つは、入札参加業者が類似しており、高落札率であること。

2つは、指名競争入札7件のうち同一業者が3件落札していること。

3つは、請負契約の変更が多いということです。

確かに、復旧・復興事業は発注者と事業者にとって時間と予算の縛りがあり、スピードと技術が求められていることは確かだと思います。

同時にお尋ねいたしたいのは、公共事業の公平性、透明性、信頼性をいかに向上させるか、入札参加資格のランク見直しなど、そのために何をどう改善すべきか、発注者である町はどのように検討されているのか、お答えください。

さて、新たな問題として内外の関心を呼んでいるのが、南産業団地造成工事入札であります。10月議会、議案123号に提案が予定されている36億6800万円の「南産業団地造成工事」の工事契約案件について端的にお尋ねいたします。

1つは、特定工事共同企業体、いわゆるJV方式の工事発注で応札が1社のみということは不自然ではないですか。これまで応札1社のみということがあったのかどうか、お答えください。

2つ目は、1社のみの場合、再入札を検討されたのかどうか。

3つ目は、分割発注は不可能なことだったのですか、検討されましたか、お答えください。

そして、月間タクティクス319号の報道記事は「情報」としては具体的なことが書かれておりますが、このことに対して内部で調査されたのかどうか。もし、事実と異なるとすれば、いかなる対応を

されたのか、今度も含めてその対応について答弁を求めたいと思います。いずれにしても、公共の信頼に関わることであり、明確に答弁を求めるものであります。

3、賠償継続についてであります。

①農業賠償に対する国・東電の方針と賠償継続について、町の対応であります。これまでの農業賠償は2017年1月以降の分として「3倍相当額」、いわゆる3年分を一括払いがありました。経済産業省と東電は去る9月にJA関係者も出席し、浪江町と郡山農業研修センターで「今後の賠償」についての説明会を開催したことはご存じのとおりであります。

東電の案なるものは、帰還困難区域も含めて「営農再開と未再開」について賠償に格差をつけるというものです。浪江町と郡山市の説明会に参加した人の情報によれば、「再開者には何らかの賠償をするという説明だが、現実に再開できないではないか。再開の条件整備が先ではないか」など賠償継続を求める声が圧倒的で、会場は紛糾したそうです。そこでお尋ねをいたします。

農業賠償について、町は国・東電から説明を受けたのかどうか。農業再開の現状をどう認識されているのか。また、帰還困難区域を含む農業賠償について、これまでと同じ基準で3倍賠償を求めるか、お答えください。

4、医療体制についてであります。

私は前段で、イノベ構想推進よりも、「住民の帰還の環境整備、医療や介護体制の整備を推進すること」を提案しました。現在の浪江町にとっては喫緊の課題であるという認識はおありでしょうか。そこでお尋ねいたします。

①新年度に向けて医療、診療、調剤、介護体制をどのように強化するのか、具体的な取り組みについてお答えください。

四、帰還困難復興再生特定拠点区域「外」の再生拡大・推進の問題であります。

1、国の「同時進行」について。

拠点「区域外」の除染・解体の促進を求める声が強まっていることは、ご承知のとおりであります。「おらのところはいつやるのか」、「何とかならないのか」という叫びであります。

拠点区域の「エリア拡大」について今年の6月議会でも町長と議論しました。町長は6月2日の12被災町村の将来像に関する検討委員会で「同時進行で進めていただきたい」と要望し、浜田復興副大臣は、当時です、「当然そのように進めてまいりたい」と答えた旨、答弁がありました。双方において、公の場でのこの発言は非常に重

いものがあると思います。

①その後、何らかの進展があったのかお答えください。

2、町の取り組みについてであります。

帰還困難区域の整備促進について、6町村協議会も町も議会も、国にたびたび要望してきたことはそのとおりであります。しかし、国がいう「第二ステージ」、「第三ステージ」もその具体的な範囲については何も示しておりません。「同時進行」で進めるにしても「公共事業」として事業化するためには、その「エリア」はどこなのか、町独自の図面作成は必須だと思います。

そこで、①「区域外」除染・解体の町独自の促進計画はあるのかどうか。

②「区域外」の整備促進について、その計画を示して地区ごとの説明会・住民との意見交換会を開催すべきだと思います。お答えください。

浪江町の拠点区域は帰還困難区域全体の3.6%、661haにすぎません。室原、末ノ森、津島3地区の10月末の除染終了面積合計は、106.8haで進捗率は16.15%、家屋解体件数は3地区合計88件です、全体所有件数が363件ということですから進捗率は24.2%。これが、2017年4月からスタートした第一ステージ、2年9カ月後の実態であります。促進を求める所以であります。

避難から間もなく9年になります。先が短い人が生きているうちに、安心できるように、帰還困難区域の整備をどのように進めていくのか、町の具体的な考えを明確にお示しをいただきたいと思いません。

最後に、3、「区域外」家屋の被災者生活再建支援金についてであります。

「拠点区域外」の家屋解体が被災者生活再建支援金の対象外になっている問題です。なぜそうなのか。要するに帰還困難区域復興再生特定拠点区域の指定になっていないために、除染・解体ができないという理由です。私は、不条理極まりない理屈だと思います。

原発避難から間もなく9年、繰り返します、区域外の建物は荒廃の極みにあり、除染・解体できないのは所有者の責任でしょうか。国の責任でやるというしております。「拠点区域外」の住民は「拠点区域に指定されるまで我慢しなさい」ということでしょうか。帰還困難区域での盗難・火災も現実に発生しているではありませんか。火災で焼失すれば被災判定を受けることもできません。

①「区域外」の被災者生活支援金について認定支払いの対象にするかしないかは、県・国の判断でできないのでしょうか。

- 議長（佐々木恵寿君） 質問者、時間になりました。
- 16番（馬場 績君） 被災判定で解体できないのなら、現状に鑑みて支援制度の見直しをすべきではないでしょうか。
- 議長（佐々木恵寿君） 質問者、時間になりましたので、とめてください。
- 16番（馬場 績君） 4、拠点、交流点の施設整備計画について答弁を求めて、第1回目の質問を終わります。
- 議長（佐々木恵寿君） 答弁。
町長。
- 町長（吉田数博君） それでは、私より大きい二番、連続する豪雨災害と地球温暖化の認識について、それと四番の「拠点外」再生拡大・促進について、お答え申し上げます。
- まず、連続する豪雨災害と地球温暖化の認識を問うについてでございますが、地球温暖化は人間活動によって大気中の温室効果ガスが増えてきたことが主な原因であるということは広く理解をされ、産業革命以降、特にエネルギー起源の二酸化炭素の大気中濃度の急激な増加が起きていることにより、世界の平均気温が既に1℃上昇していると認識をしております。地球温暖化の進行による影響としては、平均気温の上昇に伴う海水温度の上昇、水蒸気量の増加等に起因する雨量の増加が考えられます。いわゆる異常気象といわれるものであり、当町にも被害をもたらした台風19号、その後の集中豪雨もその一例であるという見方は否定できないものと考えます。
- 地球温暖化の問題は、国際的な問題であり、世界的にも温室効果ガス削減の機運は高まっており、温暖化対策の国際ルールであるパリ協定の本格的実施を来年に控え、新たな排出抑制が打ち出されるかどうか注目をしているところでございます。
- 当町といたしましても、平成30年3月に策定をした再生可能エネルギー推進計画に基づき、再生可能エネルギーの普及やスマートコミュニティの取り組み促進、さらに福島水素エネルギー研究フィールドで製造された水素の東京オリンピックへの活用推進等再生可能エネルギーの世界的な普及促進について、情報発信をしまいたいと考えております。
- 続いて、帰還困難区域の再生復興拠点外の再生拡大・促進についてでございます。
- 拠点外に関する6月議会以降の動きでございますが、8月に与党第8次提言が出され、今後の政策の方向性について検討を進めることと言及がありました。
- 11月には原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会で復

興大臣等に早急に方針を示していただくよう要望いたしました。その後、政府が示した復興の基本方針においても、改めて拠点外の今後の政策の方向性について検討を進めると明記されたところであります。

避難指示解除に向けた方向性の明示や荒廃家屋の解体、草木の伐採といった環境保全、有害鳥獣対策について、町は議会とともに共同で拠点外の再生に向けた要望を行っておりますが、方針の提示については、引き続き強く訴えてまいりたいと考えております。

次に、町の取り組みについて、区域外除染・解体の促進計画はあるのかについて、お答えをいたします。

拠点外については、先ほど説明申し上げたとおり、今後政策の方向性が示されるものと認識をしております。国の政策の方向性が示されない中ではありますが、町の決意を示すため平成29年度に町で帰還困難区域復興再生計画を定め、その中で第1ステージである現在の復興拠点の整備に続き、第2ステージ、さらに第3ステージへと面的に拡大していくことを町独自に計画しているものでございます。これをさらに、具体的に実現していくためには、国の政策の方向性が必要でありますので、引き続き強く訴えてまいります。

区域外についての地元の意見交換会の開催の考えはあるのかということですが、拠点外については先ほど説明したとおり、今後の政策の方向性が示されるものと認識をしております。今後、具体的な動きがあった場合には、地元との協議を進めてまいります。

以上であります。そのほかについては、担当課より説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 一番の1番の①福島復興特措法の改正など延長の法的根拠は明確になっているのかについて、お答えいたします。

政府は復興庁を10年延長することなどを盛り込んだ復興の基本方針案を示しました。この中で、所要の法案を国会に提出すると言及されてございますので、今後法改正がなされるものと認識してございます。

また、イノベーション・コースト構想との関連につきましても、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積の項目が設けられてございます。

最後に、持続可能なまちづくり、地域づくりとの関連、多くの被災者の自立・再建に応え得るものなのかにつきまして、持続可能な地域社会をつくり上げていくと明記されてございまして、生活再建

につきましても、項目立てがなされているところでございます。

原子力被災地域につきましても、本格的な復興再生には中長期的な対応が必要であり、復興創生期間後も引き続き国が前面に立って取り組むとありますので、国としてもこれまでと同様に復興に取り組んでいただけるものと認識してございます。

次に、②復興特別交付税など被災自治体に対する支援や被災者の命綱である国保税一部負担金及び国保税、介護保険料の免除措置は担保されているのかについてでございます。

復興の基本方針案において、復興事業につきましても、所要の財源を手当てすることで確実に実施するというふうに行われているところでございます。

また、医療介護保険料につきましても、適切な支援措置を引き続き強く要望してまいりたいと考えております。この件につきましても、11月に議会と共同で要望を行っておりますが、引き続き強く訴えてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 次に、2番の①帰還・生業再建の実態と課税の強化の理由と町民の暮らしをどのように考えているかの中の生業再建の実態について、お答えいたします。

生業再建についてです。合同チームが実施した訪問とヒアリングでの再開意向状況では、11月時点でございますが、町内で事業再開済みが7%、避難先で事業再開済みが31%、休業中が50%、事業再開しない廃業が11%となっているのが実態でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） ただいまの②課税強化を問うについて、お答え申し上げます。

まず、復興も加速している中で国による財政支援、郡内の各市町村の課税状況というものも大きく変化してございます。議員お質しのおおりに、町民の長期的な避難生活の状況から生業について、震災前と比べまして回復していないことは承知してございます。

しかしながら、既に通常課税に移行した町村、それから国から通常課税の移行などが求められているような状況もございます。これまでも段階的に区分の見直しを図りながら、減免を継続させていただいてきております。令和2年度につきましても、区分の見直しはございますが、町民の生活再建の一助とすべく、引き続き町税を減免する条例案を今議会に上程させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） 復興支援員訪問による入居継続、転居予定件数と就労の実態把握についての質問にお答えいたします。

議員お示しの復興支援員による訪問調査によりますと、調査件数は435件のうち転居の意向がない方は255件でして、58.6%の方が今後も同じ住宅に入居継続を予定しているものと思われま。一方で、転居の意向がある方は113件でして、26%の方が自宅の新築購入、または他の賃貸住宅等への転居を予定しているものと思われま。

また、就労の状況ですが、フルタイムが118件、パートタイム12件など46%の方は何かの職に就かれています一方で、無職54件、求職中4件となっております、年金受給者の方が104件あるのですが、この方以外では13.3%の方が職に就かされていないというような状況となっております。

なお、この訪問調査につきましては、県による避難市町村家賃等支援事業が今年度をもって終了することから、その対象世帯を対象として行った調査でありまして、町としましては、復興支援員を通じて、こうした方々からの相談に応じますとともに、関係機関と連携し、必要な情報の提供等に努めているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 大きな二番の1の①罹災証明書発行件数、半壊、一部損壊の支援拡充を問うの罹災証明書の発行件数についてお答え申し上げます。

まず、町内における罹災証明書の発行件数ですが、11月末時点になります、37件発行しております。内訳については、半壊が15件、準半壊の一部損壊が12件、被害の割合が10%以下の一部損壊が10件でございます。

また、避難先での判定件数につきましては、避難先での自治体での罹災証明書の発行となりますので、現時点では電話連絡等により被害件数以外把握できていないような状況でございますが、今後税の減免や見舞金などの支給に罹災証明が必要となりますことから、その件数についても把握してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） ②町の災害見舞金の対応についての質問にお答えいたします。

町からの見舞金支給につきましては、被災者の自立の助成と援護を図ることを目的として町の規定及び罹災証明書の被害の程度判定を元に見舞金を支給することとしました。なお、浪江町に住民票のある世帯を対象として、避難先で自宅を再建され被害にあわれた方も対象とすることとし、速やかに被災された方に支給してまいりま

す。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 農業の災害の実態と支援についてお答えいたします。

農地災害、作物災害の実態については、農地の流出、土砂堆積、道路・水路等の洗掘等による災害査定箇所が15カ所のほか、パイプハウス、農業用機械やエゴマ等の冠水等となっております。

町の支援についてですが、農地災害については農業施設の災害査定を受け、復旧工事を進めてまいります。パイプハウスや農業用機械の復旧については、強い農業担い手づくり総合支援交付金を活用したいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ④二重被害の要件緩和をどのように行うかというご質問にお答えいたします。

避難先において事業再開し、そして今回の台風19号・豪雨災害に見舞われた事業者様においては、支援メニューとしては中小企業グループ補助金、被災小規模事業者再建事業などの補助金が創設されております。その要件といたしまして、1番として避難区域において事業再開、または県内の他の地域に避難して事業を再開した事業者、2番として売上高が震災以降20%以上減少している事業者。3番として交付申請時に東日本大震災からの復旧・復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者、4番として台風19号により施設設備が被災し、その復帰を行おうとする事業者とされており、これら全てを満たすということが投資の条件となっております。こういった要件もございしますが、そもそもグループ補助金において、申請の際にグループを組む事業者が見つからず申請ができないそういった事業者がいらっしゃるということを聞いております。現在、官民合同チームのコンサル事業において相談業務を行うように指示しているところでありまして、被災された事業者がグループを組めるよう官民合同チームのコンサル事業について引き続きサポートをしていただくことをお願いしておりますし、また今回は申請までの期間が短いということから、12月20日までということになっておることから準備が整わないこともありますので、二次公募などを行うように県に要望していきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 大きな2番の①上流に水位計設置、河川流域河床の整備、砂防ダムなどの計画を問うにお答えいたします。

現在、浪江町には4カ所に水位計が設置されております。東北農政局が請戸川に2カ所、昼曾根と加倉に設置しております。また、福島県が請戸川には北幾世橋に、高瀬川には高瀬に設置しております。

河川流域全体の整備としては、水災害についての意見や情報を交換、共有しながら、洪水氾濫・土砂災害等に対する地域住民の防災意識の向上と水災害対策の推進を図っているところであります。

河床整備維持管理については、人家連担箇所を優先的に土砂の堆砂状況を確認しながら箇所を選定し、実施しているところであります。

砂防ダムの計画等につきましては、再度災害防止の観点から、災害発生箇所、災害時要支援者施設が土砂到達影響のある箇所、人家戸数の多い箇所、重要交通網に影響のある箇所を重点的に整備をしていく予定となっております。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、②避難場所などハザードマップの見直しについてというご質問にお答え申し上げます。

ハザードマップの見直しにつきましては、県が新たに公表した津波浸水想定区域が東日本大震災の津波到達範囲を超えるものとなっているため、今年度中に避難所等について必要な見直しを進めるとともに、全町的に周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 三の1の①家族農業や新規就農、担い手に対する今後の支援についてのご質問にお答えいたします。

担い手による集約化、大規模化と同時並行で地元農家による農畜産の復活と、そのための投資に対する支援策というご質問についてですが、担い手の農地集約に向けた足がかりとして、10月より営農再開支援事業を活用しての座談会の開催により、地図を用いての地図のマッピング作業に着手しております。今年度は、請戸川の北の現在通水している地区を中心に座談会を開催しており、来年度は請戸川南の解除区域に展開する予定です。その上で、地区内で管理耕作による農地管理をする際に、農機等の整備が必要な際は、同じく営農再開支援事業の農機のリース事業をご案内しております。畜産を含む地元農家が地区で営農をする際は、被災12市町村農業者支援事業をご案内しております。

町としましては、国や県が制度化した事業をうまく活用し、営農を希望する農家の皆様をご支援してまいります。

農業再開の持続性を確保するために、農業経営者に対する直接支払制度を制度設計することについて、お答えいたします。

営農再開支援事業の管理耕作による農地管理を適用しますと、10a 当たりおおよそですが2万円から3万円の補助を受けることができますので、それを活用したいと思います。

次に、被災地が抱える風評被害対策と同時に販路・価格対策を国・県が強力に支援することについてお答えいたします。

現在においても県においては、消費者に向けたイベントや東京事務所でも販売促進のイベントなどを行っていますが、議員お質しのとおり今後もそのような対策を継続するよう町としても要請してまいります。

次に、農業従事者の健康と生産物の安全・安心のために行政の責任で土壌測定を行うことについてお答えいたします。

議員お質しのとおり生産物の安全・安心を確保するために新たに販売を前提とした農作物を作付する方には、相双農林事務所双葉農業普及所で実施している作付前の土壌診断をご案内しております。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 解体跡地の除草管理についてお答え申し上げます。

家屋解体跡地の除草管理につきましては、町政懇談会におきましても同様の意見をいただいたところでございます。この件につきましては、8月27日に開催された国・県・町による浪江町の復興加速に向けた協議会ワーキンググループに課題として取り上げているところでございます。

また、11月5日から6日にかけて、復興大臣、環境大臣及び原子力災害対策本部長に対して、議会との共同要望を行いました。今のところ回答はございませんが、今後も国としての対応を求めてまいります。

続きまして、公共事業発注の問題、見直しについてお答え申し上げます。

町発注に係る入札におきましては、議員ご指摘のとおり公平性・公正性の確保が原則でございます。町といたしましては、工事等指名運営委員会等の組織により調査審議を行うことによりまして、公正かつ適切な入札執行を確保しているところでございます。

これまでのJV方式の入札が1社ということがあったかというご質問でございますが、JV方式での入札かつ1社の応札につきましては、これまでも現在のなみえ創成小中学校整備に係る契約などで行われているところでございます。

再入札を検討されたのかというご質問ですが、検討はしてございません。

分割発注はできないのかというご質問でございますが、今回の工事発注におきましては、南産業団地全体のうち早期に整備する部分を先行して発注したものでございまして、造成工事の施工条件や一体性等の観点などから、さらに分割することは困難であったと考えてございます。

それから、月刊誌の報道についてのご質問でございますが、議員お質しの月刊誌へ掲載された記事に関しましては、官製談合といった記載もございますが、そういった事実はございません。

また、記事の内容では、情報の出处等が判別できませんので、現時点で町として調査に入る予定はございません。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 続いて、農業賠償についてのご質問にお答え申し上げます。

農業賠償につきましては、平成29年1月以降の損害について、年間逸失利益の3倍相当額が一括して賠償されておりますが、今般東京電力は一括賠償後の取り扱いについて、その方針案を示しました。その概要について東京電力から受けた説明では、避難指示の区域や営業再開の状況及び水路等の農業インフラの復旧状況や農地等の現状によって賠償の可否を判断するという内容であり、詳細は検討中であるということでした。

当町におきましては、農業インフラの復旧等が道半ばであることを踏まえ、被災自治体ごとの復興状況に応じ賠償すべきであること、既に営農再開された農業者はもとより、今後の営農再開にも資する賠償であるべきこと、これ以上の賠償による地域の分断は受け入れがたいことなどを意見したところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 医療体制のご質問にお答えいたします。

医療・診療体制の強化につきましては、医師の確保が必要不可欠であると強く認識しているところであり、先日も福島県の医療人材対策室と医師確保について協議、要望したところであります。

また、自治体病院・診療所医師求職求人支援センターに登録し、医師の募集をしているところですが、さらに募集の範囲を広げるため、医療関係者向けの雑誌で日本最多発行部数を誇る日経メディカルにも医師求人の広告をする予定で進めているところであります。

さらに、首都圏の大学医学部とも協定について調整を図っている

ところであります。今後もあらゆる手法を活用しながら医師の確保を行い、医療・診療体制の強化に努めていきたいと考えております。

なお、調剤体制につきましては、震災前に町内で薬局を営業していた方に再開の打診をしましたが、経営面の不安から再開には至っておらず、当面は現行の体制のままと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、私からは3番の①区域内外の格差を是正し、支給対象にすることについてお答えをいたします。

特定復興再生拠点区域外にお住まいであった方のうち、被災判定が半壊の方は建物を解体しないと生活再建支援金の申請ができない状況であります。制度上、申請の期間の延長については、県が事務を委託しております公益財団法人都道府県センターが決めることとなっております。

町としましては、今月3日の復興加速に向けた協議会の中でも拠点区域と区域外での格差是正が解消されるように、現状についての説明をし、復興拠点区域外の家屋解体についても強く要望したところであります。

また、担当課としましては、これまで同様に毎年の要望調査において、申請期間の延長について要望してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 津島地区の交流拠点の施設整備を問うにお答え申し上げます。

震災以前より津島地区の交流拠点としまして、津島活性化センターが運営されておりましたので、まずはこの施設を交流の拠点と考えてございます。

一方で、震災後地域の状況は大きく変化してございますので、当該施設で対応できないような課題が想定された場合には、機能付加等の措置を検討してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 住民課長から税条例の改正を本議会に提案していますという答弁がありました。まだ提案はされていません。ご訂正をいただきたい。

順次質問をしていきたいと思いますが、イノベーション・コースト構想が本当に持続可能なまちづくり、地域づくりにつながっていくのかということについては、国も明記しているので地域づくり、まちづくりに役立つものだということですが、別な角度からお聞きします。水素製造設備の団地造成については、先ほど登壇でお話しましたが、あの事業は現在までどれだけ投資されているか、お答え

ください。

その上で、現に浪江町の帰町者、帰還者は極めて少ないというのが実態にあります。国の方針にそう書いてあるからそのとおりだというのは、木を見て森を見ないということわざがあるが、木も見なければ森も見ないという実態ではないかと。もっと破壊された生活構造、地域社会、産業構造の復活のために、町は具体的な計画を示すべきだと。呼び込み型の産業振興ではなく、地場産業に密着した産業振興こそ必要だと考えます。改めて答弁を求めます。

それから、了解した部分は外します。

町税の課税強化についてです。私は、やはり重大な2つの問題があると指摘しましたが、これについてはまともな回答説明がなかったということです。その上で、先ほどの答弁では、納税の義務ということはお話されませんでした。そういう立場で課税強化の問題を見ているということは明らかです。先ほど別な一般質問の答弁にも納税の義務ということは言われました。私は、異常事態にある現状において、納税の義務があるというものの見方は、上から目線もはなはだしいと、異常事態を認識していないと、もっと町民の生活に触れて課税のあり方を考えるべきだと。

1つだけ指摘しますが、事業再開についていろいろ答弁がありました。商工会に入っているかどうかは別にして、浪江町の商業、工業の事業者は約1000件あったといわれております。町内再開は150件そこそこでしょう、割合にしても15%です。商店街も、個人の住宅も元通り戻っていないという現状に対して、課税強化は見直すべきだと。その差額どうするのだと、これは原因がはっきりしているわけですから、水道事業ではないが国・東電にその補填を求めていくということが必要だと思います。町長、どう対応されるかお答えください。

それから、復興支援員による訪問調査、いろいろお答えになりました。私は別の角度から、再質問したいと思うのですが、生活支援課がこれまで議会に示した資料にもあるとおり、復興住宅の入居者1486戸、2609人、応急仮設住宅646戸のうち29戸が1年間特例延長になると、617戸の人は来年3月をもって家賃が打ち切りになるのです。生活保護の受給はどうか、3年前は29件でした、11月末時点で64件です、約倍以上です。町民の生活が困窮しているということは、このことから明らかだと思うのです。異常の事態に対して課税強化する、私は見直すべきだと。これも町長に答弁を求めておきたい。

それから、台風・豪雨被害についてであります。問題は半壊、

一部損壊の判定の問題です。先ほども答弁がありました、町内、あるいは町外。1つは、避難先については把握していないということでしたが、答弁にもありましたが、町の見舞金支給にも関係することですから、これは避難先自治体を通じてでも早急に把握すべきだと思います。いつ頃目安に把握するのか、そのことについてお答えをいただきたい。

それから、被災者生活再建支援の問題で、さまざまな問題があります。全壊あるいは大規模半壊にならない、いわゆる半壊、一部損壊の問題ですが、それらの問題について5cm、10cmの差で被害認定が行われないということでは不満たらたら。それに対して、二次調査もできるというのが国の方針なのです。これは、町で対応していますか。二次調査ができると、これの対応についてお答えください。

それから、見舞金支給についてですが、今のことに関連してですが、罹災証明が発行されないそういう人たちに対しては、支給しないということなのかどうなのか。私は、見舞金ということでは、やはり床下浸水まで見舞金を支給すべきだと。

それから、農地災害、作物災害の問題であります。先ほどの一般質問でもありましたが、農地災害については今の答弁では復旧工事するという答弁でしたが、実態をつかんでいないということです。実態をつかまないで何ができるのですか。担当課もいろいろほかの業務があるから大変だと思いますが、実態調査すべきだと思います。やるのか、やらないのかお答えください。

それから、問題は医療体制の充実の問題です。しっかりやっているということですが、現状について端的に指摘をしたいと思います。結論からいうと、何らかの形で浪江町診療所に医師の勤務体制はあるが、一言でいうと極めて不十分・不完全な体制だと。

問題は2つあります。1つは、遠距離、派遣の医師も含めて月1回とか週1回とか、不定期・不安定、こういうことでは町民の医療の安全を確保することはできないと。これをどう見直すかということ1つ。

それから、いま1つは、組織体制の問題です。はっきりいうと、診療所長がしっかりした責任と権限をもって、緊急入院、あるいは緊急搬送されて来た患者に対しても適切な処置をする、指示をするということが大事だと思います。したがって、医師と看護師との間での十分な連携が行われているのかどうか。たまたま10月末私が浪江町内に来たときに、役場職員が倒れて診療所に運ばれました。その後、約1時間診療所で待たされた。命を取りとめたのが幸いだ、こういう声さえあるのです。実態がこういうことです。では、どう

するか、やはりちゃんとした看護師の責任者も決める、診療所長との連携を密にするということ。それからいま1つは、組織体制の問題として、この前も話したが、これだけの混乱する医療・診療状態で専任の事務長をおかないとだめだということです。それをどうするか。

それから、帰還困難区域の具体的な計画についてですが、町は計画をもったということですが、町独自のものがあるのかどうかということをお聞きします。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） イノベーション・コースト構想についてのご心配でございます。平成29年、平成30年、平成31年そしてこれは3年間にわたっての金額でございます。単年度の予算ではございませんが、棚塩産業団地造成としては35億円以上はかかっておりますが、この前も申し上げましたように、経済産業省の外郭団体であるNEDOの予算で経済産業省の予算でつくっているのが水素製造拠点でありますので、私ども正確な数字を教えていたっておりません。ですが、150億円程度はかかっているだろうという予想をもって、前回も答弁したわけでございます。それは、単年度でございません、3年間での累積だと思っております。その正確な数字は、私どもは完全には把握できないという状況であります。そういった多額のお金をつぎ込んでおりますので、我々はこの水素を地域の皆さんにひ益できるものにするために、いろいろと要望を重ねておることとは、過日も申し上げたとおりでございます。誘致する企業にもその水素を使っていただくとか、それから、どういった企業が浪江町の皆さんの再開につながるか、そういったことを常に考えながら企業誘致を行っているわけでございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） まず、先ほどの答弁で訂正をお願いしたいと思っております。先ほど条例案を今議会に提出しているという発言をしておりましたが、提出させていただく予定ということで、訂正をお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。提案でないものですから、このように訂正をお願いしたいと思っております。

課税強化の部分のご質問でございますが、根拠理由という部分で先ほどと同じ答弁になってしまいますが、隣接する町村の通常課税に既に移行をしているということ、それから国から通常課税の移行を求められている状況でございますので、これまでも町としては苦渋の決断ではございますが、町民の生活に寄与すべく段階的にやら

せていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 東電に請求すべきというお話でございましたが、当然町としましてもそう考えるところでございます。現状でございますが、今後いわゆる令和2年度以降他町村の課税状況を見ますと、先ほどから申し上げているとおり、解除地域においては法令減免のみであるということでございます。納得はできませんが、賠償対象とはならないのが現実かなと認識を持ってございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 罹災判定の二次調査についてのご質問がございましたが、まず浪江町内におきましては先ほど件数申し上げておりますが、全て二次調査ということでやっております。また、町外につきましても、2番議員に総務課長よりお答えしてありますように、生活支援課それから復興支援員によります電話連絡によりまして、被害件数105件ということで申し上げておまして、今現在見舞金についても電話で、介護福祉課になりますが、確認をしながら書類のやり取りですとかということをやっております、昨日現在になりますが見舞金が19件ほどもう既にお支払いが済んでいるような状況でございます。今後もそういったのが進んでまいりますので、私のほうの税の減免も専決になりますが、報告させていただく案件となりますが、そちらもあわせて連携を図りながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 先ほどに追加させて答弁させていただきました。棚塩産業団地の造成費につきましても、その2工事で35億円程度でございますが、その1工事というのが前々年度にありました。それらを合算しますと、55億円程度はかかっているということは、我々の予算で使っているものですからはっきりしております。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 見舞金について床下まで支給すべきということについてですが、今回の見舞金支給に関しては全員協議会のおきにも説明したと思ひますが、平成元年度の8月の告示による規定を元に支給しているところであります。今回、支給に関しては、支給の範囲ということで、被害区分については規定どおりということ。その部分の変更をするというようなお話にはなりません。変更というか、拡大解釈という意味になるかと思ひますが、町外の建物についても、避難先の建物についても該当するということで、その部分について拡大したような形となっております。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 農地災害について実態を調査するのかわというご質問であります。議員お質しのは帰還困難区域における実態調査かと思っておりますが、帰還困難区域ではまだ営農は残念ながらできません。人が居住している地域での被害確認を優先しております。ただ、いずれ営農が認められるタイミングでは被害確認が必要と考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 医療体制の再質問についてお答えいたします。

まず、1問目の医師が不定期で不安定な状態であるということについてお答えいたします。今現在、浪江診療所では常勤医師1名、応援医師6名で日々の診療を行っております。まず、応援医師については、3名の方については毎週水曜日の方とか、毎月決まった曜日に診察をしてございます。その他の方については、派遣元のご都合、それからまた医師本人の都合により勤務がかなり不定期となっておりますが、前にも述べましたように医師不足が続いております。特に福島県内においてはそれが著しく顕著であります。この相双地区はさらに医師が不足しております。そのような状況の中で、福島県から医師を派遣いただくというのは大変厳しく、県外から派遣いただくようになってございまして、このような勤務体制となっておりますことをご理解願いたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 専任事務長の配置につきましては、9月の議会でもご指摘をいただいたところでございますが、今後につきましても健康保険課長を中心に改善に努めていきたいと考えているところでありまして、現在のところ配置については考えてございません。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 区域外の取り組みについてでございますが、具体的になっている町独自の取り組みはございませんが、国の方向性を確認しながら検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 区域外について町として具体的な計画は持っていないと、このことについては再三議論してきたのです。浪江町の帰還困難区域の全体面積は1万8000ha、第1ステージのエリアが661ha、3.6%に過ぎない。津島の場合は9550haのうちわずか156ha、1.6%、国との関係があるということはおわかりですが、9

年間も放置されて、これから先どうなるかわからないというのが実態です。したがって、そこを突破するには公の場で要望する、あるいは協議会で要望する、それはそれで必要です。だけれども、そこを突破するには住民からの声を聞きながら、浪江町としてのエリア拡大の計画はこういうことだという具体的な計画をもって、環境省なり復興庁とつめた交渉をしなければ、打開できないです。9年経って全然先が見えないのです。あなたたちもそのことは深刻に受け止めていると思う。だけど、行政なのだから、国の事業でやるということなのだから、国の事業でやる場合に具体的な計画を示さないで、「はい、わかりました」なんて国いいますか。長年顧問やってきているのだから、国の体質わかるでしょう。それをやるのか、やらないのか。

それから、帰還困難区域の被災者生活再建支援金区域外が対象にならないという問題、実はある情報によれば帰還困難区域の井手地区のある特定の住宅が被災者生活再建支援金の支払いを受けたということなのです。担当課長、わかっているでしょう、なぜそれはそうなったのですか。その人がそういうことができ、ほかの人がなぜできないのですか。極めて不公平。その人がどうだということではないです。事実として該当になる可能性がある、該当になったという問題があるわけですから、そこはどうすれば波及することができるのか検討してもらいたい。担当課長に確認する。井手地区で1件被災者生活再建支援金支払いを受けたことがあるのかどうか、事実かどうか、答弁をください。

それから、医療体制の問題で福島県は医師不足だと、なかなか厳しいと、それはもうそのことは繰り返しお聞きしてきました。実態はそうだと思います。しかし、これまでずっと診療所長やあるいは担当課、診療所の職員から聞き取りした中身を整理したのだが、実は県立医大は月1回です、整形外科、不定期なのです。本来もっと被災自治体の医療・診療体制の強化に全面的なバックアップをしなければならない医大がこういう実態なのです。町長、こういう実態をおわかりだと思ふ。医大の協力を求めるということが絶対条件。

その上で、電話での調査、あるいは直接聞いた分もあるが、聞いたものだから正確ではないかもしれないが、極めて不安定です。この前全員協議会でも議論になったのだが、子どもがインフルエンザの注射をお願いに行ったら、浪江診療所ではやっていません、ということだった。全員協議会でそれは診療所長の判断なのですか、町の判断なのですか、そのときの担当課長の答弁は町の考えだということなのです。それではまずいと。さまざまな悪条件を覚悟で浪江町

に帰って来て、子どものインフルエンザ予防のために診療所に行ったらできませんと言われたと、診療所の所長とも話をしていないということでしょう、これが実態です。だから、さまざまな内部の問題もあると思う。したがって、佐藤副町長は専任の事務長配置の考えはないということだが、医者との意思疎通、住民との安全・安心の路線を敷いていく、さまざまな医療・診療、調剤も含めて体制をつくっていくためには、専門の事務長配置しなければ派遣する6人・7人の医者との信頼関係なんか確立できないです。正直私はいくつか大きな病院の先生の話も聞きました。浪江診療所の今の体制ではいつか何かが起きると、こういうことです。現に10月末にあわやの事態になったではないですか。処置の判断が適切でなかったという声も巷から聞こえてきています。浪江診療所で事故があって亡くなった人がいるなんていったら、今でさえも安心して帰れないのに、安心して戻れますか。

そこでイノベなのだよ。150億円は150億円でそれはもうNEDOがやっていることだからということなのだが、医療・介護、診療体制を強化する、これが大事なのです。実態をわかった上で、担当課長、地元密着型の産業振興をどうするか、今のイノベ構想でそのままバラ色の浪江町が待ち受けているのか、あまい、あまい。今やってきていることは、止めることができないかもしれないが、方向転換しないと、先ほど10年の話になったが、10年経っても5000人の町に戻らないかもしれない。そうではないでしょう。どこにいても浪江町民、町残しのために全力を挙げると先代の町長もそう言った。言っていることとやっていることが違う。政策の見直しというのは、町全体の将来に係わることなのだ、それが求められている。町長、あなたが常々使う「総合判断」、総合判断の上に立って町の農業振興、地場産業、医療・介護、診療体制の強化どうすべきと考えているか、町民の前、我々議会に対して明確な答弁を求めておきたい。

それから、最後に一言、入札の案件でいろいろやりました。問題ないというのが当局の答弁でしたが、私は36億円もの工事代さまざまな問題が起きかねないということは、素人だってわかります。したがって、分割発注はやればできること、全体工事のためにそれは考えなかったということなのだが、タクティクスにこれだけの報道をされて、浪江町民がああ、何もなかったのだと安心できますか、これ。何が書いてあるかわからないが、当誌の文章には具体的な役職名、名前まで書いてあるということなのです。これは、入札関係の責任者は、佐藤副町長だからしっかり調査して、議会にも町民にも信頼できる回答ができるように継続調査求めます。どうするか答

弁を求めます。

○議長（佐々木恵寿君） 時間となりました。

◎時間の延長

○議長（佐々木恵寿君） ここで、本日の会議時間は議事進行上の都合で、あらかじめ延長とします。

（午後 4時53分）

○議長（佐々木恵寿君） それでは、答弁。
町長。

○町長（吉田数博君） まず、拠点外について、具体的な町の構想を持たなければ、突破口にならないというお質しでございますが、そういった考えもあることは否定しません。ただし、我々避難地区を抱える、拠点外を抱える6町村で協議会を結成して、さまざまな角度であらゆる場面で国の方向性を示すべく求めております。そういった中で、先日も12月3日復興に向けた協議会第5回であります。その中で皆さんご存じのように解除前に示された高木プランの実現を図る協議会であります。そういった中で、その中には横山復興副大臣、それから松本経済現地対策本部長の出席のもとに、国の役員の方々が浪江町についてはこういった協議会があるために、ほとんどの我々の考え方を承知していただいております。そういった中でも、いの一歩に帰還困難区域の区域外の再生について要望しているわけで、決して座しているわけではありません。それから考えると、しっかりと浪江町だけの問題ではないということ踏まえて、今後ともはっきりした政策の方向性を示すべく、求めていきたいと考えております。

それから、イノベ事業についてでございます。震災の復興に資するののかという質問だと思います。私は、資するものと確信しております。そういった中で、議員がお質しの地場産業の振興、これも大事です。やはりこういった両方大事なので、バランスのある推進の仕方、それがなければ新しい町は不可能だと考えております。そういった中で新しいまちづくり、若い人に興味を持ってもらう、あるいは浪江町で働いてみたい、そういうものにはイノベというのは非常に大事なものだと考えておりますので、ご指摘の件については、十分考慮しながらしっかりと復興に向けて取り組んでまいりたい。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、2つ目の再々質問の生活再建支援金の中で、井手地区についての支援金は支給されているとい

うことの認識はあるかということですが、個別の案件については承知をしておりませんが、帰還困難区域の中での拠点区域外であれば大規模半壊及び全壊であれば基礎支援金の対象となりますので、その方については基礎支援金、また追加の加算支援金の対象になっております。ただ、環境省としての半壊の家屋の解体をしているとは認識はありませんので、半壊家屋の解体についての支給はないものと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） ただいまの件なのですが、補足ではないのですが、私の記憶で申し上げますと、今になってこれまでも話があったら中でお話ができなくて申し訳なかったのですが、区分、いわゆる準備区域、制限区域、困難区域の区分前に、震災直後に井手と双葉町の町村境1件を全壊判定して、支援金の対象にした経過がございます。当時、私震災直後支援金の担当をしておりましたので、その件かと思えます。その後、3地区に区分が決まっております、その後は立ち入りとかそれが制限されたということもありまして、これは私個人の記憶といたしますか、業務の中でやったこととございますが、震災直後平成23年4月ごろに浪江町の井手まで行きまして、3名ほどで行ったのですが、そのときに家屋が全壊しておりました。住んでおった方もおりましたので、そこは全壊判定をして支援金を支給したという覚えがございます。おそらく井手に関してはその件かと思えます。

次に、診療所の体制でございますが、再度同じ答弁になりますが、担当の健康保険課長を中心に、総合的に診療所運営を今後も努力してまいりたいと思えます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 医大からの支援についてでございますが、最初の質問でお答えいたしましたように、医療人材対策室との協議の場で、医大からのさらなる支援を求めたところでございました。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、入札関係の件でお願いします。
佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 申し訳ございません。

先ほど申し上げたとおりでございますが、今回発行された月刊誌の記事では詳細が不明であることから、現在のところ調査に入る予定はございません。

ただ、今後具体的な情報を入手した場合には、検討の上判断をしましてまいりたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、16番、馬場績君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日は、これで散会します。

（午後 5時01分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和元年浪江町議会 1 2 月定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和元年 1 2 月 1 1 日 (水曜日) 午前 9 時開議

- 日程第 1 請願・陳情の付託
- 日程第 2 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年台風 1 9 号による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について)
- 日程第 3 承認第 1 0 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度浪江町一般会計補正予算(第 4 号))
- 日程第 4 議案第 1 0 8 号 浪江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 1 0 9 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 1 1 0 号 東日本大震災等による被災者に対する令和 2 年度の町税の減免に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 1 1 1 号 浪江町交流・情報発信拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 1 1 2 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 1 1 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 1 1 4 号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 1 1 5 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 1 1 6 号 浪江町保育所条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 1 1 7 号 浪江町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 1 1 8 号 浪江町児童館設置条例の廃止について
- 日程第 1 5 議案第 1 1 9 号 浪江町児童館使用料徴収条例の廃止につ

		いて
日程第 1 6	議案第 1 2 0 号	浪江町立幼稚園条例の廃止について
日程第 1 7	議案第 1 2 1 号	浪江町立幼稚園の授業料等に関する条例の廃止について
日程第 1 8	議案第 1 2 2 号	浪江町過疎地域自立促進計画の策定について
日程第 1 9	議案第 1 2 3 号	工事請負契約の締結について（浪江町南産業団地造成工事）
日程第 2 0	議案第 1 2 4 号	工事請負契約の締結について（浪江町交流・情報発信拠点施設外構工事）
日程第 2 1	議案第 1 2 5 号	工事請負契約の締結について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路盛土工事（4工区））
日程第 2 2	議案第 1 2 6 号	工事請負契約の締結について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（5工区①））
日程第 2 3	議案第 1 2 7 号	工事請負契約の締結について（国道114号公共下水道管渠移設工事（第2工区））
日程第 2 4	議案第 1 2 8 号	工事請負契約の変更について（浪江町交流・情報発信拠点施設敷地造成工事）
日程第 2 5	議案第 1 2 9 号	工事請負契約の変更について（木材製品生産拠点施設建築工事）
日程第 2 6	議案第 1 3 0 号	工事請負契約の変更について（古堤ため池環境保全整備工事）
日程第 2 7	議案第 1 3 1 号	工事請負契約の変更について（目倉沢ため池環境保全整備工事）
日程第 2 8	議案第 1 3 2 号	工事請負契約の変更について（関ノ倉ため池環境保全整備工事）
日程第 2 9	議案第 1 3 3 号	工事請負契約の変更について（丈六ため池環境保全整備工事）
日程第 3 0	議案第 1 3 4 号	工事請負契約の変更について（南迫ため池環境保全整備工事）
日程第 3 1	議案第 1 3 5 号	工事請負契約の変更について（小和田ため池環境保全整備工事）
日程第 3 2	議案第 1 3 6 号	工事請負契約の変更について（橋梁災害復旧工事（満開橋））
日程第 3 3	議案第 1 3 7 号	売買契約の締結について（災害公営住宅請戸地区）

- 日程第 3 4 議案第 1 3 8 号 売買契約の変更について（木材製品生産
拠点生産機械設備購入）
- 日程第 3 5 議案第 1 3 9 号 土地の処分について
- 日程第 3 6 議案第 1 4 0 号 和解について
- 日程第 3 7 議案第 1 4 1 号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第
5号）
- 日程第 3 8 議案第 1 4 2 号 令和元年度浪江町国民健康保険事業特別
会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 9 議案第 1 4 3 号 令和元年度浪江町国民健康保険直営診療
施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 0 議案第 1 4 4 号 令和元年度浪江町公共下水道事業特別会
計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 1 議案第 1 4 5 号 令和元年度浪江町農業集落排水事業特別
会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 2 議案第 1 4 6 号 令和元年度浪江町介護保険事業特別会計
補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 3 議案第 1 4 7 号 令和元年度浪江町水道事業会計補正予算
（第 3 号）

出席議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	佐々木恵寿君
5番	半谷正夫君	6番	紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	平本佳司君
9番	山崎博文君	10番	渡邊泰彦君
11番	松田孝司君	12番	山本幸一郎君
13番	泉田重章君	14番	紺野榮重君
15番	佐藤文子君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	小林弘典君	教育長	笠井淳一君
総務課長	安倍靖君	企画財政課長	西健一君
二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長	横山秀樹君	産業振興課長	清水中君
農林水産課長兼農 業委員会事務局長	清水佳宗君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	柴野一志君
会計管理者 兼出納室長	佐藤祐一君	住民課長	中野隆幸君
健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君	介護福祉課長	木村順一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田厚志	主任主査兼係長	志賀美樹
------	------	---------	------

書

記

鎌 田 典太朗

◎開会の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16人であります。
定足数に達しております。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） 直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎請願・陳情の付託

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第1、請願・陳情の付託を行います。
今期定例会において受理した陳情1件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。
なお、所管常任委員会は、会期中に審議のうえ、議長あてに報告願います。
-

◎承認第9号から議案第147号の一括上程、説明

- 議長（佐々木恵寿君） お諮りします。
日程第2、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年台風19号による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について）から日程第43、議案第147号 令和元年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）までを一括議題としたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
よって、日程第2、承認第9号から日程第43、議案第147号までを一括議題とします。
日程第2、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年台風19号による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（吉田数博君） おはようございます。

承認第9号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、令和元年台風19号により被害を受けた方に対し、令和元年10月12日以降に納期限の到来する町税の税額の減免を行うため、条例の制定をしたもので、専決処分の承認を求めるものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、承認第9号 令和元年台風19号による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

承認第9号資料によりご説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1条は、制定の趣旨でございます。

令和元年10月の台風19号の被害を受けた納税義務者等の令和元年度の町民税及び国民健康保険税のうち令和元年10月12日以降に納期限の到来するものの減免について、必要な事項を定めたものであります。

第2条は、個人の町民税の減免でございます。第1項第1号は、災害により納税義務者の心身等に被害があった方の個人の町民税について規定したものです。納税義務者が死亡したとき、全部を減免、納税義務者が生活保護法の規定による生活扶助を受けることになったとき全部を減免、納税義務者が障がい者となったとき10分の9を減免することとしたものでございます。

2 ページをご覧ください。第1項第2号は、災害により納税義務者または世帯内の同一生計配偶者並びに扶養親族の所有する住宅または家財に災害による保険金、損害賠償金等の補填される金額を除いた賠償額が10分の3以上であるもので、平成30年中の合計所得金額が1000万円以下である方については、損害の程度と合計所得金額の区分に応じ、税額の減免について規定したものでございます。損害の程度が10分の5未満かつ平成30年中の合計所得金額が500万円以下については減免の割合を2分の1、750万円以下については減免の割合を4分の1、750万円を超えるときには減免の割合を8分の1、また損害の程度が10分の5以上かつ平成30年中の合計所得金額が500万円以下については全部を減免し、750万円以下については減免の割合を2分の1、750万円を超えるときには減免の割合を4分の1とすることとしたものでございます。

第1項第3号は、災害により農作物が被害を受け、農作物の減収価格から農業災害補償法による農作物共済金額の補填を除いた損失

額の合計額が、平年における当該農作物による収入額の10分の3以上であるもので、平成30年中の合計所得金額が1000万円以下であり当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円以下であるものについては、農業所得に係る個人の町民税の所得割の額について農業所得と農業所得以外の金額に按分して得た額について減免することとしたものでございます。災害における農作物の被害額が、平年における当該農作物による収入額の10分の3以上かつ平成30年中の合計所得金額が300万円以下については全部を減免し、400万円以下については減免の割合を10分の8、550万円以下については減免の割合を10分の6、750万円以下については減免の割合を10分の4、750万円を超えるときには減免の割合を10分の2とすることとしたものでございます。

3ページをご覧ください。第3条は、国民健康保険税の減免でございます。第1項第1号は、災害により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯については、全部を減免することとしたものでございます。

第1項第2号は、災害により主たる生計維持者が行方不明となった世帯については、全部を減免することとしたものでございます。

第1項第3号は災害により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、アとしまして、減少額が保険金、損害賠償等による補填を除いて、平成30年中の事業収入等の10分の3以上であること。イとしまして、平成30年中の合計所得金額が1000万円以下であること。ウとしまして、事業収入等以外のその他所得の合計額が400万円以下であること。これらのアからイのすべての要件を満たす世帯については、表1で算出した保険税額に対し、4ページの表2の区分に応じて税額を減免することとしたものでございます。災害に起因し事業等を廃止し、または失業した場合については、全部を減免し、平成30年中の合計所得金額が300万円以下については全部を減免、400万円以下については減免の割合を10分の8、550万円以下については減免の割合を10分の6、750万円以下については減免の割合を10分の4、1000万円以下については減免の割合を10分の2とすることとしたものでございます。

第1項第4号は、災害により主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯については、区分に応じて全額を減免することとしたものでございます。損害の程度が全壊のものについては全部を減免、大規模半壊・半壊または床上浸水については減免の割合を2分の1とすることとしたものでございます。

第1項第5号は、災害により主たる生計維持者以外の被保険者が

行方不明となった世帯について、行方不明者以外の被保険者について算定した保険税額の差額を減免することとしたものでございます。

第4条は、減免の申請について規定しております。減免を受けようとするものは、市町村が発行する罹災証明書と申請書を令和2年3月31日まで、町長に提出しなければならないとしたものでございます。

第5条は、減免の決定通知について規定しております。申請書の提出があった場合は、速やかに減免の処分について通知するものとしたものでございます。

5ページをご覧ください。第6条は、減免の取り消しについて規定しております。町長は虚偽の申請等、不正行為が認められたときは、減免の決定を取り消すものとしたものでございます。

第7条は、減免の金額の変更について規定しております。過年度分の修正申告等により変更があった場合は、その申告に基づいて減免金額の変更、または取り消しを行うものとしたものでございます。

第8条は、委任について規定しております。条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定めるとしたものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、令和元年度浪江町一般会計補正予算（第4号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、令和元年度台風第19号の被害に対応するために必要な経費を予算化したもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3504万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を430億9595万8000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、専決処分による主な補正内容につきまして、補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

7 ページをお開きください。まず、歳入でございます。款14県支出金、項1 県負担金、目2 民生費県負担金693万3000円の増につきましては、災害救助費等県負担金でございます、主に住宅修繕料や時間外手当に係るものでございます。

次に、款17繰入金、項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金1億2811万2000円の増につきましては、災害救助費以外の費用に充てるものでございます。

続きまして、8 ページでございますが、歳出でございます。款3 民生費、項3 災害救助費、目3 住家被害等認定調査費334万4000円の増につきましては、住家被害等認定調査委託料の増でございます。

目4 災害救助救援対策費2368万円の増につきましては、主に節20 扶助費、災害被災者見舞金の増でございます。

次に、款6 農林水産業費、項2 農業土木費、目1 農地保全管理費550万円の増につきましては、主に節14 使用料及び賃借料の増でございます、農地の応急対策に係る重機借上料の増でございます。

次に、9 ページでございますが、款6 農林水産業費、項3 林業費、目1 林業振興費360万円の増につきましては、主に節14 使用料及び賃借料の増でございます、林道の応急対策に係る重機借上料の増でございます。

次に、款9 消防費、項1 消防費、目4 防災対策費780万5000円の増につきましては、主に節3 職員手当等につきましては、台風対応にかかる時間外手当、並びに節11 需用費につきましては、他の被災自治体への支援のための水の購入費などでございます。

次に、款11 災害復旧費、項1 公共土木施設災害復旧費、目1 道路橋梁施設災害復旧費8200万円の増につきましては、主に節13 委託料につきましては、災害査定受検に向けた調査委託料の増、並びに節14 使用料及び賃借料の増につきましては、道路等の応急復旧に係る重機借上料、並びに節16 原材料費につきましては、砂利等応急用資材等の増でございます。

次に、款11 災害復旧費、項2 農林水産業施設災害復旧費、目1 農業用施設等災害復旧費900万円の増につきましては、節13 委託料につきましては、災害査定受検に向けた調査委託料、節15 工事請負費につきましては、農業用施設の応急復旧に係る増でございます。

次に、4 ページにお戻りください。第2表は、繰越明許費の追加でございます。

款6 農林水産業費、項2 農業土木費、事業名、目倉沢ため池環境保全整備事業から一番下の事業名、小和田ため池環境保全整備事業までの4事業につきましては、台風による土砂流入等により年度内

に支出が終わらない見込みのため、新たに繰越明許費を設定するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第108号 浪江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第108号 浪江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、臨時・非常勤職員の適正な任用及び勤務条件を確保するための会計年度任用職員制度の導入を行うため、当該職員の給与及び費用弁償について定める条例の制定を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは議案第108号資料をご覧くださいと思います。

まず、主な制定内容でございます。次年度より現在の臨時・非常勤職員については、会計年度任用職員制度に統一されますが、その任用形態にはフルタイムとパートタイムとがあり、それぞれ賃金に替わり給料または報酬が支給されます。

次に、主な条文といたしまして、第2条及び第3条につきましては、それぞれの任用形態ごとに支給される給与等の種類について、表のとおり定めるものでございます。

なお、フルタイム任用職員へ支給される各種手当につきましては、パートタイム任用職員へも適用されますが、通勤手当及び期末手当を除き報酬として支給されることとなります。

次ページ、第4条及び第5条につきましては、フルタイム任用職員の給料表における職務の級を1級に、号給については初号給、1級1号給を基礎号給とし、当該職員の学歴・職歴換算等により、上位号給とすることができる規定でございます。また、その際の上限については、1級25号給と定めるものでございます。

第6条から第14条については、フルタイム任用職員の給与の支給方法及び各種手当の支給について、職員の給与支給に準じて行うこととする規定でございます。第6条については給与の支給方法、第7条については通勤手当の支給要件、以下第14条特殊勤務手当まで定めてございます。

第17条から第24条については、パートタイム任用職員の報酬及び各種手当の支給等についての規定でございます。第17条については報酬の算出方法、第18条については特殊勤務手当の支給要件、以下第24条報酬の支給日まで定めてございます。

次に、第29条につきましては、語学指導等を行う外国語指導助手について、職務の特殊性等を考慮し、給与についてはこの条例の規定にかかわらず任命権者が別に定めるものとするものでございます。

最後に附則といたしまして、この条例の施行日を令和2年4月1日とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第109号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第109号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、臨時・非常勤職員の適正な任用及び勤務条件を確保するための会計年度任用職員制度の導入に係る関係条例の規定の整備を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、議案第109号資料をご覧ください。

主な制定内容でございます。まず、第1条は、職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例の改正でございます。同条例第4条に職員の心身の故障による休職期間を3年以内と規定しておりますが、会計年度任用職員については、当該職員の任期の範囲内とする規定を加えるものでございます。

第2条は、職員定数条例の改正でございます。同条例第1条、職員の定義から除外する職員について、非常勤職員を会計年度任用職員に改めるものでございます。

第3条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正でございます。同条例第18条、非常勤職員の勤務時間、休暇等についての規定において、名称を非常勤職員から会計年度任用職員へ改めるもの

であります。

第4条は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の改正でございます。同条例第2条、派遣から除外する職員について、非常勤職員を会計年度任用職員へ改めるものでございます。

最後に附則として、この条例の施行日を令和2年4月1日とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第110号 東日本大震災等による被災者に対する令和2年度の町税の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第110号 東日本大震災等による被災者に対する令和2年度の町税の減免に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等が納付すべき令和2年度の町税を減免するため、条例の制定を行うものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、議案第110号 東日本大震災等による被災者に対する令和2年度の町税の減免に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。第1条は、制定の趣旨でございます。東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者の令和2年度の町民税、固定資産税及び軽自動車税の減免については、浪江町税条例の規定にかかわらず今回制定の条例の定めるところによるものでございます。

第2条、こちらは用語の定義でございます。東日本大震災、原子力災害等の用語の意義を記述したところでございます。

2ページをお開きください。第3条は、町民税の減免でございます。令和元年中の合計所得金額が750万円以下であって、被災者である個人の町民税については、300万円以下については減免の割合を10分の10、300万円を超え400万円以下については4分の3、400万円を超え500万円以下については2分の1、500万円を超え750万円以下については4分の1を減免することとしたものでございます。

第2項は、町内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、

町内に住所を有しないものに対する均等割を全額減免するとしたものでございます。

第4条は、固定資産税の減免でございます。第1号は被災した住宅用地の代替えとして取得した住宅用地の特例について、地方税法の規定では取得期限が解除後3カ月以内としているところを、令和2年度固定資産税の賦課期日まで延長するとともに、旧避難指示解除準備区域にも適用するものでございます。

第2号は、第1号適用分について、免税点以下相当となる場合の減免規定でございます。

3ページをお開きください。第3号は、被災した住宅の代替えとして新たに取得した住宅について、第1号と同様特例適用するための取得期日の延長と、旧避難指示解除準備区域への適用をするものでございます。

第4号は、環境省の家屋解体の賦課期日である令和2年1月1日までに完了していないものについては、法及び条例による他の減免適用後の額について、全額を減免するものでございます。

第5条は、軽自動車税の減免でございます。賦課期日を基準とし、東日本大震災による流失、避難指示区域内に放置した軽自動車について、減免するとしたものでございます。

第6条は、委任でございます。条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしたものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するとしたものでございます。

なお、第110号資料に概要をまとめてございますので、後ほどご覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第111号 浪江町交流・情報発信拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第111号 浪江町交流・情報発信拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、浪江町交流・情報発信拠点施設の設置及び管理について必要な事項を定めるため制定するものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案第111号 浪江町交流・情報発信拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを、議案第111

号資料1に基づき説明いたします。ご覧ください。

制定の趣旨は、町の復興のシンボルとなる浪江町交流・情報発信拠点施設整備に伴い、施設の設置・管理について必要な事項を定めるため、条例の制定を行うものです。

主な内容といたしまして、第1条と第2条は、設置の目的、場所を定めております。ご覧のとおりです。

第3条は、どんな施設を整備するかを記載しておりますが、飲食物の提供、地場産品の販売、地域情報、伝統産業、大会議室、他の施設を整備することを規定しております。

第4条につきましては、第1条に掲げる目的の達成のための事業を列挙しております。

第5条は、開館時間、閉館日についての規定となりますが、規則により規定いたします。

第6条、第7条は、施設の許可と制限について規定しております。第6条、交流・発信拠点を使用する際、町長の許認可が必要であり、第7条においては、制限される場合があることを規定しております。

第8条は、施設の使用権の譲渡の禁止を規定しております。

裏のページでございます。第9条は、指定管理者の選定の根拠と、権限、年限について規定しております。第10条は、指定管理者の業務について規定しております。

施行期日として、規則で定める日から施行するとしております。

次に資料2がございます。これがイメージ図となっております。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第112号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第112号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に基づき、一般職の任期付職員の給料月額等を改定するため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、議案第112号資料をご覧ください。

改正内容の1点目につきましては、第8条に定める給料月額のうち1号給について38万2000円を38万3000円に改めるものでございま

す。

2点目といたしまして、第9条における期末手当の支給割合を、100分の165から100分の167.5に改正し、6月と12月の年2回支給することにより、年間支給月数を0.05月引き上げるものでございます。

なお、附則といたしまして、今年度については、12月の支給割合を100分の165から100分の170に改正することにより、年間支給月数を0.05月引き上げるものでございます。

施行期日については、公布の日から施行することとし、附則の改正は令和元年12月1日から適用するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第113号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第113号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職の範囲の厳格化を図るための職の整理を行うため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 議案第113号資料をご覧ください。

改正の内容といたしましては、現行の地方公務員法に基づく非常勤特別職のうち臨時または非常勤の顧問、参与、調査員及びこれらに準ずるものの職については、専門的な知識、経験等に基づき助言、調査等を行うものに限定されることとなるため、別表に記載の職について整理等を行うものでございます。

次ページ、新旧対照表右側旧の欄に記載の89の非常勤特別職について、3ページに記載の町税等収納嘱託員のように、法令または条例等により設けられた委員及び委員会の構成員の職で臨時または非常勤のもの、さらには選挙執行に係る投票立会人などの以外の職について削除し、左側新の欄の44の職に整理を行うのであります。

また、整理された非常勤特別職については、必要に応じて会計年度任用職員等への切り替えを予定してございます。

附則として、この条例の施行日を令和2年4月1日とするものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第114号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第114号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に基づき、特別職の期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行なうものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、議案第114号資料をご覧ください。

改正の内容といたしましては、第2条におきまして特別職の期末手当の支給割合を、6月期については100分の152.5から100分の155に、12月期については100分の162.5から100分の165に改正し、年間支給月数を0.05月引き上げるものでございます。

なお、附則といたしまして、今年度については12月の支給割合を100分の162.5から100分の167.5に改正することにより、年間支給月数を0.05月引き上げるものでございます。

施行期日については、公布の日から施行することとし、附則の改正は令和元年12月1日から適用するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第115号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第115号 職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に基づき、職員の給料月額及び諸手当の額の改定等を行うため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、議案第115号資料をご覧ください。

まず、改正の内容でございます。（1）本俸関係につきましては、

民間給与との格差を埋めるため、若年層に重点をおいて給料月額を引き上げる改正で、資料4ページ別表第1及び資料10ページに記載の別表第1の2を改正するものでございます。平均改定率は、0.4%でございます。

1ページにお戻りいただきまして、(2)諸手当関係でございますが、第21条において勤勉手当の年間支給月数を0.05月引き上げる改正でございます。

(ア)再任用職員以外の職員に係る改正につきましては、6月期及び12月期の支給割合を100分の92.5から100分の95に改正するものでございます。なお、今年度については、12月の支給割合を100分の92.5から100分の97.5に改正することにより、年間支給月数を0.05月引き上げるものでございます。

(イ)再任用職員に係る改正につきましては、6月期及び12月期の支給割合を100分の45から100分の47.5に改正するものでございます。なお、今年度については、12月の支給割合を100分の45から100分の50に改正することにより、年間支給月数を0.05月引き上げるものでございます。

次に、第11条において、住居手当の支給上限を現行の2万7000円から2万8000円へ引き上げる改正でございます。

また、附則第20号において、令和3年3月31日までの期間における浪江町内に居住する職員への住居手当の特例についても、同様に上限3万1000円を3万2000円へ引き上げるものでございます。

次ページをご覧いただきたいと思います。第28条については、会計年度任用職員制度への導入により、見出し中の非常勤職員の給与を会計年度任用職員の給与へ改正するものでございます。

施行期日につきましては、住居手当の改正並びに非常勤職員の給与に関する改正は、令和2年4月1日からの施行、また本棒の改正及び勤勉手当の改正は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第116号 浪江町保育所条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第116号 浪江町保育所条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、東日本大震災により休園状態となっていたコスモス保育園について、平成30年4月に浪江にじいろこども園を開設したこと

に伴い、未就学児を受け入れる体制が新たに整備されたことから、コスモス保育園を廃止するため、本条例を改正するものであります。詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） それでは、議案第116号資料により、ご説明いたします。

2、主な内容でございますが、第2条の表からコスモス保育園を削除するものでございます。

3、施行期日でございますが、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第117号 浪江町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第117号 浪江町水道事業給水条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体が徴収する手数料に関する規定について所要の改正を行うものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、議案第117号資料によりご説明をいたします。

2の主な改正の内容について、2行目に記載のとおり給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められまして、5年ごとの更新制が導入されることから、更新の際の手数料を定めるものであります。給水装置工事事業者の指定といいますのは、町で水道工事を施工する者に必要な指定であります。

次のページの新旧対照表をご覧ください。左の新しい欄の第33条第1項第1号にイとして指定給水装置工事事業者指定更新手数料1件につき1万円を加えております。

また、附則として、この条例は公布の日から施行するとなります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、議案第118号 浪江町児童館設置条例の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第118号 浪江町児童館設置条例の廃止について、ご説明いたします。

本案は、東日本大震災により流失し、休止している浪江町児童館を廃止することに伴い、本条例を廃止するものです。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） それでは、議案第118号資料により、ご説明いたします。

2、主な内容でございますが、1点目浪江町児童館設置条例を廃止するものでございます。

次ページをご覧ください。浪江町児童館設置条例を廃止するに伴いまして、浪江町公の施設の使用に関する条例から表のとおり児童館の記述を削除するものでございます。

ページをお戻りいただきまして、3、施行期日でございますが、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第119号 浪江町児童館使用料徴収条例の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第119号 浪江町児童館使用料徴収条例の廃止について、ご説明いたします。

本案は、東日本大震災により流失し、休止している浪江町児童館を廃止することに伴い、本条例を廃止するものです。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第120号 浪江町立幼稚園条例の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第120号 浪江町立幼稚園条例の廃止について、ご説明いたします。

本案は、東日本大震災により休園状態となっていた浪江町立幼稚園について、平成30年4月に浪江にじいろこども園を開設したことに伴い、未就学児を受け入れる体制が新たに整備されたことから、本条例を廃止するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第121号 浪江町立幼稚園の授業料等に関する条例の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第121号 浪江町立幼稚園の授業料等に関する条例の廃止について、ご説明いたします。

本案は、東日本大震災により休園状態となっていた浪江町立幼稚園について、平成30年4月に浪江にじいろこども園を開設したことに伴い、未就学児を受け入れる体制が新たに整備されたことから、町立幼稚園を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、議案第122号 浪江町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第122号 浪江町過疎地域自立促進計画の策定について、ご説明いたします。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、浪江町過疎地域自立促進計画を策定することについて、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご説明申し上げます。

初めに、過疎計画策定の経緯と計画の構成について、ご説明申し上げます。本町は、平成27年国勢調査におきまして、現住人口がゼロとなったことから、平成29年4月1日より過疎地域となっており、これまで復興財源で事業を進めてまいりましたが、今後は復興財源の対象とならない通常の行政運営として取り扱われる事業が発生してまいります。過疎計画を策定いたしますと、過疎債という有利な財源を活用できることから、過疎計画策定に取り組んだものでございます。計画の構成、記載項目は、総務省の作成例にしたがってございまして、全国どの自治体も同様の構成となっております。

では、計画の主な内容について、計画書案に基づきまして、ご説明申し上げます。2枚おめくりいただきまして、計画書1ページをお開きください。

1番、基本的な事項として、町の概況を初め本町の現在の状況やこれまでの経過等を記載してございます。

次に、11ページをお開きください。下のほう（5）計画期間でございしますが、計画期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

での1年間でございます。現在の過疎計画は、全国一律平成28年度から令和2年度までの5年間となっておりますが、当町は期間途中の作成でございますので、残り1年間の計画となっております。令和3年度以降につきましては、次年度新たに計画を策定する予定でございます。

さらに、下の2、産業の振興につきましては、農業・水産業・企業誘致等につきまして、現況と問題点、その対策、事業計画を記載してございます。なお、以降の項目につきましても、同様の構成で記載してございます。

20ページをお開きください。下のほうでございますが、3、交通・通信体系の整備、情報化及び地域間交通の促進につきましては、道路や通信施設、公共交通等について記載してございます。

次に、25ページをお開きください。中ほどの4、生活環境の整備につきましては、上下水道、ごみ処理、消防、空き家・空き地対策などについて、記載してございます。

次に、30ページをお開きください。下のほうでございますが、5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進につきましては、高齢者福祉、児童福祉、保健等について記載してございます。

36ページをお開きください。下のほうでございますが、6、医療の確保につきましては、診療所の運営、医師の確保等について記載してございます。

37ページでございますが、中ほど7、教育の振興につきましては、学校教育、生涯学習、社会教育について記載してございます。

40ページをお開きください。中ほどの8、地域文化の振興等につきましては、文化財や郷土芸能の保護・継承について記載してございます。

41ページでございますが、中ほど9、集落の整備につきましては、全町避難によって厳しい状況となっている地域コミュニティの再構築について記載しているところでございます。

内容の説明は、以上でございます。今後この計画に基づきまして、有効な財源確保に努めて町の自立促進を図ってまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第19、議案第123号 工事請負契約の締結について（浪江町南産業団地造成工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第123号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、浪江町南産業団地造成工事について、地方自治法第234条第1項の規定による、制限付一般競争入札により、落札者となった鹿島・泉田特定建設工事共同企業体の代表者、鹿島建設株式会社東北支店 常務執行役員支店長 勝治博と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案第123号 工事請負契約の締結について。

1、契約の目的、浪江町南産業団地造成工事。

2、施工箇所、浪江町大字請戸地内。

3、契約の方法、制限付一般競争入札。

4、契約の金額、36億6850万円（うち取引に係る消費税、地方消費税の額3億3350万円）。

5、契約の相手方、鹿島・泉田特定建設共同企業体代表者、宮城県仙台市青葉区二日町1番27号、鹿島建設株式会社東北支店 常務執行役員支店長 勝治博。

6、工期、議会の議決を得た日より令和4年3月31日まででございます。

資料1をご覧ください。南産業団地造成の平面図であります。当該造成工事は、図面の中央に位置しております町道請戸漁港小高瀬殖線より南側の工区、そして道路工区を1期工事、町道より北側の工区を2期工事として行います。今回の契約工事は、1期工事の造成工事を行うものでございまして、町道北側の工区は暫定工区として、1期工事で発生しました切り土を盛り土として当該工区へ搬入し、荒造成を行います。図面に記載してあります黄色の箇所が、工業団地で9区画、水色の箇所が調整池で3カ所、黄緑色の箇所が公園、オレンジ色の箇所が道路であります。23.3haを伐採し切り土にて68万5950立米掘削します。盛土工にて75万7080立米を盛り土を行います。舗装工は町道が幅員14.5m、延長858m、区画道路が幅員9m、延長1150mを整備していきます。段階的な施工を行います。まず、東側の区画部分を先行して、引き続き西側の造成、道路工区の整備を行います。それはいち早く企業に引き渡す必要があるためです。町道北側の工区につきましては、2期工事といたしまして、今後の立地企業の状況を見ながら、詳細設計を進めてまいります。

本工事については、制限付一般競争入札にて落札しました鹿島・泉田特定建設工事企業体代表者、鹿島建設株式会社東北支店と工事

で請負契約を締結することといたします。

資料2が入札結果表となります。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、議案第124号 工事請負契約の締結について（浪江町交流・情報発信拠点施設外構工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第124号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、浪江町交流・情報発信拠点施設外構工事について、地方自治法第234条第1項の規定による、指名競争入札により、落札者となった株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案第124号 工事請負契約の締結について。

1、契約の目的、浪江町交流・情報発信拠点施設外構工事。

2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字知命寺地内。

3、契約の方法、指名競争入札

4、契約金額、2億75万円（うち取引に係る消費税、地方消費税の額1825万円）。

5、契約の相手方、双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶。

6、工期、議会の議決を得た日より令和2年7月31日でございます。

こちらの議案資料1をご覧ください。本工事は、交流・情報発信拠点施設（道の駅なみえ）の中の舗装、植栽、電気工事等の外構を行うものでございます。主なものといたしまして、この図面にあります舗装工といたしまして、灰色グレー色の部分、車道部大型車7736.4平米、これは入ってくるところの道も加算しております。

次に、車道部小型車の部分、これが5468.3平米、ほかカラー舗装や透水性舗装、ブロック舗装こういったものもあります。植栽工といたしましては、ソメイヨシノ12本、サザンカ63本など緑色の部分総本数165本の植栽を行います。

資料2は、入札結果表でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、議案第125号 工事請負契約の締結について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路盛土工事（4工区））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第125号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、町道請戸漁港小高瀬迫線道路盛土工事（4工区）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案により、ご説明いたします。

1、契約の目的、町道請戸漁港小高瀬迫線道路盛土工事（4工区）

2、施工箇所、浪江町大字請戸字石井前地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約の金額、1億2100万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1100万円）。

5、契約の相手方、双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、議会の議決を得た日から令和2年10月9日。

資料1をご覧ください。工事箇所は、請戸住宅団地より県道広野小高線の区間の640mの盛土工事であります。道路幅員は6（10m）、工事概要、道路改良工、路床盛土7485.3立米、路体盛土6852.5立米、プレロード盛土9272立米、不足土2万6378.8立米、サンドマット2668立米などです。

資料2につきましては、入札の結果表であります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第22、議案第126号 工事請負契約の締結について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（5工区①））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第126号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（5工区①）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった酒井工業株式会社浪江営業所 浪江営業所長 但野佳弘と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案によりご説明いたします。

1、契約の目的、町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（5工区①）。

2、施工箇所、浪江町大字請戸字古川地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、7040万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額640万円）。

5、契約の相手方、双葉郡浪江町大字牛渡字北荒神13番地1、酒井工業株式会社浪江営業所 浪江営業所長 但野佳弘。

6、工期、議会の議決を得た日から令和2年9月11日。

資料1をご覧ください。工事施工箇所は、請戸の水産加工団地の南側の340mとなります。道路幅員が6（10m）、工事概要としまして道路改良側溝604.7m、集水柵工4カ所、車道舗装工2595.3平米、歩道舗装工1069.9平米。

資料2につきましては、入札の結果表となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第23、議案第127号 工事請負契約の締結について（国道114号公共下水道管渠移設工事（第2工区））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第127号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、国道114号公共下水道管渠移設工事（第2工区）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東北土木株式会社 代表取締役 鈴木仁根と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもので

あります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、議案によりご説明をいたします。

1、契約の目的は、国道114号公共下水道管渠移設工事（第2工区）です。

2、施工箇所は、浪江町大字幾世橋字知命寺地内ほかです。

3、契約の方法は、指名競争入札です。

4、契約金額は、5907万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は537万円）です。

5、契約の相手方は、福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社 代表取締役 鈴木仁根です。

6、工期は、議会の議決を得た日から令和2年10月30日までです。

続いて、工事の概要についてご説明をいたします。お手元の資料1をご覧ください。

県の国道114号道路拡幅の第2工区工事に伴い、支障となる下水道管を移設する公共補償事業となります。昨年度発注した第1工区に引き続き実施する下水道管渠移設工事（第2工区）となります。今回の移設工事の箇所は、図面中、赤に着色した部分であります。

工事概要をご覧ください。移設管渠布設378.9m、マンホール6カ所、公共柵及び取付管設置16カ所、また移設により不要となる既存施設として既存管渠の撤去が465.9m、既設マンホール撤去が8カ所、既設公共柵及び取付管撤去が31カ所もあわせて実施をいたします。

資料2は、入札の執行結果になります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第24、議案第128号 工事請負契約の変更について（浪江町交流・情報発信拠点施設敷地造成工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第128号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、浪江町交流・情報発信拠点施設敷地造成工事について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は8億2080万円ですが、1億2094万3800円を減額し6億9985万6200円に変更するものであります

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案第128号 工事請負契約の変更について。

- 1、契約の目的、浪江町交流・情報発信拠点施設敷地造成工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字知命寺地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、変更前、8億2080万円（うち取引に係る消費税、地方消費税の額6080万円）。

変更後、6億9985万6200円（うち取引に係る消費税、地方消費税の額5184万1200円）。

5、契約の相手方、双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶。

6、工期、平成31年3月14日から令和2年3月27日まで。

資料をご覧ください。同時に議案資料の①もご覧ください。変更減額の理由といたしまして、路盤工事の減となります。環境省の家屋解体が遅れていることによりまして、本年度において予定していた下層路盤工事が工期内に完成できないため、次工事にて施工するものです。資料1をご覧くださいまして、水色の部分が次工事で行うものであります。

もう1つの理由といたしまして、購入土の減でございます。農政局や福島県による他の工事で発生した土を流用することにより、当初購入する予定だった土量が約5000平米近く減少したものでございます。

ほかに資料②と③は、それに伴って変更になる雨水排水擁壁工の工事でございますが、②が変更前、③が変更後の図面でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第25、議案第129号 工事請負契約の変更について（木材製品生産拠点施設建築工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第129号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、木材製品生産拠点建築工事について、請負金額の変更及び工期延長に伴う変更契約を行うものであります。

現在の請負金額は20億2000万円ですが、21億5807万9700円に変更するものであります。

また、現在の契約工期は、平成31年3月15日から令和2年1月31

日であります。令和3年3月31日まで延長するものであります。
詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案第129号 工事請負契約の変更について。

1、契約の目的、浪江町木材製品生産拠点建築工事。

2、施工箇所、浪江町大字棚塩字赤坂地内。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約の金額、変更前、20億2000万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億4962万9630円）。

変更後、21億5807万9700円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億6218万2330円）。

5、契約の相手方、浪江復興特定建設工事共同企業体代表者、福島県双葉郡浪江町大字藤橋字原59番地1、東北工業建設株式会社代表取締役 戸川聡。

6、工期、変更前、平成31年3月15日から令和2年1月31日まで。

変更後、令和31年3月15日から令和3年3月31日まででございます。

資料1をご覧くださいと思います。契約の変更について、ご説明します。本施設は国内外から多くの研究者、事業者などの視察が想定されますことから、設計業務を進める中で視察時に工場の稼働を止めることなくより安全にかつわかりやすく視察対応をするために、建物内に管理室及び視察用通路を設けることといたしました。

次に、設計業務において地盤調査を行い、その結果を踏まえ生産機械設備の荷重やフォークリフトの荷重を勘案し、地盤改良を行う必要が生じました。地盤の強度に応じ、改良厚を変えながら施工いたします。

また、集成材等の工期延長に伴い、これに納めるべき生産機械設備の保管場所を別に確保する必要がありますことからの増額であります。

資料2をご覧ください。集成材等の平面図であります。製造ラインごとの作業概要を①から⑨まで表記してございますが、変更の点は建屋の中央部分に赤枠で囲んだ箇所があります。これが管理室及び視察用通路でございます。中央から製造ライン全体が見渡せるように設計しております。

また、3種類の網かけをしていますが、地盤改良の範囲を示しております。

資料1にお戻りいただきまして、次に、工期につきまして、ご説

明いたします。高力ボルトの全国的なひっ迫により、これが入手困難なことから、建築工事着手に遅れが生じたものでございます。

次のページの資料3をご覧ください。本事業の当初の工程表が黄色、変更後の工程表が青色で述べて表記しています。上から2段目、3段目の設計施工の建築工事及び仮保管の行をご覧ください。当初は、令和元年9月から建築工事に着手する予定でございましたが、高力ボルトの全国的なひっ迫により、これが入手困難となったことから、建築工事の着手に遅れが生じたものであって、そのため生産機械設備がそこに入れることができなくなりましたので、その機械の仮保管が必要となったものでございます。

次のページ、資料4をご覧ください。これは、令和元年5月に国土交通省がプレリリースを行った資料の抜粋でございます。国土交通省のアンケート調査によれば、高力ボルトが全国的にひっ迫しております。その納期が、この時点において約8カ月程度かかるとの結果となっております。こうした状況を受けまして、受注者は令和元年5月に設計業務の途中の段階において、メーカーに仮発注を行っておりますが、その時点において納期は10カ月かかるとの回答であったとのことです。現在は、1月末に入荷予定となっております。以上のような理由でございます。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第26、議案第130号 工事請負契約の変更について（古堤ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第130号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、古堤ため池環境保全整備工事について、契約変更を行うものであります。

現在の工期は令和2年3月27日ですが、延長し、令和2年7月31日に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、古堤ため池環境保全整備工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字立野字古堤地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額3億7950万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3450万円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字樋渡字土渕2番地3、豊工業株式会社 代表取締役 岩野廣秀。

6、工期、変更前、令和元年6月11日から令和2年3月27日。

変更後、令和元年6月11日から令和2年7月31日。

次に、議案資料をご覧ください。変更の理由でございますが、台風19号等の影響により、ため池内の底質除去完了区域の放射性物質濃度が増加していることが判明しました。そのため底質除去完了区域の再施工が必要となったことから、工期延長の契約変更を行うものでございます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第27、議案第131号 工事請負契約の変更について（目倉沢ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第131号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、目倉沢ため池環境保全整備工事について、契約変更を行うものであります。

現在の工期は令和2年3月27日ですが、延長し、令和2年7月31日に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案によりご説明いたします。

1、契約の目的、目倉沢ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字加倉字目倉沢地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、3億6850万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3350万円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社 代表取締役 鈴木仁根。

6、工期、変更前、令和元年6月11日から令和2年3月27日。

変更後、令和元年6月11日から令和2年7月31日。

次に、議案資料をご覧ください。工期延長の理由でございます。台風19号等の影響により、ため池内の底質除去完了区域の放射性物質濃度が増加していることが判明いたしました。そのため底質除去完了区域の再施工が必要となったことから、工期延長の契約変更を行うものでございます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第28、議案第132号 工事請負契約の変更について（関ノ倉ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第132号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、関ノ倉ため池環境保全整備工事について、契約変更を行うものであります。

現在の工期は令和2年6月30日ですが、延長し、令和2年10月30日に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案により、ご説明いたします。

1、契約の目的、関ノ倉ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字立野字春卯野地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、4億2790万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3890万円）。

5、契約の相手、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、変更前、令和元年9月19日から令和2年6月30日。

変更後、令和元年9月19日から令和2年10月30日。

次に、議案資料をご覧ください。工期変更の理由でございます。台風19号等の影響により、ため池内の放射性物質の分布の変化が想定されます。このため底質除去の範囲について再調査を行う必要が生じたので、除去範囲の増加に対し適切に対応するため、工期延長の契約変更を行うものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いします。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、午前10時45分まで休憩といたします。
(午前10時30分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前10時45分)

○議長（佐々木恵寿君） 日程第29、議案第133号 工事請負契約の変更について（丈六ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第133号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、丈六ため池環境保全整備工事について、契約変更を行うものであります。

現在の工期は令和2年5月15日ですが、延長し、令和2年10月30日に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案によりご説明いたします。

1、契約の目的、丈六ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字高瀬字丈六地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、3億3000万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3000万円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶。

6、工期、変更前、令和元年9月19日から令和2年5月15日。

変更後、令和元年9月19日から令和2年10月30日。

次に、資料によりご説明いたします。工期延長の理由についてでございますが、台風19号等の影響により、ため池内の放射性物質の分布の変化が想定されます。そのため底質除去の範囲について、再度調査を行う必要が生じたので、除去範囲の増加に対し適切に対応するため、工期延長の変更契約を行うものでございます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第30、議案第134号 工事請負契約の変更について（南迫ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第134号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、南迫ため池環境保全整備工事について、契約変更を行うものであります。

現在の工期は令和2年2月5日ですが、延長し、令和2年7月31日に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案により、ご説明いたします。

- 1、契約の目的、南迫ため池環境保全整備工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字請戸字南迫地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、9559万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額869万円）

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字牛渡字竹の花52番地、
双葉グリーン土木株式会社 代表取締役 室原泰仁。

- 6、工期、変更前、令和元年9月19日から令和2年2月5日。
変更後、令和元年9月19日から令和2年7月31日。

次に、資料によりご説明いたします。台風19号等の影響により、
ため池内の放射性物質の分布に変化が生じていることが想定されま
す。そのため底質除去の範囲について、再度調査を行う必要が生じ
ましたので、除去範囲の増加に対し適切に対応するため、工期延長
の変更契約を行うものでございます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第31、議案第135号 工事請負契約の変
更について（小和田ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第135号 工事請負契約の変更について、
ご説明いたします。

本案は、小和田ため池環境保全整備工事について、契約変更を行
うものであります。

現在の工期は令和2年3月27日ですが、延長し、令和2年7月31
日に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案により、ご説明いたします。

- 1、契約の目的、小和田ため池環境保全整備工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字両竹字小和田地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、1億4960万円（うち取引に係る消費税及び地方消
費税の額1360万円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字牛渡字北荒神13番地
1、酒井工業株式会社浪江営業所 浪江営業所長 但野佳弘。

- 6、工期、変更前、令和元年9月19日から令和2年3月27日。
変更後、令和元年9月19日から令和2年7月31日。

次に、資料によりご説明いたします。台風19号等の影響により、

ため池内の放射性物質の分布の変化が想定されます。そのため底質除去の範囲について、再度調査を行う必要が生じたので、除去範囲の増加に対し適切に対応するため、工期延長の変更契約を行うものでございます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第32、議案第136号 工事請負契約の変更について（橋梁災害復旧工事（満開橋））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第136号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、橋梁災害復旧工事（満開橋）について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は、5508万円ですが、172万1500円を増額し5680万1500円に、また、現在の工期は令和2年1月31日ですが、令和2年3月31日に変更するものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 続けてください。

○町長（吉田数博君） 訂正をさせていただきます。また、現在の工期は、令和2年1月31日ですが令和2年3月13日に変更するものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案により、ご説明いたします。

1、契約の目的、橋梁災害復旧工事（満開橋）。

2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字藪内地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前、5508万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額408万円）。

変更後、5680万1500円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額423万6500円）。

5、契約の相手方、双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、変更前、平成31年2月4日から令和2年1月31日。

変更後、平成31年2月4日から令和2年3月13日。

資料をご覧ください。工事の変更内容についてあります。まず、仮設工であります。河川敷内の工事用道路及び作業場所が台風19号の増水により冠水したため、想定以上の盛り土と仮設材、敷鉄板

が必要となったため、工期の変更、変更前が令和2年1月31日を変更後令和2年3月13日に変更します。台風19号の増水により冠水した仮設作業場所の仮設工事に日数を要するためであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第33、議案第137号 売買契約の締結について（災害公営住宅請戸地区）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第137号 売買契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、請戸地区に整備している災害公営住宅について、浪江町買取型災害公営住宅整備事業基本協定書に基づき、売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案によりご説明いたします。

1、契約の目的、浪江町買取型災害公営住宅整備事業（請戸地区）。

2、設置場所、浪江町大字請戸字北迫地内。

3、契約方法、随意契約公募型プロポーザル方式。

4、契約金額、6億2220万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額5656万3636円）。

5、契約の相手方、代表構成員、宮城県仙台市青葉区本町2丁目16の10、積水ハウス株式会社仙台シャーマン支店 支店長 伊藤一徳。グループ構成員、郡山市富久山町久保田字石鼻91の1、株式会社ミライト福島支店 支店長 佐々木充。浪江町大字権現堂字上続町18番2、双葉不動産建設株式会社 代表取締役 石田慎一。

6、引渡期限、議会の議決を得た日から令和2年7月22日。

資料1をご覧ください。緑色の部分が2LDK11戸、黄色が公営住宅3LDK15戸、赤色集会所1カ所。

資料2をご覧ください。2LDK、3LDKの間取り、外観イメージとなっております。

資料3につきましては、公募型プロポーザルの参加された業者の名称と審査結果について記載しております。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第34、議案第138号 売買契約の変更について（木材製品生産拠点生産機械設備購入）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第138号 売買契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、木材製品生産拠点生産機械設備購入について、契約金額の変更及び工期延長に伴う変更契約を行うものであります。

現在の契約金額は26億4283万200円ではありますが、26億8752万5500円に変更するものであります。

また、現在の契約工期は平成31年3月15日から令和2年1月31日ではありますが、令和3年3月31日まで延長するものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案第138号 売買契約の変更について。

1、契約の目的、木材製品生産拠点生産機械設備購入。

2、施工箇所、浪江町大字棚塩字赤坂地内。

3、契約の方法、制限付き一般競争入札。

4、契約金額、変更前、26億4283万200円（うち取引に係る消費税、地方消費税の額1億9576万5200円）

変更後、26億8752万5500円（うち取引に係る消費税、地方消費税の額2億4432万500円）。

5、契約の相手方、群馬県高崎市問屋町3丁目5番地7、巴産業株式会社 代表取締役 龍神圭一郎。

6、工期、変更前、平成31年3月15日から令和2年1月31日まで。

変更後、平成31年3月15日から令和3年3月31日まで。

資料1をご覧ください。契約額の変更につきまして、ご説明いたします。

まず1番目、購入物品の中で放射性物質対策機器を購入予定でございしますが、このうち1台は製材棟部門で使用するものでありまして、契約の後、製材部門については、企業立地補助金で整備されることになったものですから、これを当初契約から抜くことになりました。それで減額となりました。

もう一方といたしまして、消費税の改正によりまして、契約当時は8%ですが、納品時点では改正後の適応となる10%となりますので、その2%と両方足し引きで、全体としては増額となるものでございます。

資料2をご覧くださいますと、今回購入する機械の一覧表がございます。このところで下のほうに色をつけたところ、放射性物質対策機器3台だったところが2台という変更でございます。

また、資料1にお戻りいただきますと、契約の工期の変更につきましてご説明いたします。当初の工程では、契約後より生産機械設備の製造を進め、集成材等の建築工事と工程を調整しながら10月頃より建物内に設備を順次入れる予定でしたが、集成材等の建築工事に遅れが生じていることから、工期を変更するものであります。

その工程表について、資料3をご覧ください。本工事の当初の工程表を黄色、変更後のものを青色で記載しておりますが、今度は下から2段目の生産機械設備のところですが、その中の搬入設置のところをご覧ください。当初は、10月頃より建物内に順次搬入する予定でしたが、これを令和2年8月頃から搬入としております。議案第129号でもご説明申し上げましたように、高力ボルトのひっ迫により、集成材等の建築工事に遅れが生じていることもあり、本来納めるべき場所に物品を納めることができないことから、仮保管所に一旦搬入し、その後建築工事が整い次第、搬入する計画となるものであります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第35、議案第139号 土地の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第139号 土地の処分について、ご説明いたします。

本案は、福島県が施行する防災林造成事業に伴い、事業用地となる普通財産を処分するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） では、議案により、ご説明申し上げます。

1、処分の目的、防災林造成事業用地。

2、処分する土地、これは別紙をご覧ください。福島県双葉郡浪江町大字棚塩字南川原1番、雑種地89平米ほか50筆ございます。合計で、裏面一番下3万8788.33平米でございます。これらの土地は、マリンパークなみえの土地でございます。

議案本文にお戻りください。

3、処分予定価格、1億1207万2846円。

4、処分の方法、随意契約。

5、処分の相手方、福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地、福島県相双農林事務所長 大波恒昭氏でございます。

なお、資料として地図を添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第36、議案第140号 和解についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第140号 和解について、ご説明いたします。

本案は、福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償を求める調停の申立てについて、原子力損害賠償紛争解決センターから和解案の提示があったことから、同和解案に基づき相手方と和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 議案により、ご説明申し上げます。

1、和解する相手方の住所及び氏名、東京都千代田区内幸町一丁目1番3号、東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長小早川智明。

2、事件の概要、町は平成28年6月15日に請求した、町が所有する土地の価値の喪失または減少等に関する損害請求のうち、相手方が一部支払いに合意した額等控除すべき額を除いた額、及び申立てに係る代理人に要する費用を支払うよう、原子力損害賠償紛争解決センターに調停を求め、同センターから和解案の提示があったものである。

3、和解の内容、（1）相手方は町に対し損害賠償金20億3867万8335円の支払い義務を有する。

（2）相手方は町に対し、上記の金額から仮払金10億円を控除した、10億3867万8335円を支払う。

（3）本和解に関する手続き費用は、各自の負担とする。

続きまして、資料でございますが、資料1として和解案をおつけしてございます。

続きまして、資料2でございますが、内容を分析した資料でございます。ADR申立て額につきましては、合計が一番下でございますが、これは弁護士費用を除いた数字でございますが、115億8622万6304円でございます。和解案につきましては、20億2185万576

円でございます。

和解案の分析結果でございますが、一番下でございますが、主なものとしまして、平成29年9月13日の原子力損害賠償紛争審査会結果に基づき、利用阻害を損害として賠償額が算定されている。

2つ目は、利用阻害の割合は、町の行政財産使用料条例に基づき年3%で算定されている。ただし、帰還困難区域は100%で算定されている。

3つ目は、インフラや山林にかかる賠償は、平成30年1月17日に原陪審が示した取り扱いに基づき、使用利益が損なわれていないことから、原則として損害がないものとして算定されている。

続きまして、資料3でございますが、弁護士からの意見書をお付けしてございます。第1、結論のところに、結論がございますが、弁護士からは受諾はやむを得ない旨の意見をいただいているところでございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第37、議案第141号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第141号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億2891万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を443億2487万円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは主な補正内容につきまして、予算書事項別明細書により、ご説明申し上げます。

11ページをお開きください。まず、歳入でございます。款1町税、項1町民税、目1個人、補正額9000万円の増につきましては、税収の見込みの増による増でございます。以下同様に税収見込みの増でございますが、次の項2固定資産税3751万5000円の増、それから一番下、項4市町村たばこ税1800万円の増などがございます。

次に、12ページ、款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1億4393万1000円の増につきましては、主に請戸漁港漁具倉庫整備事業や町営住宅の家賃低廉化事業等の補助裏分等の増でございます。

次に、款13国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負

担金6250万円の増につきましては、農地及び農業施設、林道などにかかります台風19号被害の復旧事業分の増でございます。

次に、款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金5億2854万5000円の増につきましては、主に節1総務費国庫補助金につきましては、主に福島再生加速化交付金の増でございますが、家賃低廉化事業や水道施設整備事業に係る増でございます。

また、節2東日本大震災復興交付金につきましては、請戸漁港漁具倉庫整備事業に係る増でございます。

次に、13ページ、款14県支出金、項1県負担金、目6災害復旧費県負担金1212万9000円の増につきましては、台風19号被害での農機の修繕や再取得に対する補助金の増でございます。

次に、14ページ、項3委託金、目1総務費委託金1020万4000円の減につきましては、参議院議員通常選挙費の確定による減でございます。

次に、款15財産収入、項2財産売払収入、目2不動産売払収入、1億1207万2000円の増につきましては、県の防災林事業に伴う旧マリンパークなみえ用地の売払収入でございます。

次に、15ページ、款17繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金2億3000万円の減につきましては、町税の増、人件費の減等の一般財源の確保に伴う減でございます。

次に、目3東日本大震災復興交付金基金繰入金1億6068万9000円の増につきましては、請戸漁港漁具倉庫整備事業に係る増でございます。

次に、款19諸収入、項5雑入、目1雑入1億7532万5000円の増につきましては、次のページになりますが、主に節2弁償金の増でございます。原子力損害賠償金として、まずADR和解成立による平成22年度、平成23年度行政経費、また直接請求しております平成23年度、平成24年度の入湯税及び平成23年度たばこ税の賠償金の増でございます。

続きまして、17ページから歳出でございます。まず、議会費をはじめとしまして各科目におきまして、給料それから職員手当、共済費の補正がございますが、これらにつきましては、主に人事異動によります所属替え及び人事院勧告によります給与等の改正に伴う補正でございます。総額で申し上げます。給料は、7923万1000円の減、手当は5292万円の減、共済費は2365万2000円の減でございます。

以下、各科目とも同様の理由により、人件費の補正をさせていただきます。

18ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目3

財政管理費 1 億7889万2000円の増につきましては、下のページになりますが、主に節25積立金でございまして、浪江町行財政長期安定化基金へ積み立てるものでございます。これは東京電力からの賠償金を積み立てるものでございます。

次に、目 5 財産管理費 2 億5542万2000円の増につきましては、主に節25積立金の増でございまして、こちらは公営住宅の家賃低廉化事業の補助金及び補助裏分、また防災林事業の町有地売却分などを公共用施設維持基金へ積み立てるものでございます。

次に、目 7 企画費 4 億9834万7000円の増につきましては、次のページになりますが、主に節25積立金の増でございまして、請戸漁港漁具倉庫整備事業について、補助分を東日本大震災復興交付金基金へ積み立てる、また補助裏分を浪江町復旧復興基金へそれぞれ積み立てるものでございます。

続きまして、23ページをお開きください。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費1470万9000円の増につきましては、人件費の補正のほか、次のページになりますが、主に節20扶助費の増でございまして、医療費の増によります更生医療給付費の増及び障がい児給付費の過年度分請求に伴う増でございます。

続きまして、29ページをお開きください。款 4 衛生費、項 3 上水道費、目 1 上水道費4815万8000円の増につきましては、主に節19負担金補助金及び交付金の増でございまして、上水道事業補助金として加速化交付金で新たに交付決定が見込まれております苅野配水管布設工事また管網計算業務委託の棚塩産業団地への給水に伴う見直し分などによる増でございます。

続きまして、30ページ、款 6 農林水産業費、項 2 農業土木費、目 1 農地保全管理費 1 億324万円の減につきましては、堤上ため池環境保全工事について、台風19号の影響による水位上昇のため着手困難となり、翌年度以降施工することになったことによる減でございます。

続きまして、31ページ、項 3 林業費、目 1 林業振興費1617万2000円の減につきましては、年度別計画作成業務委託料の 2 工区分の増、現場管理業務委託料の町直営となったことによる減、森林整備等業務委託料の第 2 工区分の減などによるトータルで減となったものでございます。

次に、項 4 水産業費、目 1 水産振興費 2 億1425万3000円の増につきましては、主に節15工事請負費の増でございまして、漁具倉庫整備事業に係る増でございます。

続きまして、33ページでございしますが、款 8 土木費、項 2 道路橋

梁費、目3道路新設改良費1億5675万9000円の増につきましては、請戸漁港小高瀬迫線（5工区その2）、また大平山来福寺東線（2工区）、また一里壇大町線（3工区）の増によるものでございます。

34ページでございますが、項4都市計画費、目7スマートコミュニティ事業費1511万9000円の増につきましては、主に節15工事請負費の増でございます。一括受電システム工事におきまして、実施設計の結果、本庁舎の受電設備の交換の必要性が生じたことによる補正増でございます。

続きまして、38ページでございますが、款11災害復旧費、項2農林水産業施設災害復旧費、目1農業用施設等災害復旧費1億1212万9000円の増につきましては、節15工事請負費につきましては、台風19号による立野地区の農地及び水路の復旧工事に係る増、並びに節19負担金補助及び交付金につきましては、台風19号による農家の農業用施設の被害の復旧に係る補助金の増によるものでございます。

次に、6ページへお戻りください。第2表は、継続費の補正でございます。最初の表は変更でございます。款8土木費、項4都市計画費、事業名、スマートコミュニティ事業、一括受電設備工事につきましては、実施設計の結果、受電設備の交換の必要性が生じたことによる総額と年割額の変更でございます。

また、款11災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、事業名、災害復旧事業満開橋につきましては、台風19号の影響によりまして仮設工事が増額になったことによる総額と年割額の変更でございます。

次の表でございますが、継続費の追加でございます。款6農林水産業費、項4水産業費、事業名、漁具倉庫施設整備工事建築から、次のページの4つ目、款8土木費、項4都市計画費、事業名、スマートコミュニティ事業一括受電設備工事管理業務委託の7事業につきましては、事業計画上その施工に複数年を要するため、記載のとおり新たに継続費として総額及び年割額を定めるものでございます。

次の表でございますが、継続費の廃止でございます。款6農林水産業費、項2農業土木費、事業名、堤上ため池環境保全整備工事につきましては、台風19号の影響によりまして、水位上昇等のため今年度の着手が困難となったことにより一旦廃止するものでございます。

8ページをご覧ください。第3表は、繰越明許費の追加でございます。款6農林水産業費、項3林業費、事業名、ふくしま森林再生事業につきましては、同意取得等に時間を要したことなどから、年

年度内事業完了が見込めなくなりましたので、次年度へ繰り越すものでございます。

款8土木費、項5住宅費、事業名、請戸住宅団地測量等事業につきましては、受託者の台風被害により、年度内の事業完了が見込めなくなったことによる次年度への繰り越しでございます。

款11災害復旧費、項2農林水産業施設災害復旧費、事業名、農業用施設等災害復旧事業につきましては、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰り越すものでございます。

説明は、以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第38、議案第142号 令和元年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第142号 令和元年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を39億4068万6000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、議案第142号 補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

事項別明細書によりご説明いたします。6ページをお開きください。款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金47万7000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出について、ご説明申し上げます。7ページをご覧ください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費47万7000円を減額するものでございます。これは、人件費等の見直し分77万7000円を減額、国保被保険者に対する通知等の通信運搬費30万円を増額するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第39、議案第143号 令和元年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第143号 令和元年度浪江町国民健康保険

直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3045万6000円を減額し、予算総額を3億3259万4000円とするものであります。

詳細については、浪江診療所事務長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） それでは、議案第143号 特別会計補正予算（第2号）について、事項別明細書により、ご説明いたします。

6ページをお開きください。まず、歳入につきましては、款1診療収入、項1外来収入、目2浪江診療所収入140万円の増は、一部負担金収入の増額見込みによるものであります。

次に、款2使用料及び手数料、項1手数料、目2浪江診療所手数料285万円の増は、文書料の増額見込みによるものです。

次に、款3県支出金、項1県補助金3470万6000円の減額は、事業執行見込みによるものです。

次に、歳出について、ご説明いたします。7ページをご覧ください。款1総務費、項1施設管理費、目1仮設津島診療所管理費943万1000円の減額につきましては、人件費の見直しによる給与等の819万1000円の減額。節13委託料、医師委託料等124万円の減額によるものです。

次に、目2浪江診療所管理費242万5000円の減額は、主に人件費の見直しによる給与等の180万5000円の減額。8ページの節13委託料、自動車運転委託料144万円の減額、節14使用料及び賃借料タクシー借上料72万円の増額によるものです。

最後に、予備費につきましては、財源調整により1860万円を減額しております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第40、議案第144号 令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第144号 令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、47万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億2116万2000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明をいたします。

6ページをお開きください。まずはじめに、歳入予算についてですが、款5繰入金、項1繰入金、目2基金繰入金、節1浪江町公共下水道事業基金繰入金47万8000円の増は、人件費及び浪江浄化センターの維持管理にかかる増額となります。

次のページをご覧ください。歳出予算についてですが、款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務管理費、節3職員手当等38万円の減、同じく節4共済費4万1000円の減。

また、目3下水道維持管理費、節3職員手当等23万9000円の増、同じく節4の共済費1万円の減については、人件費にかかる増減となります。

また、同じく節11需用費の67万円の増については、浪江浄化センターの電気使用量の増加に伴う補正となります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第41、議案第145号 令和元年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第145号 令和元年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1216万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5852万5000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明をいたします。

6ページをお開きください。はじめに、歳入予算についてですが、款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金1216万6000円は、前年度決算に伴う増額となります。

次のページをご覧ください。歳出予算についてですが、款1農業集落排水事業費、項1農業集落排水事業費、目1農業集落排水総務管理費20万6000円は、人件費に係る増額とあります。

また、款3予備費、項1予備費、目1予備費1196万円については、昨年度事業の確定に伴う増額であります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第42、議案第146号 令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第146号 令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億5345万7000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 歳入歳出補正予算書事項別明細書の6ページをお開きください。

歳入について、ご説明いたします。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1万4000円の増は、今回の歳出、款2保険給付費の補正による居宅サービスと施設サービスの国庫、県費の負担割合の違いによる差額分でございます。

次に、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目7介護保険事業費補助金15万7000円の増は、介護報酬改定等に伴うシステム改修に対する補助でございます。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金1万4000円の減は、先ほどこで説明しました負担割合の違いによる差額分でございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目5その他一般会計繰入金9万7000円の減は、今回の歳出、款1総務費の補正減に伴う一般会計繰入金の減額でございます。

次に、7ページに移りまして、款9諸収入、項1雑入、目1雑入4万7000円の増は、介護認定審査会負担金の平成30年度負担金の精算による双葉地方広域市町村圏組合からの返納金でございます。

8ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費9万7000円の減は、人事異動及び人事院勧告による人件費の補正でございます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費590万円の減は、居宅介護サービス中、通所介護また短期入所生活介護サービス利用者が当初積算見込みより少ないことによるものでございます。

次に、目7特例居宅介護サービス給付費410万円の増は、訪問介護及び特例短期入所生活介護・基準該当サービス利用者が当初積算

見込みから増加していることによるものでございます。

次に、9ページに移りまして、項2介護予防サービス等諸費、目6特例居宅介護予防サービス給付費90万円の増は、介護予防特例短期入所生活介護・基準該当サービス利用者が当初積算見込みから増加していることによるものでございます。

項3高額サービス等費、目1高額サービス費40万円の増。項5特定入所者介護サービス費、目2特定入所者介護予防サービス費50万円の増は、いずれも今後の支出見込みによる増額でございます。

10ページにつきましては、款6予備費20万4000円の増は、歳入歳出調整でございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第43、議案第147号 令和元年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第147号 令和元年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

本案は、収益的支出で980万7000円の増額をするものであります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、説明書により、ご説明をいたします。

6ページをお開きください。収益的支出であります。款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費129万9000円の減は、人事異動に伴う給与支給対象者の変更による減額と、取水場に係る動力費の増額であります。

目2配水及び給水費797万円の増は、人事異動に伴う給与対象者の変更による減額と、水道台帳更新委託料及び配水管修繕費の増額であります。目4総係費で113万6000円の増は、人事院勧告による給与等と水道メーター検針委託料等の増額であります。

目6資産減耗費で200万円の増は、請戸地区の一部配水管廃止に伴う資産減耗費の増額であります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

◎延会について

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

質疑については、18日に行うこととし、本日の会議は、これで延

会したいと思います。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、本日は、これで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 本日はこれで延会します。

（午前11時44分）

令和元年12月13日（金曜日）	委員会
令和元年12月14日（土曜日）	休日
令和元年12月15日（日曜日）	休日
令和元年12月16日（月曜日）	委員会・全員協議会
令和元年12月17日（火曜日）	休会

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和元年浪江町議会 1 2 月定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和元年 1 2 月 1 8 日 (水曜日) 午前 9 時開議

- | | | |
|---------|-------------|--|
| 日程第 1 | | 議案第 1 0 8 号訂正の件 |
| 日程第 2 | 承認第 9 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年台風19号による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について) |
| 日程第 3 | 承認第 1 0 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度浪江町一般会計補正予算
(第 4 号)) |
| 日程第 4 | 議案第 1 0 8 号 | 浪江町会計年度任用職員の給与及び費用
弁償に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 1 0 9 号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改
正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 1 1 0 号 | 東日本大震災等による被災者に対する令
和 2 年度の町税の減免に関する条例の制
定について |
| 日程第 7 | 議案第 1 1 1 号 | 浪江町交流・情報発信拠点施設の設置及
び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 1 1 2 号 | 一般職の任期付職員の採用等に関する条
例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 1 1 3 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び
費用弁償に関する条例の一部改正につ
いて |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 1 4 号 | 町長等の諸給与支給に関する条例の一部
改正について |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 1 5 号 | 職員の給与に関する条例の一部改正につ
いて |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 1 6 号 | 浪江町保育所条例の一部改正について |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 1 7 号 | 浪江町水道事業給水条例の一部改正につ
いて |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 1 8 号 | 浪江町児童館設置条例の廃止について |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 1 9 号 | 浪江町児童館使用料徴収条例の廃止につ |

		いて
日程第 1 6	議案第 1 2 0 号	浪江町立幼稚園条例の廃止について
日程第 1 7	議案第 1 2 1 号	浪江町立幼稚園の授業料等に関する条例の廃止について
日程第 1 8	議案第 1 2 2 号	浪江町過疎地域自立促進計画の策定について
日程第 1 9	議案第 1 2 3 号	工事請負契約の締結について（浪江町南産業団地造成工事）
日程第 2 0	議案第 1 2 4 号	工事請負契約の締結について（浪江町交流・情報発信拠点施設外構工事）
日程第 2 1	議案第 1 2 5 号	工事請負契約の締結について（町道請戸漁港小高瀬姐線道路盛土工事（4 工区））
日程第 2 2	議案第 1 2 6 号	工事請負契約の締結について（町道誇戸漁港小高瀬姐線道路改築工事（5 工区①））
日程第 2 3	議案第 1 2 7 号	工事請負契約の締結について（国道 1 1 4 号公共下水道管渠移設工事（第 2 工区））
日程第 2 4	議案第 1 2 8 号	工事請負契約の変更について（浪江町交流・情報発信拠点施設敷地造成工事）
日程第 2 5	議案第 1 2 9 号	工事請負契約の変更について（木材製品生産拠点施設建築工事）
日程第 2 6	議案第 1 3 0 号	工事請負契約の変更について（古堤ため池環境保全整備工事）
日程第 2 7	議案第 1 3 1 号	工事請負契約の変更について（目倉沢ため池環境保全整備工事）
日程第 2 8	議案第 1 3 2 号	工事請負契約の変更について（関ノ倉ため池環境保全整備工事）
日程第 2 9	議案第 1 3 3 号	工事請負契約の変更について（丈六ため池環境保全整備工事）
日程第 3 0	議案第 1 3 4 号	工事請負契約の変更について（南姐ため池環境保全整備工事）
日程第 3 1	議案第 1 3 5 号	工事請負契約の変更について（小和田ため池環境保全整備工事）
日程第 3 2	議案第 1 3 6 号	工事請負契約の変更について（橋梁災害復旧工事（満開橋））
日程第 3 3	議案第 1 3 7 号	売買契約の締結について（災害公営住宅請戸地区）

- 日程第 3 4 議案第 1 3 8 号 売買契約の変更について（木材製品生産
拠点生産機械設備購入）
- 日程第 3 5 議案第 1 3 9 号 土地の処分について
- 日程第 3 6 議案第 1 4 0 号 和解について
- 日程第 3 7 議案第 1 4 1 号 令和五年度浪江町一般会計補正予算（第
5号）
- 日程第 3 8 議案第 1 4 2 号 令和元年度浪江町国民健康保険事業特別
会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 9 議案第 1 4 3 号 令和元年度浪江町国民健康保険直営診療
施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 0 議案第 1 4 4 号 令和元年度浪江町公共下水道事業特別会
計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 1 議案第 1 4 5 号 令和元年度浪江町農業集落排水事業特別
会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 2 議案第 1 4 6 号 令和元年度浪江町介護保険事業特別会計
補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 3 議案第 1 4 7 号 令和元年度浪江町水道事業会計補正予算
（第 3 号）

出席議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	佐々木恵寿君
5番	半谷正夫君	6番	紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	平本佳司君
9番	山崎博文君	10番	渡邊泰彦君
11番	松田孝司君	12番	山本幸一郎君
13番	泉田重章君	14番	紺野榮重君
15番	佐藤文子君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	小林弘典君	教育長	笠井淳一君
総務課長	安倍靖君	企画財政課長	西健一君
二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長	横山秀樹君	産業振興課長	清水中君
農林水産課長兼農 業委員会事務局長	清水佳宗君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	柴野一志君
会計管理者 兼出納室長	佐藤祐一君	住民課長	中野隆幸君
健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君	介護福祉課長	木村順一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田厚志	主任主査兼係長	志賀美樹
------	------	---------	------

書

記

鎌 田 典 太 朗

◎開議の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)

◎議事日程の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第108号訂正の件

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第1、議案第108号訂正の件を議題といたします。町長から訂正理由の説明を求めます。
町長。

- 町長（吉田数博君） おはようございます。議案第108号 浪江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての事件の訂正請求についてご説明いたします。12月10日提出いたしました浪江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての事件において議案の一部に誤りがあったため事件の訂正を請求するものであります。

訂正の内容につきましては、総務課長より説明をさせます。誠に申し訳ありませんでした。

- 議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

- 総務課長（安倍 靖君） それではご説明申し上げます。正誤表をご覧いただきたいと思っております。訂正の内容といたしましては、正誤表の1行目第11条第2項こちらは宿日直手当に関する規定でございます。

それから、最後の行が第25条第2項こちらは1時間あたりの報酬額の算出方法に関する規定でございますが、これらの条例の中に他の条例又は同じ条例内の他の条文を引用する規定があり、その引用先の条番号に誤りがあったため訂正するものでございます。国から示されました準則等に基づき当町の条例として調整する際引用する条文の条番号のズレが生じたまま調整してしまったためでございます。訂正してお詫び申し上げますとともに、今後より慎重に議案の調整に努め、再発防止に努めてまいりたいと考えております。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第108号訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第108号訂正の件を許可することに決定しました。

◎承認第9号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年台風19号による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 資料第2条の（2）、2ページ、住宅又は家財の損害については10分の3となっておりますが、この条例では工場又は設備等の損害を受けた人も便利いと、その場合の減免は対象になるのかならないのかということが一つです。

それから、同じく第2条の（3）農作物の被害に対する減免についても書かれておりますが、農作物の被害の状況を把握することが前提だと思いますが、状況を承知しておりましたら、ご説明をいただきたいということです。

それから、所得区分ごとの対象者はここに、その上でというのは被害が分かったと、その場合のここに示されてる所得区分ごとの対象者はどれだけになるのかお尋ねしたいと思えます。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

（午前 9時06分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 9時07分）

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。まずは1点目の家財関係のご質問でございましたが、この専決させていただいたものにつきましては個人の町民税ということになってございますので、法人等については該当しないということになります。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 農作物に関する被害の実態について把

握しているところについてお答えいたします。町内ではエゴマや花卉、果樹、野菜などが被害を受けておりまして、それらを合計するとおよそ1000とんで90万円ほどの被害と把握しております。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 所得の区分ごとの対象者を把握しているかということでございますが、まさに今現在電話等で対象者の方に通知などを送りながらやっているような状況でございますので、現時点ではまだ把握といえますか、区分ごとの対象者の数というのは持ち合わせてございません。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 1点目についてなのですが、法人は該当しないと。この条文からいうとそういうことになるということだと思いません。その上で別に工場や設備を持つてる人達は全て法人とは限らないわけですよ。個人における機械設備工場等の損害被害を受けた人は減免の対象になるのかどうなのかということです。お答えください。

それから、農作物については現時点で把握してるものは三つの作物で90万円だということですから、再開農家絶対数が少ないということもありますが、現に被害を受けた方がいるということなので、引き続き調査をして減免対象になる人は減免措置をするとそういう対応が求められると思いますが、町の対応についてお尋ねをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。設備等について個人もあるのではないかということのご質問でございますが、設備の関係になりますと、固定資産税の減価償却の部分になってまいりますので、そちらで減免の対象になってくるということになると思います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 農作物関係の被害についてでございますが、こちらで把握してるのは90万円ではなくて1090万円でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。町の対応。

農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 引き続き調査したいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 現時点で把握しているもので結構ですので、大

体先ほど言われた3つの作物のそれぞれの被害額がわかりましたら、お答えをいただきたいと思います。それらあと工場または設備の被害については減価償却の時点で損害への算定が行われるということですが、そうするとあくまでもそれは減価償却計算上の扱いであって今回のその減免条例との関係ではこの条文に当てはめてこういう減免をするという取り扱いは考えていないということですか、分かりますか。要するに、台風豪雨被害による減免と、それから税金申告時における減価償却の計算上の損害というか被害というか、その取り扱いは次元が違うのでしょうかということを聞いてるんです。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） あくまで農業者本人からの申告ということになります。エゴマで600万円、花卉で330万円、果樹で70万円、野菜で90万円と把握しております。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。まず今回の条例の中身は個人の町民税という形になりまして、その中身は家財という部分になりますので、あくまで議員おっしゃったように減価償却の部分についてはこれとは別なものと考えています。

○議長（佐々木恵寿君） 他に質疑ありませんか。
8番、平本佳司君。

○8番（平本佳司君） 平本です。よろしく申し上げます。2点ほど確認の意味でお尋ね申し上げます。まず第1点目は条例の文言を見てみますと、第1条の中で令和元年の3行目でございますが、令和元年10月12日以降の納期限に到来するものは免除するという形になっております。これは全納された方、当たり前かもしれませんが、全納された方は対象をどのようにしていくのかということと、当然還付されるのかと思いますが、確認の意味でお尋ねしたいと思います。それと同時にもう1点は、これ対象者、今確認中も含めて精査しているということですが、これのは今後例えば改めてその対象者が増えた場合も含めて申し出期限も含めて期限はあるのかどうか追加でできるのかどうかも含めて確認したいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） まずは1点目の全納した場合どうなのかというご質問になりますが、こちらの中身としましては10月12日以降の納期限の到来するものということで書いてございます。例えばですが、町民税の普通徴収ですと6月、8月、10月、12月と4期になりますが、10月12日以降となりますので、3期、4期目が該当いた

します。あとは特別徴収がございまして10月以降、来年5月までここが対象となつてまいります。その中で全納された場合につきましては、普通徴収が全納が可能になりますが、こちらは還付ということで対象者については考えてございます。それから期限でございしますが、これは申請をいただきましてという形になりますが、令和2年3月31日までの受付ということでさせていただいております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年台風19号による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第9号は、承認することに決定しました。

◎承認第10号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 11月19日の全員協議会で佐藤副町長が成田市など見舞金を支給したという説明があったと思うんですが、今回の補正で、専決で見舞金支給した歳出の取り扱いはどこに計上されているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。成田市の見舞金については台風19号以前の台風15号に係る部分でありまして、今回の補正ではなくて予備費対応措置でしてございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度浪江町一般会計補正予算（第4号））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第10号は、承認することに決定しました。

◎議案第108号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第108号 浪江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第108号 浪江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第108号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第109号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第109号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第109号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第109号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第110号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第110号 東日本大震災等による被災者に対する令和2年度の町税の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 110号については昨年につき住民税固定資産税の課税強化の条例の一部改正法案であります。端的にお尋ねいたします。住民税については今回の課税基準が減免基準と言ったほうがいいね。これまでの400万円以下から300万円以下になりましたそのことによって課税対象が2255人、増減でいうと859人、ざっくりいうと約1000人の町民が課税強化の対象になると、同じく固定資産税については去年までは課税率は50%ということでしたが、今年は75%ということによって課税額は1億3214万円、前年の倍額です。いずれにしてもご承知の状況の下でこれだけ課税対象が増えると、課税が強化されるということになるわけですが、町長の率直な受けとめ方をお聞かせいただきたいのですが、町民の生活の現状、帰還の現状から考えて、今新たに課税を強化するそういう環境にあるとお考えになりますか、お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、町長。

○町長（吉田数博君） 今回の減免条例の制定についてのお質しでございます。町長の受けとめ方というご質問でございますが、平成31年3月の定例会において一般質問の中で質疑をいただきました。そのときにお答えした思いと変わっておりませんので、それを引用させていただきます。昨年の議事録のコピーをお持ちしましたので朗読をさせていただきます。

平成31年度においては、普通交付税や臨時財政対策債などの一般財源が大幅な増額を望めない。引き続き厳しい財政状況でございます。

す。一方で町おこしを図るために町独自の施策を展開するために、財源確保が非常に大事になってまいります。ただ現在の町の状況の中で固定資産税を初め各種税金について町民の理解をいただけるかどうか大変苦慮いたしておりました。このような中で次の3点を基本として協議を進めてまいりました。まず一つが数少ない自主財源であること。そして二つ目が行政の財政健全化を図りながら行政サービスを低下させることのないように継続をする必要があること。3番目が発災以来、税金が減免をされてまいりましたのが、こういった中で納税意識の醸成が必要ではないかということ。以上の事柄を考慮しながらまた近隣市町村の動向を加味しながら総合的に判断を行い云々とございます。そういった中でその基本的な考え方は変わっておりません。ただし質疑の中で心の痛むような懇談会でのやり取りもございました。その思いで平成31年3月定例会でのやり取りの中でご指摘をいただいたことも十分承知しております。その中で印象的な案件で今回の討論の中で今後の税の取扱いについては白紙であることから、計画性のない条例を理解することは想定できないとございましたので、そのご指摘をいただいたものですから、今回全員協議会において令和2年度の課税の考え方と同時に、令和3年度以降の方向性考え方をお示ししたところでございます。そういった中で非常に町民の方々にとってはそれぞれかと思いますが、非常に厳しく受け止めているのが当然だと思います。しかしながら、近隣町村の情勢あるいはこれからの町の有り様を考える時にやむを得ないという判断をしたところでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） こういう状況で課税を強化するということについては心が痛むと、しかしやむを得ないということ提案者である町長の思いを語られたわけですが、ただ町の財政が厳しいと、厳しい財政状況だと、町の財政健全化のためにも自主財源である町税を強化せざるを得ないという答弁だと思うのです。それは、町長の立場はそうでしょう、少なくともある意味で私たち議会は、町民に選ばれた代表であります。そういう立場からいうと、町の財政は厳しいということとは、とりもなおさず町民の生活が厳しいということでしょう。ここで人々の生活の成り立ちについてあれこれ詳しく話すつもりはありませんが、例えば、昔々集落ができた、ここに集落ができて、ここに集落ができて、その後集落が集まって村ができた、何を言いたいかということ、まず人々の生活がそこにあったということです。とするならば、今の状況で課税を強化することが、

率直にいうと町民にどれだけ受け入れられるんだろうかと町民の思いと本当に課税強化というのは重なるんだろうかということを私は町長に問うたわけです。今一度、町の財政が厳しいということは、町民の懐も厳しいとそういう認識はおありですか。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、町長。

○町長（吉田数博君） 馬場議員のおっしゃることも一部理解をいたします。そういった中で今まで町のこしの観点で、町をこれから引き継いでいこう子供、孫達に責任があるということで、町のこしを合言葉に進めておりました。これからは持続可能な町をつくっていくという段階にそろそろ移りつつあるんだろうと思います。やはりこのままで人口が復興ビジョンに基づいた数字、推移していくかというとなかなか難しいものもあるだろうと思います。

そういった中で課税等は避けて通れないものだと思いますし、また町の我々の責任として、持続可能な町を形成していくために今の状況の責任は国、東電にあるわけですから、やはり国、東電に対して持続可能な町を形成するための政策展開、あるいは協議がこれから非常に大事になってくると思っておりますので、その辺をしっかりと取り組んで、今も取り組んでおりますが、しっかりとやっていくそのことが我々の務めだと思いますし、また町民の方々の思いと一緒にすることについてはそれぞれ考え方があろうかと思っております。そういった中でそのうちの方にとって一番大事なのは故郷である浪江町が消滅しないといったことが大きいウエートを占めると私は思っておりますので、もちろん痛みは伴いますが、やはり浪江町民であったことが後々よかったと言える町を残していきたいそんな思いで今回の条例をお願いしたということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 最後ですので、担当課長に率直にお尋ねいたします。今年度の事業加速、いわゆる税法上の稼働期間、事業期間というのはまだ終わっていないです。改めていうまでもなく、来年3月に申告するということですから、今年度所得状況についてどうだということは把握できないでしょ。それを前提にしてなんですが、担当課長として町民の生活実態において所得が向上していると、生活環境が向上している。事業環境が改善され向上している。したがって、来年課税強化するとそういう状況にあるとお考えですか、それともそうではないという問題を抱えてるというお考えですか、率直にお尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○**住民課長（中野隆幸君）** お答え申し上げます。所得の関係でございますが、議員おっしゃるとおり、まだ把握されていない部分もございますが、大変厳しい状況でございますが、先ほど町長からもありましたように、町のこしの部分ですとかそういう部分が大切になってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○**議長（佐々木恵寿君）** 7番、佐々木勇治君。

○**7番（佐々木勇治君）** 一つだけお伺いします。今年度は住民税所得金額400万円以下の方に対して全額減免していましたが、令和2年度は300万円以下の方に対して全額減免しようとしています。300万円の根拠をお伺いします。

○**議長（佐々木恵寿君）** 住民課長。

○**住民課長（中野隆幸君）** お答え申し上げます。まずこの金額につきましては、当初東日本大震災ということで1000万円以下の方についての基準というのが1年間ございました。その中で各近隣の町村もそうなんです、浪江町においても段階的な課税ということでお願いしていくということになりまして、その中で納税意識の醸成という部分もございますので、段階的に下げさせていただいているというのが根拠と言いますか、理由としてございます。

○**議長（佐々木恵寿君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（佐々木恵寿君）** 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

○**議長（佐々木恵寿君）** 6番、紺野則夫君。

○**6番（紺野則夫君）** この減免条例についてでございますが、私は現行の減免条例についても3月定例会において反対の立場を明確にいたしました。

今定例会に提出されている次年度の税条例改正案は町民と町との絆を引き裂く増税減免案であるということはいうまでもありません。ほとんどの商品は経済的不安を抱えながらの生活であり、生きることが精一杯の現状であります。

こういう状況下での住民税の課税免除額300万円に所得額を一方的に引き下げる減免条例案は決して看過できるものではありません。3月定例会でも申し上げましたが町民不在の調整であると断言せざるを得ません。

また、固定資産税については4分の1課税から2分の1課税の改正案であります。原発事故により資産価値が低下し、その利活用も図れないままの土地建物であることを理解した上での条例改正なのか甚だ疑問であります。

私は、前にも述べましたがこの不条理な状況を招いた国が当然財政負担をすべきものであり、町民が負うべき時期は帰還困難区域がなくなり、税の公平性が保たれた時点いわゆる全町帰還宣言がなされた後であると考えております。これからの生活が当然正念場であり、現在の生活を維持することが精一杯の町民に対し、安易に国からの指導であることを理由に税の負担を求めることがあってはなりません。現行の減免条例を踏襲し、町民の心を和らげ明日につながる町政であってほしいものであります。町のこしは当然大切ではありますが、人のこしこそが最も大切であると私は考えております。

したがって、一方的なこの条例改正案を求めることはできないことを申し上げ反対討論といたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に賛成の方の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第110号 東日本大震災等による被災者に対する令和2年度の町税の減免に関する条例の制定についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第110号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第111号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第111号 浪江町交流・情報発信拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第111号 浪江町交流・情報発信拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第111号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第112号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第112号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第112号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第112号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第113号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第113号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第113号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第113号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第114号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第114号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第114号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第114号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第115号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第115号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第115号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第115号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第116号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第116号 浪江町保育所条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第116号 浪江町保育所条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員あります。

よって、議案第116号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第117号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第117号 浪江町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第117号 浪江町水道事業給水条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第117号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第118号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、議案第118号 浪江町児童館設置条例の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第118号 浪江町児童館設置条例の廃止についてを採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第118号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第119号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第119号 浪江町児童館使用料徴収条例の廃止についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第119号 浪江町児童館使用料徴収条例の廃止についてを採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第119号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第120号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第120号 浪江町立幼稚園条例の廃止についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第120号 浪江町立幼稚園条例の廃止についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第120号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第121号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第121号 浪江町立幼稚園の授業料等に関する条例の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第121号 浪江町立幼稚園の授業料等に関する条例の廃止についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第121号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第122号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、議案第122号 浪江町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 現状認識についてであります。それぞれの分野について書かれてありますが、例えば11ページの作業の進行について、36ページの医療の確保の問題、41ページの集落の整備について現状認識についてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため暫時休議します。

（午前 9時52分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 9時54分）

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） この計画を作らなければならなくなった背景でございますが、本町は平成27年の国勢調査におきまして現住人口がゼロとなっております。それらを踏まえて平成29年4月1日より過疎地域となっております。これまで復興財源等で事業を進めてまいりましたが、今後は復興財源の対象とならない通常の行政運営としては取り扱われる事業が発生してまいる状況となっております。これらを踏まえまして、過疎計画を策定したものでございますが、その中で現状等について各分野にわたって記載をしてございます。それらについて今考えられる自宅について列記していたものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番よろしいですか。
質問あれば挙手してください。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

（午前 9時55分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 9時59分）

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 再度同じようなお答えになってしまうかわからないのですが、今議員からご指摘がありました産業の振興、さらには36ページにもあります、医療の確保でさらに41ページにございます。

集落の整備等々につきまして先ほど申し上げたとおり、今考えられると申しますか、今後必要となる整備に関して今回記載をさせていただいたところでございます。当然何年かごとに見直し等々がございますので、そこで追加なりのことに関しましては今後さらに現状把握しながら内容についてさらに追加するなりの対応してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） これだけ立派な計画書をつくって提出するわけだから、その前提として現状認識があるはずですよ、それは。今お二人からお答えありましたけど、私の質問に全く答えていない。現状認識がなくてこれこういう計画、絵空事なんですか、土台があってその上に建物ができるわけでしょ。土台部分を私は聞いているの。

理事者がこれだけ立派な計画を出して議会に提案してその背景にあるもの。土台にあるものはなんですかと聞かれて2017年の人口ゼロでした。ちょっと答弁がないよね、これは。佐藤副町長もそうなんだが、言っている意味が分からないのか、質問の意味が分からないのか、それとも現状認識を把握してないのかどっちなんですか。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） まだ、お答えになっているかどうか分からないのですが、各項目に関しましてこちらに記載のとおり、例えば11ページの産業振興であれば現状認識と捉えています、その中身として現況と問題点を記載させていただいております。末尾と言いますか、各項目の末尾に今後考えられる事業を記載したところでございます。この計画の中では現状認識としましては、各項目ごとの最初に上げてありますとおり、現況と問題点を現状の認識と捉えて記載をさせていただいたところでございます。

[何事か呼ぶ者あり]

○副町長（佐藤良樹君） そうしますと、それぞれ中身につきまして、今の3項目について申し上げたように、その現状と問題点を読み上げるような形になってしまいますが、その形で簡潔に…。

[何事か呼ぶ者あり]

○副町長（佐藤良樹君） かなり長くなりますが、これ全部読み上げてよろしいでしょうか。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

(午前10時05分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午前10時06分)

○議長（佐々木恵寿君） ここで10時20分まで休憩します。

(午前10時06分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午前10時20分)

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 産業の現状認識といたしまして、まず

農業についてお答えいたします。

避難指示解除前から各地で実証栽培を行っておりまして、その後順次面積を拡大しておりますが、元々浪江町内の農地というのは困難区域も含めて3000haありました。そこから見ると、ただいま農家の皆さんが汗をかいて頑張っているんですが、まだまだ少ないという現状でございます。さらには、長期の避難によって水路等の機能が低下しておりますので、これからどんどんと営農再開を進めていきたいと思っておりますが、多くの課題が山積していると認識しております。

次に、林業でございますが、全町避難ということによって森林の荒廃というものがかなり進行してしまいました。さらに、森林については、環境省の除染が行われていないという現状があります。そのため当然ながら森林内の放射線量は高く、多くの材が売り物にならない、出荷できないという状況になっております。

次に、水産業についてでございますが、請戸漁港は津波により壊滅的な被害を受けました。その後の交付金等の事業により、大分復旧の見通しが見えてまいりました。以前であれば常磐ものというブランドによって請戸で水揚げされたものが高値で取り引きされていたということをお聞きしております。そういったもののブランドの復活というものを頑張りたいと思っておりますが、ただ、いまだに風評の被害も大きいと思っております。海水ではなくて内水面についても、以前であれば鮭孵化場というものの事業をやっておりましたが、今回の被害により孵化事業が継続することができませんでしたので、鮭の遡上数というものがかなり減ってきております。これを復活するためにもさまざまな課題があるものと思っております。

そして、さらにはこれらの産業について、担い手の高齢化という課題もあると思っております。若い担い手をどうやって引き込めるかということも課題であると認識しております。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 産業振興課といたしましては、かいつまんでいえば13ページから16ページでございますが、我々のやっている仕事をまたここで紹介するというような形ではございますが、大前提となることは、本町は双葉郡の中心的な商業の町であったにもかかわらず、全町避難を強いられて1000もの事業所が浪江町にはあったわけでございますが、それが一時ゼロになったと。今140いくつ復活してきておりますが、今年目標は150、160と目標を立ててやっているわけでございますが、その中でも皆さんおっしゃるのは、失われた商圈、従業員の不足、物流の問題、こういったさまざま

まな問題がございます。そういった問題を解決するために再開事業補助金であったり、事業再開支援策を講じているわけでございます。そして、その起爆剤として特産物を道の駅で売っていくと、そこでは農作物、花卉、漁具、それから伝統産業、大堀相馬焼、お酒そういったものを売っていくという拠点にしたいということでやっているわけでございます。

同時に、企業誘致も4つの工業団地を足がかりに企業誘致を図っていくわけでございます。しかしながら、そういった中でも今町民の生活に直接必要である小売店が全く充足しているわけではありません。それにはさまざまな支援制度を活用しながら、そういった皆さんの支援をしていく。それには商業者の団体である商工会、各種団体と連携を図る必要があるわけでございますが、その辺において苦心している点もあります。

また、同時に浪江町においては、再生可能エネルギーというものを活用していくという大前提のもと、今アドバイザー会議などを開いて、浪江町の資源である太陽、そして水素、水、風力そういったものを組み合わせた再生可能エネルギーの町をつくる、再生エネルギーを使う、まちづくりへつなげる、将来へつなげる4つの基本方針に基づき、再エネも進めているわけでございます。さまざまな問題点ではありますが、今ある各種補助金、支援制度も永遠に続くわけございませんので、そういったものの動向を見ながら、過疎債の支援なども必要とあればそういったものも導入して、まだ至らない点を取り組んでいきたいということでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 医療の現状についてご説明いたします。

原発事故以前には民間の医療機関、病院1カ所、診療所13カ所、歯科診療所8カ所ございました。しかし、現在町営の浪江診療所と民間の歯科診療所2カ所のみでございます。そして、診療所は現在常勤医師1名と応援医師5名で運営しておりますが、医師等はいずれも単年度の委託契約であり、安定的な医師確保となってございません。安定的な医師確保を図ることが課題となっております。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 41ページの集落の整備について、現状認識をお答え申し上げます。

現在多くの町民が県内外で長期の避難生活を強いられている状況でございまして、従前の地域コミュニティーは崩壊し、地域情報の共有や伝統文化の継承活動など従前の自治活動が困難な状況になっ

てございます。地域コミュニティーの維持や住民自治活動の困難な状況は続くものと想定されますので、集落の再構築には長期的な努力が必要になってくると認識しているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 現状認識については、私も全く同じです。そういう現状を、今回の過疎地域自立計画だけで打開できるとは思いませんが、町の幹部がそろって浪江町の現状認識を深めて、どう打開して、以前の自治を、以前のコミュニティーを、以前のにぎわいをどう回復するのかという方向を目指して頑張っているということについては、今の答弁からも見えてきたと思います。

その上で、この計画書の43ページから45ページにわたって、それぞれの分野の過疎自立計画に該当するような事業を列挙されております。これが全て浪江町に導入されるのかというと、それはそうではないかもしれませんが、今後のこの計画は来年4月1日から向こう1年間令和3年3月31日までの計画です。多分その後もこういう計画が引き続き策定され、自立したまちづくり、安定継続できるまちづくりを目指すのだと思います。

その上でなのですが、43ページから示されている自立促進特別事業についてただ項目を羅列しただけなのか、そうではなくて今後のまちづくりのためにこういう取り組み、こういう事業が必要だという考えで提起、提示されたのか。もし、後者だとすると、しからばそれぞれの事業展開のために、どれだけの事業費がかかるのだと。第何期になるのかわからないが、今回示された令和3年3月31日までの促進特別事業からいうと、どれくらいの事業規模になるのかということも検討されていると私は思うのですが、お答えいただきたいと思います。

これで3回目だからあと質問できないので、ちゃんとした答弁をお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 43ページから45ページまでの事業につきましては、本文中にあります各事業のうちソフト事業分について、ソフト事業の事を特別事業と過疎計画上は呼びますが、ソフト事業分を抽出して後ろにまとめたものでございます。これは、町として実施していくべき事業と考えて掲載しているものでございます。

事業費につきましては、それぞれ各年度に予算化して実施してまいりたいと考えておりますが、ただいまお答えできるような数字は持っておりません。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第122号 浪江町過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第122号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第123号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第19、議案第123号 工事請負契約の締結について（浪江町南産業団地造成工事）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） 議案第123号についてお尋ねいたします。
まず、確認なのですが、今回の公共事業発注は議案第123号議案資料1の右下に書いてあるように、伐採工から給水工までの工事だと、要するに伐採工について言えば、私の調べた範囲では南産業団地はほとんど森林になっているわけですが45.2ha、そのうち伐採はここに書いてあるように23.3haということなのかということです。
それから、2つ目にはこの議案資料によれば、今回は色染めになっている1・2工区の発注だと。資料の右上に示されている3工区は第2回目の発注だという計画だと思いますが、第2回目の発注はいつ頃になるのかということについて、まずお尋ねをしたいと思います。

- 議長（佐々木恵寿君） 答弁者、産業振興課長。

- 産業振興課長（清水 中君） 質問にお答えいたします。

伐採工といたしましては、南産業団地全体の中での今回工事する部分の伐採工の面積でございますので、23.3ha程度の伐採となります。

次に、第2回目の発注につきましては、まず今回の工事する部分の企業誘致を早急に進め、その企業誘致の状況によって次の工区の発注を進めていきたいと思っておりますので、今のところはっきりとここで申し上げられる段階ではございません。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 森林伐採も含めて、ここに書いてある3工区の今後の計画については、未定だというお答えだと思います。ホームページ等で見ましたらば、全体計画の団地造成ということでホームページに載っております。県のホームページも同じです。貸付面積については19haだということですから、3工区も含めた団地造成が前提になっているのではないかと思います。前提になっているのか、なっていないのかということをお聞きします。

それから、入札の経過についてお尋ねいたします。一般質問でもお尋ねしましたが、JVの応札は1社のみということでした。これまでもJVの1社のみということではあったのかという私の質問に対しては、なみえ創成小中学校の契約案件について、以前1社のみ応札ということでしたということです。このことに関係してお尋ねしたいのですが、入札参加申込はいつから受け付けたのでしょうか。別な聞き方をすれば、入札の公示はいつでしたかと。ついでに、入札の執行日はいつだったのかということについてもお尋ねをいたします。

それから、3工区については未定だということですが、町長、これ町のホームページにも、県のホームページにも載っているのですが、南産業工業団地は全体造成の計画があると一般的には見ております。見ておりますというのは、今言ったように町も県も行っている広報ではそういうことになっているということです。3工区について、本当に未定だということはこの事業をスルーするのかということですが、町長の考えはどうなのだと。もし3工区も発注することになると、今回はこれ出ているからだけでも、3工区の事業費は一体どれくらいになるのだという全体の構想についても、我々議会としては承知しておく必要があると思います。お答えをいただきたいと思います。

その上で、これもまた昔話になるが、時代は違うし、置かれている立場も違うからだが、叶町長時代も南産業工業団地の造成計画はあったのです。官・産・民、いわゆる三位一体であそこを開発して、大学等の誘致を図りたいと。ただし、企業についてはオーダーメイド方式だと、莫大な投資をするのだから立地するとそういうマッチングがなければ開発造成はしないと。全体の計画はあったが、オーダーメイド方式をやっていたのです。今は違うということは明らかです。

その上で、既に3つ産業団地がほぼ完成しておりますが、南産業団地の企業立地の計画について、今ほど課長の答弁では企業立地を

図っていききたいと、企業誘致を促進していききたいという答弁でした。しかし、全体計画があるとするならば、いくら復興事業による団地造成を行うということであっても、後々の負担は浪江町が背負うと、浪江町が背負うということは町民が背負うと、それこそ浪江町の自立継続発展のためには、バランスある事業展開をすべきだと一般質問でも行いました。町長も私の今の見通しはあまいという質問に対して、いやあまくはないと、バランスだという答弁をされました。バランスといえ、全くそのとおり。そこで、これだけの大規模産業団地造成をするわけだから、バランスがとれるのかどうかということです。その見通しはどのようなのですか。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） お答えいたします。

第3工区の取り扱いについて、今後どう図らうのかということだと思います。その中で、今課長が答弁したように、第1工区、第2工区についてしっかりと企業誘致を図ると。その成果を見ながらということの答弁をさせていただきました。そのことについて、今後とも復興創生期間の延長10年間もございますので、その中でどのように交付金等の交付がどの程度あるのか、まだはっきりと姿が見えておりません。復興創生期間が10年間延長するということは、ほぼ確定だと思いますが、その中身を精査しながら、また第1工区、第2工区の企業誘致の状況を鑑みて、しっかり対応を図ってまいりたい。今、馬場議員がおっしゃったように、この第3工区が塩漬けになるような土地になるべきではないというのは、当然のことです。しっかりと精査をしながら適切に対応してまいりたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 今の町長の答弁は議事録に残るわけですから、塩漬けにならないようにということを取り組んでいききたいという答弁でした。ただ、2回目の質問で答弁がないのは、全体計画があるのではないかと、これについてどうなのだという質問に答弁がなかったもので、誰が答えるかわからないがはっきり答えください。

最後の質問です。問題は、これだけの大規模事業で、結果1社のみ入札だったと、そこに町民の批判と関心の目が向けられていると。正直、私の一般質問の後翌日電話がきました。タクティクスに対しても内部情報があったようですが、このことについて調べるべきでないかということについては、副町長が官製談合ではないと。したがって、調べるつもりもないということでスルーしたわけだが、議会あるいは議員として、今回の問題を若干整理して質問したいと

思うのですが、これだけの規模の公共事業発注において1社のみ入札ということ避けるべきだと、ではどうするのだと、再入札をするということを検討すべきでないかということなのです。

それらこれらも含めて、ここで全てやるわけにはいかないのです、今回の案件にはたくさんの方が問題が凝縮されています。したがって、今後の対策として、入札改善のあり方を検討していく必要があると。例えば、入札監視委員会を設置して、こういう問題あるいは大規模発注については適正な公共事業の発注のマニュアル、あるいはその後の点検確認、監視とかそういうこともやっていくべきだと。公共事業発注の今後の入札改善において非常に重要な問題提起をした案件だと思います。今後の対策について、町はどう考えているかお尋ねをしたいと思います。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

まず、第3工区につきましては、南産業団地全体でホームページ等にも掲載しておりますので、第3工区をやるということは前提ではありますが、金額が大きい、それから塩漬けになることを避けるということで分割して発注する、状況を見て発注していくことが適当と考えたわけで、このようにしたわけですが、その残ったところはこれから実施設計を進める状況にならないとわからないのですが、10億円から20億円ぐらいにはなると思います。

発注の時期について、はっきりとここではお話できない段階であるという答弁でございました。

○議長（佐々木恵寿君） 副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 入札の執行についてでございますが、一般質問でもご指摘をいただきましたとおり、公平性・透明性・信頼性の担保については、常に心がけるべきところでございます。ただ、現状予算の確保でありますとか、工期の問題など非常に限られた条件のもと現在も執行してございます。今後におきましても、各課から上がりました内申書をもとに指名委員会におきまして、どのような入札とすべきか等々につきまして十分協議検討の上、引き続き適正な入札執行に努めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 言葉では検討するという副町長の答弁でしたが、

具体的な改善について提案しましたけれども、それについては何ら正面から答えていないと、これまでのやり方を踏襲するということがありありと伝わってきたわけだが、それではまずいというのが今回の入札結果だと。私は、内容を調べてから何もありませんでしたというのであれば、これを踏襲するというのも一案だと思いますが、これだけ重大問題、大きな問題になっているのに、適切に適正に行われたと、今後も適切な執行をしていくというだけでは、反省の姿勢が見られないと。これでは、町民にとっては不安と疑問と不審が残る契約案件だということを指摘して、そしてさらに改めて今回の入札発注の問題を教訓に、大胆な公共事業発注の見直しをすべきだと。国の予算で事業展開するから、流れに任せるということでは、行政改革にはなっていないと。文字どおり町民の立場での行政改革が求められているということも強く指摘をして、反対の討論にいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第123号 工事請負契約の締結について（浪江町南産業団地造成工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第123号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第124号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、議案第124号 工事請負契約の締結について（浪江町交流・情報発信拠点施設外構工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第124号 工事請負契約の締結について（浪江町交流・情報発信拠点施設外構工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第124号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第125号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、議案第125号 工事請負契約の締結について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路盛土工事（4工区））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第125号 工事請負契約の締結について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路盛土工事（4工区））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第125号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第126号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第22、議案第126号 工事請負契約の締結について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（5工区①））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第126号 工事請負契約の締結について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（5工区①））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第126号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第127号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第23、議案第127号 工事請負契約の締結について（国道114号公共下水道管渠移設工事（第2工区））を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第127号 工事請負契約の締結について（国道114号公共下水道管渠移設工事（第2工区））を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第127号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第128号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第24、議案第128号 工事請負契約の変更について（浪江町交流・情報発信拠点施設敷地造成工事）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
16番、馬場績君。
- 16番（馬場 績君） 議案第128号の議案資料に契約変更の理由が書かれております。1つは、環境省の家屋解体が遅れているために延期するということです。環境省の家屋解体はいつ頃まで終わるのかということが1つ。
それから、2つ目の当初は土量を購入する予定だったが、福島県や農政局の工事が出た残土を流用すると書かれてありますが、これほどこの現場から、どれだけの土量を搬入するということになるのかどうか。
- 議長（佐々木恵寿君） 答弁、産業振興課長。
- 産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。
まず、第1点の解体工事につきましては、今年度の3月頃まで解

体はかかると聞いております。

次に、土量の流用でございますが、まずは114号線の道路部分の工事、それから掃部関頭首工こういったところの土を4000立米から5000立米流用したものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 購入土量の減についてはわかりました。

環境省の家屋解体は、今年度の3月頃までかかる予定だということですが、今回変更案件で出された工期には、来年の3月27日までなのです。そうすると、家屋解体が完了していないのではないかと予想されるわけですが、家屋解体の完了時期と、工期については問題ないのかということなのです。変更理由との関係で工期は問題ないのかと。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、解体が遅れているのは、中にある荷物とか何かそういったものを移動できないでいるお家が、新しいお家ができないで移動できないでいるというような状況もございまして、今ご覧のとおり残っているところがありますが、そういったところを早急に処理し、何とか解体も早めて工期内に進めるように努力してまいりたいと思っている段階でございますので、今のところ努力してやっております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第128号 工事請負契約の変更について（浪江町交流・情報発信拠点施設敷地造成工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第128号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第129号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第25、議案第129号 工事請負契約の変更について（木材製品生産拠点施設建築工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 契約変更案件であります。約1億4000万円の増額になる案件であります。それで、変更理由書なのですが、これによると仮保管場所をつくる必要があるということです。倉庫を約4200平米のものをつくるということですが、この工事費についてはいくらぐらいになるのでしょうか。

それから、この変更理由をそのまま読めば、集成材等の生産設備が完成すれば、その倉庫は不要になると考えるわけですが、この倉庫にいくらかかるのかわかりません。だから、いくらぐらいかかるのですかということ聞いたのですが、仮倉庫だからその後不要になれば解体処分するということなのではないでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 今回の変更につきましては、仮保管が必要となるということにつきまして、物品の機械の契約と建物の契約を同時に着工したわけですが、建物が強力ボルトの不足などの理由により完成が遅れましたので、機械が先にできてしまうという関係で仮保管庫をつくるというよりは、仮保管を近隣でしてもらうという保管料でございます。

したがって、倉庫をつくるわけではありませんので、解体はございません。貸倉庫に入れておくということでございます。仮保管には、3500万円程度かかっております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第129号 工事請負契約の変更について（木材製品生産拠点施設建築工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第129号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第130号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第26、議案第130号 工事請負契約の変

更について（古堤ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 5点ほど質問させていただきます。

議案第130号から議案第135号までは、今回ため池工事の工期の変更のみで、金額の変更はないわけなのですが、内容を見てみますと、どうも金額の変更も今後上程されるのかなと思いましたが、そこで、今後の金額の変更が出てくるのかどうかということを確認します。

2点目は、今後調査によっても金額がアップするというようなことになれば、多分農水省の福島再生加速化交付金の利用なのかなと思っているのですが、その辺の増加した分の手当てというのは、担保されているのかどうかということが2点目。

3点目は、ため池工事で今まで除染が多分2カ所完了しているのかなと私は認識があるのですが、上野原、加倉かなと思っているのですが、その辺は今回の台風の影響で線量の数値がどうなっているのかなというのを調査しているのかどうかということが3点目。

4点目は、さらに線量がもしその部分が上がっているのであれば、再除染をする必要があるのかなと思うので、その辺の計画はどんなふうを考えているのかということが4点目。

5点目は、今後こういったため池を除染をすると、これは農業用水に使うということなのですが、ダムと違って取水口が多分底のほうにため池の場合はくるのかなと私は考えているので、その辺の土砂の調査が、今後とも監視が必要なのかと思っているのですが、その辺の定期的な調査というのは考えているのかということで、一応5点お願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） まず、今後金額の変更があるのかということですが、今回施工中の箇所を大雨が降った後に底質の放射性物質の濃度を調査いたしました。そうしたら、一旦施工したところが、かなり上がっておりました。となりますと、当然ながら基準である8000Bq以下に再度施工する必要が出てきてしまいます。ただ、では変更数量がいくらなのかということまでは、まだ把握しきれれておりません。なので、今回金額の変更というものを提示できなかったわけですが、間違いなく再施工ということになれば、これまで予定していた工期内では間に合わないことがはっきりしておりますので、今回まずは工期を延ばしたいということで、上程させていただきました。

金額が増えたことによる交付金のことについてでございますが、これは農政局と相談させていただきたいと思っております。ここであまり楽観的なことをいうのもまずいかもしいかもしれませんが、相談に応じていただけるのかなと期待しております。

既に終わっている2カ所についてはどうだということでございますが、調査しておりません。

今後の再除染についてですが、今回このような大雨によって少なくとも施工中のところの放射性物質の濃度が高くなったという事実は把握しております。今後、同じような降り方が当然予想されます。そうなってしまうと、目標としている基準をオーバーすることは容易に想像できます。そういったことで、数値が上がれば再度除染をしたいということで、農政局とは相談したいと思っております。

定期的に調査するかということでございますが、調査についても、こう言うのは何ですが、かなりの費用がかかります。池の底に早い話が潜って泥を採取するわけですので、定期的というよりは今回のような事案が発生したときに調査するようになるのかなと、今の段階では考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 今課長のお話はよく理解できました。

今回、金額が変更になるということが予測されるというお答えでした。それは、これから調査をしながら農水省と交渉しながら町の負担がないようにということで、前向きな回答をいただいたのですが、一つ疑問が少しあって、果たしてこういった台風の被害によって線量が上がるということが必然性になっているのか。それとも、ため池除染の基本設計という施工編を見ると、4つの工法が書いてあるのです。固定反転工法と掘削浚渫工法、汚泥工法、それと吸着除去工法と4つの例があるのです。これから、こういった自然災害が当然増えてきて、農業用水に使うものに関しては今言ったように8000Bq以下ということがもう決まっていますので、こういった工法によってこの辺を解除できることができるのかどうか。または、あくまでも周りの環境をきっちり除染しないと、ずっと永久的にこういったことが起きてくるのかということになるかと思うのです。仮に、永久的に起きてくるのであれば、せつかくため池を除染しても永久的にこういったことが起きて、永久的に再除染して、結局使えないということにも考えられるかと思うので、結局その工法をもう1回見直して、この金額がどっと上がったとしても最終的にはそのほうがランニング的には安いのかなと思うので、そこら辺の工法のやり方も今後検討なされればいいのかと思うのですが、考え方を

お聞かせ願います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） まず、農業用水としての水の利用についてでございますが、大雨直後のような泥水、濁った水でなければ、通常は水にそういったセシウムとかいうのは多くは含まれません。ただ、ゼロではありませんが、多くは含まれません。

今回のため池の底の除染の工法によって、もっと永続的な工法があるのかというおただしでございますが、個人的な考えも多々含まれるようになってしまいますが、そもそもセシウムがどこから来たのかというところもあると思います。1つは同じため池の中で急に水が入ってきたのでかく拌されたということも考えられますが、ただ多くは上流から来たものでないかと想像しております。上流には山林があります。山林はいまだに除染の目処がついておりません。そういうことで、山林からセシウムが流れ出ることを効果的に対策しないと、これはずっと続いてしまうことなのではないかなとは思っております。その辺も含めて、農政局とは相談したいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 今課長がお答えしたとおり、農水省がつくっているため池放射性物質対策の基本方針の中にも環境省でやる部分があるのだと、農水省でやる部分があるのだと確かにうたっています。今言ったようにため池除染というのは、一体何のためにやっているのだということが基本に出てくるわけなのです。その辺なので、原因が今課長が言ったとおりになっているのであれば、ここは連携してそういうことが起きないように環境省の森林除染、ため池と両方が、両輪がうまくいかないと、なかなか解決できないと思うので、その辺今後ゆっくり話し合いをしながら、慎重にやっていただきたいと思うのですが、お答えをお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議員おただしのほかに林野庁も含めてじっくりと相談したいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 他に質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 関連した質問になりますが、以前ため池浚渫工事の議案上程のときだったと思うのだが、大雨のときにはため池に汚染された水やあるいは土砂が流入すると、せっかくため池の浚渫工事をやるのだから、その対策としてあのときどういう言葉を使ったかは今正確に覚えてはいないのだが、1つは、ため池に入る前に

遊水地なら遊水池で一旦受けてため池に土砂流入あるいはため池が汚染されるというようなことのないような対策が必要ではないかというお尋ねをしたことがあるのですが、改めて今回工事費がいくら増えるかわからないという案件ではありますが、絶対必要な工事だと思います。やることには何ら異論はないわけだが、今後のことも考えれば、今10番議員も指摘されましたが、災害等の発生が十分予想されるということであれば、それを見越した対策をとると。そのためにも、遊水地のような受け皿をつくるということが必要ではないかと思いますが、こういうことを続けていったのでは10番議員が言うようにもう繰り返しこういう事業が必要になってくると思うのです。もちろんため池は大きいわけですから、周囲から流入するということもあると思うのだが、今回の契約変更は、金額、工期の変更だけではなくて、工事内容についても十分県や農林水産省、環境省と協議して、最善の策を講じるべきだと考えているのですが、その辺はどのように考えていますか、お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 東北農政局でも今回の大雨を受けて、浪江町内ではないのですが、よそのため池を調査していると聞き及んでおります。その結果により、また当方からもこういう状況ですということをお伝えして、当然ながら農水省でどういった方法が適切なのかということを考えるものと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 町の対応について、考え方はそれでいいと思うのだが、東北農政局で何とか工法を考えるだろうという答弁なのだが、それは何らかの工法は必要です。だけれども、実際被害を被った自治体として町の考えを東北農政局だけでいいのかどうかは内部で検討してもらいたいが、直接関係する東北農政局に町長の名前で最善の策を今町が考えられる対案を要望として出すべきではないかと考えますが、担当課長並びに町長の考えをお聞きたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 農林水産省としてもこういった事案は当然わかっておりますので、要望書まで必要なのか、それとももつとその前の段階で十分なのか、それは検討したいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第130号 工事請負契約の変更について（古堤ため池環境保全整備工事）を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第130号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第131号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第27、議案第131号 工事請負契約の変更について（目倉沢ため池環境保全整備工事）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第131号 工事請負契約の変更について（目倉沢ため池環境保全整備工事）を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第131号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第132号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第28、議案第132号 工事請負契約の変更について（関ノ倉ため池環境保全整備工事）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第132号 工事請負契約の変更について（関ノ倉ため池環境保全整備工事）を採決します。
採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第132号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第133号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第29、議案第133号 工事請負契約の変更について（丈六ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第133号 工事請負契約の変更について（丈六ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第133号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第134号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第30、議案第134号 工事請負契約の変更について（南迫ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第134号 工事請負契約の変更について（南迫ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第134号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第135号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第31、議案第135号 工事請負契約の変更について（小和田ため池環境保全整備工事）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第135号 工事請負契約の変更について（小和田ため池環境保全整備工事）を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（佐々木恵寿君） 起立多全員であります。
よって、議案第135号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第136号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第32、議案第136号 工事請負契約の変更について（橋梁災害復旧工事（満開橋））を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第136号 工事請負契約の変更について（橋梁災害復旧工事（満開橋））を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第136号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第137号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第33、議案第137号 売買契約の締結について（災害公営住宅請戸地区）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） プロポーザル方式による発注ですが、今回の災害公営住宅の利用見込みというか売買見込みというか、公営住宅2LDK、3LDKは公営の住宅として建設するのが2LDK、この緑色の部分、3LDK15戸公営住宅。従来、請戸団地についてはアンケートもとって売買するという対応してきたと思うのですが、いよいよ本決まりというか着工に入ることになっているのですが、売買については変更ないということなのかというのが第1点。

それから、売買価格については、どれくらいになるのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 今回の災害公営住宅請戸地区につきましては、今回契約相手方の積水ハウスを代表とする事業者に住宅を26戸建てていただいたものを町が買い取るという契約であります。個々に販売するというものではありませんので、よろしくお願ひします。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 町が買い取ると、プロポーザル方式というから結論はそうだと思うのだが、この部分について請戸住民に売り渡しするという部分は含まれていないということですね。しからば、請戸住民に対する売り渡しの計画については、この請戸団地造成でいうとどこの部分で、何戸ぐらいで、それはいつから始まるのかということについても関連してお尋ねしておきます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 資料1をご覧ください。緑と黄色に着色した箇所が今回の26戸で、そのうち着色していない宅地という区画が16区画あります。これが、分譲予定地でありまして、来年の春から夏にかけて売買をしていきたいと考えております。募集につきましては、年明け2月くらいから考えております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第137号 売買契約の締結について（災害公営住宅

請戸地区)を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(佐々木恵寿君) 起立全員であります。

よって、議案第137号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第138号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木恵寿君) 日程第34、議案第138号 売買契約の変更に
ついて(木材製品生産拠点生産機械設備購入)を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番(馬場 績君) 資料1の変更理由についてですが、1つは放射性物質対策機器の変更というのが1つです。それから、2つ目の黒丸で消費税額の変更ということが載っております。間違いなく消費税は10月1日から10%に引き上げられたわけですが、ただここに書いてあるように8%から10%に改正されたから、消費税額を変更すると。しかし、これは既に契約済みの物件ではないのかと。以前に契約していたものについては、以前の税率で取引されるというのが一般的なルールではないかと思うのですが、なぜ変更になるのか。納期が遅れるという説明もありましたが、物品指定して金額も指定して、要するに契約行為に基づく取引なわけだから、なぜ10%になるのかということについて私は疑問を持ったのですが、お答えいただきたいと思います。

○議長(佐々木恵寿君) 産業振興課長。

○産業振興課長(清水 中君) 今回の消費税改正で工事等と物品の購入で多少違う部分もあるようでございますが、今回納品する時期が10月1日以降になったために物品の場合には10%になるというのが取り決めだと聞いております。納品が、消費税改正適用の10月1日以降になるためでございます。

○議長(佐々木恵寿君) 16番、馬場績君。

○16番(馬場 績君) 答弁になっていないと思うのだが、10月1日から確かに10%になりました。それはそれでそのとおりだからわかります。

その上で、平成31年3月15日に契約して、契約の終期は令和2年1月31日までとはなっておりますが、契約時点で8%だったのだから、物品を特定して、その時点で契約したのだから、その後増税になったからということで2%分追加支払いという契約は不自然では

ないのかと。そんなことをいったらたくさんあると思います。引き上がる前に契約していた、ある意味では10月1日から消費税が増税になるということも当然広報されていたわけですので、その時点で結んだ契約がなぜそのまま履行されないのかという全く単純な疑問、単純な質問です。

○議長（佐々木恵寿君） 副町長。

○副町長（小林弘典君） 再質問にお答えいたします。

法を運用している国の取り扱いにおきましては、令和元年10月1日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等であっても、10月1日以後に行われる譲渡であれば、新消費税法が適用されるとされておりますので、今回10%の適用とさせていただいております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

1番、大浦泰夫君。

○1番（大浦泰夫君） 今回の案件の関連で申し訳ないのですが、対策機器を1台減にしたと、これは企業立地補助金からの措置だと。1台減にしたにも関わらず、当然消費税の絡みもあるのですが、これだけ金額が上がっていると。であれば、企業立地補助金を拒否することはできなかったのでしょうか。これは、必ず企業立地補助金から措置されたものに関しては、受け入れをしなければいけないのか。逆に受け入れたことによって、増額しているというのは納得できないのですが。その説明を必要願いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 木材製材拠点におきましては、集成材棟と製材棟がございまして、この2つを当初55.2億円でまかなうべきでございましたが、55.2億円でまかなえないということで、製材棟を企業立地補助金と事業者の折半でまかなうことになったために、3台のうち1台をそちらの製材棟に移すということになりました。それは、3つこちらで買おうとしても、製材棟で使う機械なものですから、あちらの部分で企業立地補助金で対応するということになるわけでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 1番、大浦泰夫君。

○1番（大浦泰夫君） 再度質問いたします。

この契約で、当初契約の段階で3台購入する予定をして多分こういった設計をしたのかなと。ですから、今の説明からしますと、後でそういう話が来たことによって変更したという形であれば、では当初の設計はどうだったのだということになりますが、その辺をもう少し理解できるような説明願いたいと思います。

- 議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（清水 中君） 55.2億円で足りなかった部分につきまして、企業立地補助金、その他事業者が出すということが確定したのが、もう夏の頃になってからでございましたので、昨年度の契約の段階においては、これを全てこちらで買うという予定でございましたが、企業立地補助金それから事業者負担が確定した後に、1つをそちらで買うことに変更したわけでございます。
- 議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第138号 売買契約の変更について（木材製品生産拠点生産機械設備購入）を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。
よって、議案第138号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第139号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第35、議案第139号 土地の処分についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第139号 土地の処分についてを採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第139号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第140号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第36、議案第140号 和解についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第140号 和解についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第140号は、原案のとおり可決されました。

◎延会について

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、本日は、これで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 本日はこれで延会します。

（午前11時49分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

令和元年浪江町議会 1 2 月定例会

議 事 日 程 (第 4 号)

令和元年 1 2 月 1 9 日 (木曜日) 午前 9 時開議

- | | | |
|---------|-------------------------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1 4 1 号 | 令和元年度浪江町一般会計補正予算 (第 5 号) |
| 日程第 2 | 議案第 1 4 2 号 | 令和元年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 3 | 議案第 1 4 3 号 | 令和元年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 4 | 議案第 1 4 4 号 | 令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 5 | 議案第 1 4 5 号 | 令和元年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 6 | 議案第 1 4 6 号 | 令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 7 | 議案第 1 4 7 号 | 令和元年度浪江町水道事業会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 8 | 請願・陳情審査報告 | |
| | 陳情第 1 号 | 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める陳情について |
| 日程第 9 | 発委第 2 号 | 浪江町議会政治倫理条例の一部改正について |
| 日程第 1 0 | 発委第 3 号 | 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 1 | 発議第 3 号 | 看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書(案) |
| 日程第 1 2 | 発議第 4 号 | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案) |
| 日程第 1 3 | 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について | |

出席議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	佐々木恵寿君
5番	半谷正夫君	6番	紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	平本佳司君
9番	山崎博文君	10番	渡邊泰彦君
11番	松田孝司君	12番	山本幸一郎君
13番	泉田重章君	14番	紺野榮重君
15番	佐藤文子君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	小林弘典君	教育長	笠井淳一君
総務課長	安倍靖君	企画財政課長	西健一君
二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長	横山秀樹君	産業振興課長	清水中君
農林水産課長兼農 業委員会事務局長	清水佳宗君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	柴野一志君
会計管理者 兼出納室長	佐藤祐一君	住民課長	中野隆幸君
健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君	介護福祉課長	木村順一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田厚志	主任主査兼係長	志賀美樹
------	------	---------	------

書

記

鎌 田 典 太 朗

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第141号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、議案第141号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） おはようございます。12月議会最後の議案質疑であります。よろしく願いいたします。

11ページなのですが、町税の補正が計上されております。補正額9000万円、補正後の町税年間合計で4億4000万円になっていますが、今回の補正に関してです。今年度の最終見込みはいくらになるのでしょうか。

それから、2つ目、固定資産税で補正後の固定資産税が2億円ということですが、来年度課税見直しについて説明がありましたが、来年度の試算では来年度50%課税の税収は1億3200万円です。したがって、来年度課税計画との関係から見れば、今年度の固定資産税補正後の金額が2億円、来年度の増税による固定資産税課税強化による税収は1億3200万円、整合性がない。来年度課税の見込みとの関係で、補正後2億円というのはいかが算出されたのかと、その根拠について説明をいただきたい。

それから、13ページであります。災害復旧県負担金1212万9000円計上されて、予算提案の説明では台風19号による被害、それから農機具修繕などという説明がありましたが、農機具修繕の対象は個人のものでしょうか。具体的に農機具修繕に何件で、どれくらいの予算を見込んでいるのか、今回の予算の内訳についてご説明をいただきたい。

それから、最後29ページです。款4衛生費、項3上水道費で4815万8000円の補正増が計上されております。財源内訳では、国・県か

ら4600万円、それから一般財源で210万円ということですが、説明を聞く限り苅野水道という説明もありましたが、棚塩団地整備にかかわる事業補助という説明でした。産業団地整備事業費については、どの予算を使うかということもかかわってくるのかもしれないが、なぜ一般財源に負担があるのかと。一般財源持ち出しのない事業は見込めなかったのかということについて、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） ご質問にお答え申し上げます。

11ページ、歳入の町税の関係でございますが、まず1点目の町民税のご質問でございますが、見込額ということのご質問でしたが、見込額につきましては、今回9000万円ほど補正させていただいております、計で3億2020万円ということで、税収の見込みによる増ということで考えております。ただ、修正申告等も今後ある可能性がございますので、多少変動があるものと考えております。

次に、固定資産税のご質問ございましたが、今回補正後2億20万円ということになりますが、この中身としましては、土地それから家屋と償却資産が入ってきますので、整合性はとれているものとなります。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 農業に関する災害復旧関係のことにお答えいたします。

農機具に対して個人のものかどうかということでございますが、個人のものが対象となっております。件数については、1件でございます。農機具に関する今のところの金額といたしましては1100万円余りを計上しております。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 財源内訳の一般財源の部分でございますが、今回産業団地にかかるもの全てということではなくて、今回の補正につきましては、産業団地にかかる町内の水道水の供給について苅野系統についての接続が今回の補正の対象であります。それで、内容につきましては、水道の負担分についてまず国庫補助で補填されるもの、また、特別交付税で補填されるものでありまして、そのうちの特別交付税で補填されるものについて、一般財源になるものであります。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 住民税のところは11ページからの件について再質問いたします。

整合性はあるというのは今年度の最終見込みあるいは来年度課税対象の幅が広がるという点でも整合性があるという答弁と受け止めました。来年度税収見込みの問題は別にして、今回の補正というのは今年度の町税の見込みということで計上したと受け止めました。再度そういう考えで計上されたのかということ、その点についてはとりあえずそのことを再質問いたします。

それから、固定資産税についてですが、これはわかりませんでした。今回3750万円の補正増で、年間で2億20万円ということです。このことについて、しからは我々議会に資料をもって説明された来年度固定資産税の税率アップによる年間収入の予定は1億3200万円だという説明がありました。これは一般質問でもやりました。昨日もやりました。その上で、今回補正で最終見込みで2億円というのは、単純計算で来年度の収支予算と大幅に違うのではないかと、どちらかが違っていると。今回の補正の積算に問題がないということであれば、議会に示した来年度の税率アップによる税収見込みの積算が違うのではないかとという疑念を持たざるを得ないということです。そのことについてお答えをいただきたいと思います。

それから、13ページの災害復旧に伴う県負担金で、対象は農機具だと、個人の分で1件にかかる農機具修繕1100万円、私も百姓をやっていました、もちろん私は大型農機具は持っていませんが、一般的には農機具1件の修繕で1100万円というのは考えられないのです。もう少し詳しく答弁を求めたいと思います。

それから、29ページの上水道の財源構成で、一般財源持ち出しの分について、荻野系に係る接続の分で、その分については町単だという答弁だったのでしょう。改めて、整理をしてお答えいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 再質問にお答え申し上げます。

まず1点目の住民税の関係でございますが、議員おっしゃるとおり今年度の見込みということで計上させていただいております。

次に、固定資産税でございますが、説明不足で申し訳ありませんでしたが、まず土地、家屋につきましては、前に全協でお示した影響額の資料③の部分で申し上げますと、土地、家屋については1億3200万円ほどになるということで、ご説明をさせていただきました。今年度につきましては、土地、家屋については6600万円ほどでございます。これを差し引いた部分が償却資産の部分になってまいりますので、合わせて2億円ほどということで計上させていただいておりますので、しっかり整合性をとった形で上げさせていただい

ております。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 先ほど1件と申しましたのは、農機具1台ということではなくて、農家1戸でそれだけの金額になったということでございます。具体的には、農機具等の修繕や再取得が8台、それ以外にボイラー等の修繕等が含まれております。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、財源内訳について、改めてご説明させていただきます。苅野配水管布設工事及び配水関係等に伴う管網計算という委託がございまして、そちらの国庫補助が3分の2であります、その3分の2の残りの補助残の30分の1が特別交付税で交付されますので、そちらについての金額の計上であります。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 先ほどの発言を訂正させていただきます。農機具等8台と申し上げましたが、7台でございました。もう一つについては、パイプハウスでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 税収についてはわかりました。

農機具の修繕にかかわる予算ですが、農機具修繕ではなくて再取得という答弁でした。提案説明ということですから、それは今の答弁で理解はできますが、意味内容からすると全く違っていると、修繕ではなくて再取得ということは、新しい農機具を買うということですよ。ということで、予算の説明についても我々が誤解をうむようなことのないように、ちゃんと担当課からの説明を正確に聞き取って、その内容に基づいて提案説明をお願いしたい。このことについて、予算提案説明をされた担当課長から一言答弁を求めておきたいと思っております。

それから、災害復旧パイプハウスということで1件、これはパイプハウスは1棟なのか2棟なのかということにもよりますが、農機具でいくら、パイプハウスでいくら、これも確認しますが、今回の災害でパイプハウスの被害についても災害復旧対策として助成されると。とするならば、その補助率はいくらなのか、あるいは限度額があるとすればいくらなのか、災害復旧県負担にかかわる助成の内容について答弁を求めたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） まず再取得について、ご説明いたします。再取得もございしますが、農機具の修繕もございします。その内訳については、すぐには計算はできないのですが、修繕費のほうが多

くなっております。それと、それぞれの内訳ということでございますが、損害額ということでいきますと農機等で約1000万円、ボイラー等で240万円、ハウスで100万円、機械・ボイラー等については補助率が9割でございます。ハウスについては、7割でございます。限度額については、確かなかったと記憶しております。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 議案説明の際の件について一言申し上げたいと思います。担当課から伝え聞いておりましたのは、農家の機械修繕や再取得に対する補助金ということで聞いてございました。私の議案への書き込みメモもそのように書いてございまして、当日私のように申し上げたつもりではおりましたが、もし言い間違っておりましたら、大変申し訳ございませんでした。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

8番、平本佳司君。

○8番（平本佳司君） 平本です。よろしく申し上げます。

今回の令和元年度浪江町一般会計補正予算については、災害復旧費を初め適切に上程されているのかと私は認識しております。

ただ1点だけ、少し金額が少ないのですが、お尋ねしたいと思います。ページ数でいきますと、37ページでございます。中段の保健体育費ということで、保健体育費総務費という形で、聖火リレー関連イベント運営委員委託料という形で170万円ほど載っております。この件は、先日発表された新聞報道等見ますと、浪江町には福島水素エネルギー研究フィールド付近のリレーと、そして約600mほどのリレーをするという形だと思っておりますが、この170万円の根拠を内容等も含めてわかれば教えていただきたいと思っております。

それと同時に、この内容が決定しているかどうかも含めてお尋ねしたいのですが、今後事業終了後追加などがないのかどうかも含めて、そこまでは把握していないと思うのですが、事業内容によっては変わるのかと思っております。170万程度でできるのかも含めてその内容をお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） それでは、37ページ款10教育費、項6保健体育費の目1保健体育総務費、聖火リレー関連イベント運営委託料について、お答えいたします。こちらにつきましては、先に報道で発表されているとおり、翌年の3月26日に聖火リレーが県内で実施されるということで、初日に浪江町も聖火リレーを実施することとなっております。それに関連して、県で聖火リレーを盛り上げるためのイベントとして補助率が2分の1、実施額の補助の上限が80万

円ということで、盛り上げイベントに対する補助を予定しております。浪江町も聖火リレーが実施されるということで、特にそういったところについて盛り上げをしていきたいと考えておりました、それに対するイベントの委託料ということで、満額を想定して計上させていただいたというところでございます。

中身については、今のところですが、浪江町の産品を使ったものの振る舞いとか、あるいは花卉などを使って装飾をするなどのイベントを考えているところでございます。

なお、詳細については、オリンピック自体がスポンサーがついているということで、なかなか具体的な名称を使ってはいけないとか、いろいろ制約がございまして、振る舞いを行うような形で検討はしているものの、まだ具体的にこれがいいとか、悪いとかという調整が済んでないというところもございまして、ここから事業の詳細をつめていくという考えでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、平本佳司君。

○8番（平本佳司君） 内容等については、これからつめていくということでございますが、これの委託先というか委託費が出ているということはどこかには委託すると思うのですが、委託先の予定がありましたら、予定といたしますか、そういうのありましたらお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） お答えします。当然でございますが、予算の段階ですので、まだ決定はしておりません。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 12番、山本です。

ページ数で38ページ、災害復旧工事で1の農業用施設等災害復旧工事費、補正額が1億1200万円ほどです。それで、区分の15工事の請負費、農業用施設等の災害復旧工事です。件数が何件ありまして、どのような施設もしくはわかれば詳しくお願いします。

また、その下の19で、先ほど16番議員の歳入の質問と金額一緒なのですが、その支出でこの1件の農家さんだけなのですが、場所も把握はしております。そこで何を聞きたいかというのと、パイプハウスの件でよく風でハウスが倒壊とかしているときは、町の補助は以前はなかったと思ったのです。それで、通常だと共済か何かにかけていて、今までパイプハウスの災害で町が補助した経過があるかどうか。また、同じく農機具等もなのですが、これもその当時は共済等々で、今回は水害だからだったのかを初めにお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） まず、災害復旧の内容についてでございます。場所としましては、立野の沢上地区に集中しておりまして、農地災害として7カ所、水路が6カ所、農道1カ所、林道1カ所でございます。

それで、これまで農機具やパイプハウスに対する町の補助があったかどうかということでございますが、私の記憶しているところではなかったかと思えます。今回、歳入にも計上させていただきましたが、国・県から今回の甚大な被害に対する補助ということで、そういった制度ができましたので、それを受けて国庫と県支出金で多いところで9割きますので、その分を補助金として支出するということでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 再質問させていただきます。

農業用施設の災害復旧工事の箇所を言われたのですが、立野の沢上地区を私も見てきたときに、台風ですごい災害になっているなど思いましたが、山間部地域はかなりそこだけではなく多く被災したと思っています。町では、どの辺まで災害の確認をされたかどうか。私、このほかにもかなり多く見ているのですが、災害に該当する、もしくはまだもれている等々はないのかどうかを確認したいのです。再確認なのですが、立野地区以外には、道路もしくは水路等々で違う場所は何箇所ほどあるのでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 把握しているところとしましては、大堀の高瀬川の堤防のすぐ脇のところの農地が大分洗われたというところは把握しておりますが、それ以外のところは把握しておりません。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今回のは、この時期の補正なので、今のところはわかりましたが、多分多くのところが災害で壊れているところが多いと思うので、十二分に再確認してもらって、次期の補正でも構いませんが、壊れているところは早急に直していただきたいと、お願いします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第141号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第5号）を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第141号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第142号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第2、議案第142号 令和元年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第142号 令和元年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第142号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第143号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第143号 令和元年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第143号 令和元年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第143号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第144号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第144号 令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第144号 令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第144号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第145号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第145号 令和元年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第145号 令和元年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第145号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第146号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第146号 令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第146号 令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第146号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第147号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程7、議案第147号 令和元年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第147号 令和元年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第147号は、原案のとおり可決されました。
-

◎請願・陳情審査報告

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第8、請願・陳情審査報告を議題としま

す。

◎陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 陳情第1号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める陳情についてを議題とします。付託中の委員会からお手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（佐々木恵寿君） ただいま朗読のとおりです。

所管委員長から趣旨説明をお願いします。

文教厚生常任委員会委員長、渡邊泰彦君、登壇でお願いします。

[文教厚生常任委員会委員長 渡邊泰彦君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（渡邊泰彦君） それでは、私から趣旨説明をさせていただきます。

陳情第1号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める陳情の審査結果について、説明します。高齢化が進む中で、医療や介護の需要はますます高まることが予測されています。しかし、医療・介護の現場では、看護師や介護職員の低賃金、過重労働の実態が人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっております。看護師、介護職の賃金水準が全産業平均よりも低いのは、同じライセンスでありながら働く地域、施設によって初任給の格差があり、そのために低い水準の影響を受けて、全体の賃金水準が上がらず、看護師、介護職の地域格差や離職者増加につながっていると指摘されています。

文教・厚生常任委員会において、看護師、介護従事者の賃金底上げなどの処遇の改善により人材を確保し、安全・安心の医療、介護体制の構築を期待し、事務局長朗読のとおり採択とすべきと決定しました。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第1号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求

める陳情についてを採決します。

採決は、起立により行います。

この請願に対する委員長報告の報告は採択です。この請願について委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、陳情第1号については、採択とすることに決定しました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、発委第2号 浪江町議会政治倫理条例の一部改正についてを議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（佐々木恵寿君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、佐藤文子君、登壇でお願いします。

[議会運営委員会委員長 佐藤文子君登壇]

○議会運営委員会委員長（佐藤文子君） それでは、私から提案理由を説明させていただきます。

先ほど議案第108号で可決されました内容と一緒にございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度が導入されることから、所要の改正を行うものでございます。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第2号 浪江町議会政治倫理条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。
-

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第10、発委第3号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

- 議長（佐々木恵寿君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、佐藤文子君、登壇でお願いします。

[議会運営委員会委員長 佐藤文子君登壇]

- 議会運営委員会委員長（佐藤文子君） こちらも先ほど可決されました議案第114号に伴いまして、町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正に伴い、町長等の期末手当に準じて議会議員の期末手当を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

- 議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、発委第3号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。
-

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第11、発議第3号 看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（佐々木恵寿君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者の渡邊泰彦君、登壇でお願いします。

[10番 渡邊泰彦君登壇]

○10番（渡邊泰彦君） それでは、私から意見書の提案の説明をさせていただきます。

先ほどの陳情の採択を踏まえ、委員会で協議の結果、事務局長朗読のとおりです。

議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発議第3号 看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書（案）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、発議第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（佐々木恵寿君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者の大浦泰夫君、登壇でお願いします。

[1番 大浦泰夫君登壇]

○1番（大浦泰夫君） 提案理由につきましては、事務局長朗読のとおりでございます。

趣旨をご理解いただきまして、議員各位のご賛同をよろしくお願

いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、発議第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
(案)を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに各特別委員会委員長から、お手元に配付した申出書のとおり、継続審査又は調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定しました。

以上で、今期定例会に付された事件は、全て終了しました。

◎町長あいさつ

○議長（佐々木恵寿君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

〔町長 吉田数博君登壇〕

○町長（吉田数博君） 今期定例会が閉会されるにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、去る12月10日の本定例会開会以来、

慎重かつ熱心にご審議を賜り、ご提案申し上げました全ての議案についてご承認いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の過程でいただきましたご意見、ご提言につきましては、今後の町政執行に十分生かしてまいりたいと考えております。

さて、ご承認いただきました議案第110号 東日本大震災等による被災者に対する令和2年度の町税の減免に関する条例の制定につきましては、提案にあたって苦渋の決断でありました。

「町のこし」から持続可能なまちづくりに移行する時期にかかります。痛みを伴う案件ではありますが、町民の皆様に対する行政サービスの維持向上のため、議員各位のご理解をいただいたものと考えておりますので、引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、議案第137号 請戸地区災害公営住宅に関する売買契約の締結につきましては、いよいよ住宅の建設に着手することとなります。震災発生からまもなく9年を迎えようとしておりますが、請戸地区の皆様には長期にわたりお待ちいただいた案件であります。今後遅れることなく、できる限り早く町内での生活が再開できるよう事業を進めてまいります。

さらに、議案第141号 一般会計補正予算では、水産業共同利用施設、漁具倉庫施設整備工事費につきまして予算計上し、ご承認を賜りました。去る10月25日に、荷捌き施設等が落成し、まもなく請戸で競りが行われ、かつての活気ある請戸の姿を取り戻すことと確信をいたしております。一日も早い再開に向けて、今後さらなる事業の進展に努めてまいります。

なお、先般発生いたしました台風19号災害につきましては、被災された町民の皆様の生活再建に向け、できる限りの支援に努めてまいりますので、議員各位のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後にご案内となりますが、JR常磐線が来年3月に全線復旧することを記念して、新年度の4月下旬に「町民号」を計画しております。広報なみえ1月号で皆様にお知らせをさせていただく予定でありますので、議員各位におかれましても、多くの町民の皆様との再会・交流の場と捉えていただきまして、ぜひご参加を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、年の瀬を迎え、寒さも厳しくなっておりますので、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、新年を迎えられますことをご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

令和元年12月19日、浪江町長 吉田数博。いろいろありがとうございました。

◎閉会の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。
これをもって、令和元年浪江町議会12月定例会を閉会します。
(午前10時08分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 佐々木 恵 寿

署名議員 大 浦 泰 夫

署名議員 石 井 悠 子

署名議員 高 野 武